

第六十四回国 参議院 内閣委員会 會議録 第六号

昭和四十五年十二月十六日(水曜日) 午前十一時二分開会

委員の異動

十二月十六日

辞任

津島 文治君

補欠選任

二木 謙吾君

出席者は左のとおり。

委員長

西村 尚治君

理事

石原幹市郎君

八田 一朗君

足鹿 覺君

上田 哲君

委員

佐藤 隆君

柴田 栄君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

星野 重次君

安田 隆明君

山本茂一郎君

矢山 有作君

山崎 昇君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

片山 武夫君

岩間 正男君

國務大臣

愛知 揆一君

外務大臣

中曾根康弘君

國務大臣

山中 貞則君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 岡田 勝二君
人事院事務総局 尾崎 朝夷君
給与局長 栗山 廉平君
総理府人事局長 河合 三良君
行政管理庁行政 久保 卓也君
管理局長 江藤 淳雄君
防衛庁防衛局長 鶴崎 敏君
防衛庁防衛教育 島田 豊君
局長 竹内 黎一君
防衛庁参事官 佐藤 正二君
防衛施設庁長官 須之部 量三君
外務省条約局長 大河原良雄君
外務省国際連合 井川 克一君
局長 西堀 正弘君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
自治省行政局公 山本 明君
務員部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

防衛庁経理局長 田代 一正君
防衛庁装備局長 蒲谷 友芳君
外務省アメリカ 千葉 一夫君
局北米第一課長 鹿取 泰衛君
外務省経済協力 吉岡 孝行君
局外務参事官
大蔵省主計局主 計官

厚生省児童家庭 石野 清治君
局企画課長
自治大臣官房 佐々木喜久治君
参事官

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○山崎昇君 きょうに引き続いて公務員の給与問題でお聞きをしておきたいと思つていますが、たいへん残念ながら時間を制約されてきましたから、飛び飛びになつて、あるいは質問が関連性がないこともあるかもしれませんけれども、その点はひとつ理解の上で答弁を願ふことと思つてお聞きをいたします。

きのうの研究職の問題について、科学技術庁から申し入れ事項等の内容と、それに関連する人事院の見解を多少聞かしていただきました。そこで

きょうは、本来なら相当私も研究職については質問してみたいと思つておる項目でありましたけれども、どうして全体の時間配分上、時間がありませんので、一点だけ聞いておきたいと思つてお聞きをいたします。

研究職全体については、多少、一般行政職よりは率の面では上げておるようでありませぬ。ただ、この内容を検討すると、何で研究職の四等級だけが一般職より低いのか、対応する等級より低いのか。あとの一、二、三については少しめんどう見ているようであります。その点の見解だけお聞きを願ふと思つてお聞きをいたします。

○政府委員(尾崎朝夷君) 研究職の四等級の場合には一三・六%の改定率になっておりますが、これは行政職の対応いたします数字といたしましては六等級ないし七等級、六等級の場合には一・九%、七等級の場合には一四・二%ということとで、そういう対応になっておるわけでございます。したがらしまして、これは職員構成の関係で一三・六%という形になっておるわけでございます。行政職(一)と研究職の四、五等級の改正につきましては、均衡をとつた改正にいたしてございませぬ。

○山崎昇君 いまの説明では納得いかないです。研究職の四等級については、おおむね行政職の(一)表の六等級くらいと対応させておるわけでしょう。六等級と対応したとすれば、〇・六%くらい低いです。ね、研究職の四等級の場合には、だから一、二、三等まではかなりあなた方は見たつもりのようにだけれども、四等級だけが何か人的構成の結果そう言ったと言ふけれども、これは少しおかしいのじゃないかと思ふ。だから、これは私のほうは、どうしても、研究職の四等級だけがあまり上げられていない。研究職全体としては行政職より多少見ているけれども、特にこの

四等級だけがそう上がっていないということについて、たいへん納得がいきませんので、これはとても時間がありませんから論争しませんが、将来これは考えてもらいたいというふうにしておきたいと思っております。

それから、あわせてお聞きをしておきたいのは、どうして公安職の初任給だけが特に上がらなければならぬのか。これも、人を集めるのに集めにくいからめんどろ見たと、こういうことだろうと思うのですが、それにしては公安職の初任給だけがばかに上がっている。従来は一号くらい上であつたけれども、今度の場合は二号も上がつておる。これは私は、うがった見方をするのには政治的な発言になるから控えておるのですが、どうも公安だけがあまりこういうやり方をするといいことは、一般行政職からすれば納得されないのではないか。こういう気がいたしますが、どうして公安職だけがこんなに上がるのか。これも説明願っておきたいと思つておきます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 公安職につきましては、対象としたしましては、国家公務員の場合には主力は刑務所の看守でございます。それに対応いたしましたは、巡査、巡査部長等の職員がおるわけでございますけれども、特に看守及び巡査等につきまして、職員の採用が非常に困難になつておる。で看守の場合には、最近試験を、従来は一度でございましたけれども、一度で充員できまざんで二度もやつておるといふ実情でございます。一方、勤務の態様も、御承知のとおり非常に特殊な態様でございます。かつ勤務時間も週五十一時間程度の長い勤務時間をやつておるわけでございます。従来からいわれる水準差と申しまして、二号俸程度の厚みを加えておつたんでございますけれども、やはりその採用そのものが非常に困難だといふ面を考慮いたしまして、今回ほ一号俸くらいの改定を加えたということでございます。

○山崎昇君 採用が困難だということになつてきて、それだけを最大の理由にしてこういう号俸調整

整をやるということになると、現業労働者なんかもつと採用困難ですよ。たとえば清掃にしましては、もその他にしても。ところが、そういうことについてはあまりこういう措置がとられていない。だから、どうも私は人事院のやることは、水準差と一つ一つの理論的な根拠をとりながら、特定のものについてだけばきわめて優遇するような政策がとられておる。こういうことについては私はどうも納得ができません。だから公安職の場合も、従来は二号俸くらいこれは調整していただきます。言うならば半年に一べんは一号俸上がるといふことになる。結果から見れば、しかし今後は、三号俸で大学の乙と同じくらいのは初任給を取つていくわけですよ。一般行政職と比べたらあまりにも高過ぎるのじゃないでしょうか。これも私は指摘だけしておきますけれども、こういうやり方というの、なるべく人事院は、私は全体の公務員、二百何万の公務員全体を見ながらやらなければなりませんし、多少は特別の措置も必要であると思つておきます。全然はそれは否定いたしません。しかし、いづれにしても今度の公安職のやり方というのは異常だと思つておる。ですから、こういうものを一般の行政職の公務員が見れば、何か七〇年対策ではないか、あるいは治安対策ではないか、こういうよけいな心配まで職場では議論されておる。そういうことをあなたに申し上げておきます。そういう意味で公安職については私も納得できまざりせんけれども、これはごだわることもできませんので次に移りますが、いづれにしてもこういうやり方は今後改めてもらいたい。こういうことを強く申し上げておきます。

その次にお聞きをしておきたいのは、この医療職の(一)表と(二)表の関係ですが、医療職の(一)表でいえば薬剤師あるいは獣医師等は四年制の大学を出ながら一般の医療職(二)表との間に格段の差がある。あまりにもこれは差があり過ぎるのではないかと。したがって病院等へ行ってみますと、やはり薬剤師あるいは獣医師の皆さんでも相当な仕事をしておるんだけれども、給与の面で言うるとたいへ

ん格差がある。これは従来から問題になつておる点で、少なくとも四年制の大学を出てきて、それなりに国家試験があつて、そしてその資格に基づいて仕事をしておる者については、やはりほかのものとの均衡をとつてもらいたい、そういう意味では薬剤師、獣医師等の問題については行政(一)表で扱うようにしてもらいたい。こう思うのであります。どうですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) ただいまの御指摘は、医療職の(一)を適用いたしております医者と、それから医療職の(二)を適用いたしております薬剤師等、医療職員についてのバランス問題かと存じますが、医療職(一)のほうのお医者さんのほうは、御承知のように養成課程におきまして、四年制でございます。現在六年制になっておるわけでございます。現在はインターン制度が変わつてきておりますけれども、従来はさらに一年のインターンをしておるといったような状況でございます。そういう意味で最初から養成の期間が違うという点がございます。それに民間の給与を調べてみますと、医者の場合には、医学部を卒業しまして、最近ですぐに免許をとるようになりますけれども、そういう職につきまして、もうすでに十程度の初任給になっておるわけでございます。これは普通の大学卒業者の初任給としてはいさぐ破格の水準でございます。私はこの関係は、やはり需給関係から申しますと供給不足現象ではないかというふうにお考えしております。やはりそういうふうに必要な数が多いのに対して供給が少ないという職員につきましては、非常に民間給与が高くなるという関係になつておるのではないかと。いふに考えますが、一方薬剤師等の場合については、普通の行政事務の民間給与の場合と大差はございません。で、四年制大学を卒業した場合の初任給というものは、行政の場合の事務、技術と薬剤師の場合の初任給とは、大体従来からほぼ同様な金額になつてきております。しかしながら、本年の場合にはやや薬剤師のほうが高目に出まして、六

(一)よりも高目に薬剤師の初任給を改定してございませう。そういう関係で、両方の需給関係の違いが、医者の給与の形に非常に強く出ておるといふふう

に承知しております。

○山崎昇君 需給関係は私もわかりませう。それから従来は、たとえば高校卒の初任給と大学卒の初任給のきめ方を見ると、大体大学一年について一年半くらいに見ながら金額的には調整をしておるんですね。かりに四年制と六年制の違いがあるにしても、いまの需給率の関係があるにしても、医療(一)と医療(二)にはかなりな差があるに過ぎない。意味では、同じ病院におつて、やはり思わしくない空気もある。そういう意味では私は、獣医師なり薬剤師についてはもう少し配慮してもらいたいということも、これも申し上げておきたい。それからあわせて、学歴もさることながら、一つの国家試験を通じて資格のある者については、それなりにやはり待遇をすべきでないか。その最もいふ端のにあらわれているのが放射線技師だろうと思つておる。この放射線技師については、初任給だけあなたの場合でございまして、四月から改定をした。しかし、在職者についてはほとんど何も顧みられおらない。いまそれぞれ組合なりあるいは職場等で話し合いが進んで、上がつておるところもあつた。人事院の考え方がいかによつてこれらの諸君の給与というものが上げられるか、そのままであるか、いませとぎわにきておるといふふうにもいわれておるわけでありませう。

私はぜひ総裁にお願ひしておきたいと思つておるが、ぜひとも考えを直してもらつて、在職者についても話し合いをしてやつておるところももうすでにかなりあるわけですから、そういう意味では新しい資格に基づいた給与というものについては、積極的な姿勢をとつてもらいたい、こう思うのでありますが、総裁どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) このような種類の場合に、制度的に在職者調整をするということについては、い

ろいろむずかしい問題があると思ひます。たとえば適切な例かどうかは、これはわかりませんが、保留しておきますけれども、中級あるいは初級で公務員になった人が、あとで上級職の試験に合格した場合に、その人たちの扱いはどうするかという場合に、私は上級をせつかく通つたんだから、それにふさわしい人事の扱いをしらよからうという気持ちを持っているのですが、そういうことに近い性格のものではないかという意味で、非常に同情的な気持ちは私持っておりますが、制度的な調整にはちよつと向かぬのじゃないかということでございます。

○山崎昇君 制度的に向かないということはあり得ないと思つたわけですね、それは法律が変わつて新しい資格をとつたわけですからね。それは一人、二人の問題ではないわけですから。ほぼ一万人近い人が全員通つていくわけですから。したがって、これは当然初任給と同じように考へてしかるべきではないか。すでに民間でも調整しているところもある。それから公務員の中でもそれぞれやっているとある。そういう意味ではこの問題ぜひひとつ積極的な姿勢をとつてもらつて、これからのいろいろ現場現場で話し合ひやるようでありますから、その際にはあなたの方のほうからだめだとか、そういうことのないように、新しい資格に対応する給与の調整については、人事院も理解を示してもらいたい、こう申し上げておきたいと思つたのです。

いま委員部のほうから総務長官が二十分ということ、私はこま切れでやりにくくてどうもならぬのですが、総務長官に先に要望しておきたいと思つた。それは高齢者の問題です。これは人事院にも関連するのですが、まず人事院に、高齢者はあなた方は昇給延伸をするというのだが、一体どれくらいか、該当者は等級表別にどういふ該当になつてゐるか。これはいままでも数字が出せなければ、あとで私資料としてもらいたい。これによつて一体どれくらい節約されるというのか、その点

からまず聞いていきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 該当者でございますけれども、一応行政(一)、医療(二)については六十歳以上、その他の俸給表につきましては五十八歳以上というところで該当者を調べてみますと、二万二千二百五十四人おりました、全体の四・五%でございます。で、こういう職員につきまして、勧告をいたしました。昇給期間は一年半ない二年に延伸をいたしたいということを申しておるわけでございますけれども、これによつてどれだけ節約になるかというお話でございますけれども、これは節約というのが目的ではございませんで、結局官民格差の上でそういう職員が民間より非常に高く、一方、その分だけ若い職員につきまして官民格差が逆になつておるといふ点がございまして、そういう関係を是正したいという意味合いでございます。いまして、今後の勧告におきましては、次第にそういう形になつてくるといふ性質のものでございます。しかし、当面、一年間にかりにそういう関係を計算してみますれば、四億円程度かというふうにか考へられます。

○山崎昇君 そので人事院に聞きたいのですが、法律の八条六項を要するに、もう私は昇給の性格が変わつてくるのではないかと。従来は一定の成績をおさめればそれが大体法律では十二カ月となつてゐる。その間良好の成績で過せば昇給というものはやることになつてゐる。しかし、かつ書きで、特例として、人事院規則では、いま説明のあつた五十八歳ですか、これに該当してくと、その成績が良好でもこの者は昇給が延伸される。これは昇給の性格が変わつてくるのではないかと私は思つたのです。言うならば、この人については、いかに成績が良好であつても、単に年齢に達したということだけで昇給が延伸される。これは、かつて委員会であつたが私に昇給の性格について述べたことと矛盾してゐるのではないだろうか、こう思つたのですが、この昇給の性格が変わつたのではないかと思つたのですが、どう

ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどのお尋ねの節約云々というのは、これは重大な御質疑でございますから、まずそのところに触れてはつきり申し上げさせていただきます。

この延伸によつて、当面それはお金がかつていふ面はございませぬけれども、私どもの一つの出発点は、こういう逆格差の人たちをかかえておきますと、官民比較をする場合にマイナスの面にこれが作用してきて、たとえば去年の場合これは痛感したのでありますけれども、去年は一けたか二けたか、一〇パーセントか九パーセントかというところで、組合の諸君も注目しておりましたし、私どもも注目しておつた。そういう場合に、〇・三か〇・四か知りませぬけれども、逆格差の人をかかえておきますために、本来二けたになる人が一けたに沈んでおるといふことになれば、官民格差に響いてくる、配分もそれだけ減つてくるという問題から、それは当面どうということはないと思ひますけれども、このままこれをほうっておいた場合においては、将来そういう格差の面でマイナスになつて、節約という面からいへば、それはマイナスになるほうがあるいはいいのかもしれない、喜んで人もあるかもしれないけれども、われわれとしてはそれは正しい行き方ではない。正確にやれば官民を比較して、向こうが高齢者に対して昇給延伸をしておれば、われわれもそれに形を合わせることによつて、逆の格差が出ることを防ごうというのが一つのねらいでございますから、それをひとつはつきり申し上げさせていただきます。節約ではないということですが。

そこで、次の昇給の性格の問題、これはわれわれの考え方としては、従来昇給制度というもののについて、確かにここで御説明はしておりますが、たとえば昇給について、成績良好である者という法律の条文との関連において御説明したのであつて、この昇給期間が一年とか何年とかいふ問題は、いままでも触れたことはないと思ひます。そこで、昇給制度のあり方の問題として、大体昇給というのはいま趣旨からそういう制度が

あるのかということから照らしてまいりますと、大体生活のいろいろな関係、それから本人の職務の遂行能力の向上、あるいは生活上の負担の重くなる、そういう関係から、だんだん年数を経れば昇給させる。しかし、あるときには山がある。遂行能力もある山から先はそう顯著に伸びるということもあるまい。生活上の負担も、大体ある程度のところから先は若い人ほどにはあるまいという線がありますからして、そこに区切りを求めるときではないかというのが昇給制度の一つの筋論になつてゐる。年功序列型という問題に対して非常に批判があります。そういう点に私は触れておるのだからと思ひますが、民間の場合においては、それが五十六歳程度のところから昇給の扱い方が違つておる。これは筋の立つたことだといふことで、これに合わせようといふことでございませぬ、私から見ますれば、非常にお気の毒な方もおられますが、これは忠ならんと欲すれば孝ならずといふ面が実はあります。しかし、昇給制度の趣旨といふ、それから官民格差の場面からくる一つのポイントがあるということなどあわせ考へて、この措置に踏み切つたということでございます。

○山崎昇君 いま総裁から述べられたのですが、基本的に言へば、民間賃金に正しく人事院勧告は従つていますか。たとえば十六種類の俸給表だつて、全部比較はできないでしよう。比較できないものは行(一)の表を中心にして水準差といふことでやつてゐるじゃないですか。必ずしも民間賃金を土台にして人事院勧告というのにはおられない、俸給表全体を見たら、まずそれが一つの問題点です。それから、いまあなたはマイナスの面がある、と、それじゃ二万人かのこの人の犠牲において勧告率というものが操作されてゐることになる。それはどういふ私どもの忍び得ることではないです。じゃ、いまあなたの三つ目に言われた年功序列型賃金はだれがこれを設定をしたのか、あなた方じゃないですか、この年功序列型賃金を今日ま

○政府委員(佐藤達夫君) 私どももほかおかりして知らぬ顔しておればそれで済むことでありましょう。人騒がせなことをしてという御批判が、おそれくありましようけれども、私どもの真意は、先ほど申しましたように、公務員給与全体の船が沈むことを防ぐために、少しでも早目に手を打つ必要があるのです、その信念に基づいてこれを思い切った措置をしたということでございますから、その関係の方々、当面影響をお受けになる方々に対する衝撃を、これをやわらげなげやならぬということは十分考慮しております。しかし、その実施そのものを延ばすというところまでは、これは考えておりません。

○山崎昇君 これはね、私はせひひとつもう一年くらい延ばしてもらいたい。これは人事院規則を考へればいいことなんです。あなたの決断でできることなんです。それでなきやね、かりに二万二千人の人であっても、せつかく四十年も五十年も役所へつとめて、一生懸命やってきました、若いときには低い賃金で押えられて、ようやくこの年齢に達したら、あなたは昇給延ばす、どういふ気持ちであなたの人やめると思いますか。私は人事院というのね、確かにあなたの言う配分の問題もあるでしょう。しかし、少なくともね、長年勤務して、公務に精励した者に対するこれは冷遇むざむざ仕打ちじゃないですか。あまりに私は民間賃金民間賃金ということで、官民比較官民比較ということで、金科玉条のようにあなたにしておられるけれども、必ずしもそうならない面だつてたくさんあるではないですか。重ねてあなたに申し上げるが、どうですか。これ、何とかこれ配慮してもらいたいと思つておるのですが、どうですか。重ねてあなたの決意を聞いておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 過去一年間、ともあれわれわれとしては関係の方々にもひんばんにお会いいたしましたし、私どもの意のあるところも御説明を申し上げて御納得を求めつつ今日に至つておるわけでございます。その間の経過的な措置については遺憾ない処置をとつた。しかし先ほど申し

ましたように当面この適用をお受けになる方々、これはもういかにもお気の毒であります。したがいまして、その点についてのまあいわば衝撃の緩和と申しますか、その辺のことについてはもうできるだけの措置を講じて、そうして実施にだけは移さしていただきたいという気持ちでおるわけでございます。

○山崎昇君 あなたのいま言う衝撃の緩和とは、具体的にどういふこと考えられますか。私はこういう問題は抽象論ではいかぬと思うのです。一番私は困るのは年金だと思つておるのです。年金に救済の道がありますか。かりにやめるとき十号俸上げたとしても、救済できますか。だからこういうその人の死ぬまでの一生を支配するようなもの、あるいはその生活を支配するようなものについて軽々しくこういう制度変更ということはずべきではない。あなたはいま一年間いろいろの人に会つたと申すけれども、こういう該当者にどれだけ会つて意見聞きましたか。賛成するものが一人でもおられますか、おらぬでしょうか。私はほんとうにきのう来この人事院の考え方というの弱層、そういうものに対してはもう全く冷酷な勧告だ、ことしは、いままでもないです、こんなやり方というの。せつかくあなたは二一・五六という数字出したし、今日完全実施までできたけれども、その裏にこういう冷酷なことをやるといふのは予想も私どもしませんでした。(ちよつと言ひ過ぎしやないかなと呼ぶ者あり)そんなこと関係ない。おまえの言うことじゃないよ、私の見解なんだから。人事院はもう少しこういう弱層であるとか、あるいは公務員全体のこともと考へて私はやつてもらいたいと思つておるのです。それでなければ、いつかの時期には人事院に対してもつと不満が爆発しますよ。そのことだけ私は警告してこの問題は、次の問題聞いておきたいと思つておるのです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 産前産後の休暇につきましては、人事院規則一〇一四におきまして就業禁止的な措置がとられておまして、これに對してはそういう場合には有給という措置がとられておるわけでございます。したがうしまして、私どもの勤勉手当の算定の基礎といたしましては、私にいわば就業禁止的な措置でございますから、それによつて特に不利益になるという形にしているわけではございません。

○山崎昇君 そうすると、重ねて確認しておきますが、勤勉手当の支給について、産前産後の休暇をとつたから勤勉手当を減額するということになると、それは違反になりますね。そういうことはできないことになりませんか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 期間率の計算におきましては、いま御指摘の産前産後の休暇のゆえをもちまして、期間率を減らすということは制度の趣旨ではございません。

○山崎昇君 そうすると聞きたいのは、産前産後の休暇をとつたから、期間は切れたかもしらぬが、あとは問題は成績になりますね。ところが、そういうことによつて勤勉手当を減額しているところが現実にある。これはいまだこということは申し上げませんが、ただ私は勤勉手当の性格からいって、産前産後を理由にして勤勉手当を減額するということ、これは違反になりますね、こう聞いている。そういうことはあつちやいけませんね。もしあつたとなれば、それは復元をさせなければなりませんね。その点確認しておきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 勤勉手当の計算におきましては、勤務期間というの成績率という両方をちまして算定をいたすわけでございますが、

当面の問題は、成績率という関係は別といたしまして、勤務期間というだけの問題について申し上げますと、産前産後の就業禁止期間におきまして、お産のために休んだというゆえをもつて勤務期間の計算を除外するということは制度の趣旨とは違つたことではございません。

○山崎昇君 制度の趣旨と違つたこととはあなたの言うとおりで、ただ現実としてはいまの勤勉手当の出し方をどうしているかといへば、疾病であるとか病氣であるとか、そういうもので休んだことによつてある程度基準としてやられておる。したがつて、いま全国どこへ行つてもこの勤勉手当の支給はおおむね出勤日数をもつて大体判定しているというのがやり方だと思つておる。ところが、あるところではこの産前産後に休んだということでも現実には減額をされている。こういう現象があるものだから、それはやはりいけなないことですね、こうあなたに聞いておる。簡単に言うところ、どういふことなんです、どうですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 勤務期間の算定におきましては、産前産後の期間について除算するということ、制度のたてまえに反します。

○山崎昇君 次に御聞きをしておきたいのは寒冷地給について聞いておきたいと思つておるのですが、それはいつごろ勧告が出来ますか、いまだどういふ作業の経過をたどつておるのか、まず聞いておきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 寒冷地手当につきましては、最近北海道における石炭の値段が若干上がつてきておるわけでございますが、最近の人事院調査をいたしましては、まだ最終的な形にはなつておりませんけれども、大体九〇%程度上がつておるのではないかと申して約二千円程度の増高がなされたというふうに見ておられますけれども、一方定率分というのがあるにしまして、ベースアップがございまして、それに應じてスライドしていくという方が四割ほどございまして、そういう意味で、一方におきまして増額している面がございま

すので、そういう関係の両者の見合いという点をいまいろいろ検討しているところとござい
ます。なおそれ以外に地域区分につきましても、
各地からいろいろ不均衡であるという御要請がご
ざいます。地域区分につきましても、昭和四十三年
の改正におきまして一つの評価基準を公表いた
しまして、それに基づいてしっかり格づけをする
ということにしていまして、おのり格づけをする
けれども、なおそれによりまして、私どももいた
しましては、従来からのもので、何と申しますか、
やや格づけが高過ぎるという感じのものもござい
ます。他面におきまして、御要望のございますの
は、私どもとしては、どうしても必要なものとい
うものは、前回の勧告でやりましたつもりでござい
ますけれども、非常にいわば基準のすれすれのところ
で、その後の資料の問題としてどうだろうかとい
う問題が若干あるように思っております。そうい
う意味で、現在そういう点について検討してござ
いまして、このペースアップの問題につきましても規則・細則
等による当面の支払いが問題でございまして、
それが終わりましたから、今後さらに検討したい
というふうにも考えております。

○山崎昇君 あなた方の結論が出るのは大体いつ
ごろですか。いまここで述べたから、それがまた
どうだということを言いませんが、およそのめど
を聞いておきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) やはり検討をよくしま
してからどういふ結論になるかということござ
いまして、いつまでに結論をつけるというつもり
ではなかなか——検討はするといよりは、むし
ろやってみてどういふ結論になるかというところ
でございまして。

○山崎昇君 結論を聞いてるんじゃないのです
よ。たとえば、ことし中にある程度めどをつけ
ようというのか、一月中ぐらいまでにはめどをつ
けて検討を終えようというのか。そういう意味
で、そのめどをいつごろに置いて大体あなた方は
作業をやっておられるのですか、こういま聞いて

いるのです。結論はもちろんだういふふうに出る
かわかりませんよ。それまでにはあなた方またい
ろいろな人に会って話も聞くでしようし、意見も
聞かなくてならぬでしようから、そういう意味で
いま聞いています。おおよそのめどをどこら辺に置
いているのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 資料の問題もございま
して、いろいろ収集をいたす必要もございませ
ん。やはり結論が改定すべきだという結論になら
ないで、やはり御要望の趣旨には沿わないわけでござ
いまして、当面はこれでいいんだという結論では
やはり御要望の趣旨には沿わないわけでございま
すから、そういう結論が、増額改定するような
結論が出るかどうかという点について、今後やっ
ぱりよく検討してみたいということございま
す。

○山崎昇君 検討はいいでしよう。しかし、のん
べんだらり、いつ出るのかわからないで、検討、
検討では困るから、きょうはやっぱり委員会です
から、国会としてもこれは相当注目をしている問
題だし、いろいろ関係者からの要望も強いことだ
し、それからまた労働組合ばかりでなしに、これ
は俗に言う首長さん方もかなり強力でやられてい
る問題でもあるから、おおよそのめどぐらいいは
持つてやらなきゃならぬであらうと、こう思うの
です。ですから、総裁どうですか、たとえば、一
月中くらいまである程度めどをつけるとか、
おくれでも二月一ぱいくらいにはめどをつける
か、そういうおおよそのめどについて総裁から答弁
願いたいと思えます。

○政府委員(佐藤達夫君) 仮定の問題として防
用の諸施設の施設のために要する費用が、物価等
の値上がりによって非常に上がって、そしていま
局長が言いましたような定率分でもまかない切れ
ないというふうなはつきりした事態が起れば、
これはもうわれわれとしてははつきりしておけな
いとは申すまでもないであります。それはど頭著
のものがいままありませんものから、正直申し
まして、われわれとしてはじっぴりかまえて、諸

般の趨勢をきわめていこうと、これはいまお話し
のありましたように、北海道が一番御熱心でござ
いますけれども、北海道ばかりじゃありません。
各地ももうしゅちゅう引きも切れない。局長のと
ころにはもちろん来られませんが、私のところ
にはほとんど応接にいとまないほど来られます
ので、われわれもとても気を許すひまも来れませ
ないという次第でございまして。その点は御信頼を
いただきたいと思います。

○山崎昇君 御信頼はしておりますよ。しますけ
れども、やっぱりいつになるのかわからぬとい
うのは、これは同じ人が何回もくるでしようから、
総裁としては事務当局を啓蒙するなり何なりをし
て、おおよそは二月一ぱいとか三月一ぱいとかに
はめどつけたいたいたいか、それがつか
なかったからあなたの責任をどうだということ
を言
うんじやないですが、人事院にそれだけ熱心に各
地からきている問題でありますだけに、重要であ
りますから、三月一ぱいくらいまでにはおおよそ
のめどがつかますかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 消極的なめどでは何も
なりませんので、めどをつけるにはやっぱり積極
な意味でのいいめどをつけたいとわれわれはひそ
かに思っております。三月一ぱいとか何という期間を
お切りいただくのは、ちよつと無理じゃないかと
いうふうにも思っております。

○山崎昇君 期限切っているわけじゃないけれど
も、あなた方の作業の段取りを聞いておるので
あって、ですから私の理解としては、人事院は一
生懸命やっておるが、なかなか公開の席上で総裁
としては言えない。しかし、おおよそ総裁の意見
を参考すれば、三月一ぱいくらいにはおおよそ
そのめどがつかんじやないだろうか、こう私は印
象として理解をしておきますが、せひそういう方
向でやってみてほしいというふうな、これは希望
しておきたいと思えます。

○政府委員(山本明君) お答えいたします。
地方公務員の給与制度は地方公務員法あるいは
警察法、教特法によりまして、国家公務員の給与

まず自治省にお聞きをしたい。自治省にお聞き
をしたい一つは、国家公務員には人事院勧告とい
うのがありますね。それから県と六大都市には人
事委員会の勧告がありますね。しかし、市町村等
についてはそういう制度がない。そこで市町村に
ついては、自治省が何か助言指導というか、こう
をとおしておるようでありまして、これが助言指導
ではない、むしろ、県の地方課を通じて半ば強制
であるかのごとき指導が行なわれておる、こう私
どもは見えておるんですが、制度的におおよそ公務
員の給与をきめるのに三つのパターンに分かれて
おる。これについて一体自治省はどういふ見解を
お持ちになるのかというところが一つ。

それから二つ目は、市町村の給与について
は、おおよそ市は五等級がよからうとか、市町村
は四等級制がよからうとか、あなたのほうの給与
課である基準を何かつくって押つけておるよう
であります。そういうふうなきめた根拠は一体
何なのか、どこに根拠があつてそういうきめ方を
したのか。

時間がありませんから続けてお聞きをしておき
ますが、第三番目には、特勤手当についての準則
みたいなものを出しておるが、これは一体どうい
う実態調査を行なつてそういうものをやつておる
のか、これが三つ目。

四つ目は、国家公務員にない職種がたくさんあ
ります。地方自治法の二百四条を見て、国にな
い手当がやっぱり二、三載つておる。そういう点
からいとうと、この国にない職種の賃金について
は、どういふあなたの方指導をされておるのか。た
とえば、社会福祉関係あるいは清掃、給食、電
気、これは発電所もそうでありまして、あるいは
藪検定所でありますとか、そういうふうなほとん
ど地方自治体にかかないような職種の賃金につ
いて、どういふ見解をお持ちなのか聞いておきた
い。一応この四つ聞いてから再質問します。

に準ずるといふ基本的な考え方を保持してわれわれ指導してまいっておるわけでございます。先生おっしゃいましたように、府県六大都市は人事委が勧告をいたしております。それ以外のところは、市町村が独自で給与改定を行なっておりますという状況でございます。われわれもいたしましては、基本的には先ほど言いましたように、国家公務員の給与に準ずるといふたてで進めておりますけれども、やはり地方には先ほどお話しのように国家公務員にない職員、職種もございまして、あるいは初任給にいたしまして、その地域のいわゆる地場産業との関連というふうなものもございまして、私たちのほうは、国家公務員の給与を基準といたしましては、いわゆる実態に合った給与改定を行なう、あるいは給与の改善を行なうということにつきましては、その実態というものをながめながらやっていっていいのではないかと、このように考えております。したがって、市町村分を、県の地方課を通じていろいろ締めつけるというふうな考え方は持っておりません、やはり自治体として、その実情というもののなかから給与改定を行なうという指導をしてまいってきておるわけでありまして、

それから、等級制度につきましては、基本的には、たとえば県の職員の問題につきましては、国家公務員が八等級でございますのを、一等級、いわゆる局長級という一等級を除きまして、二等級からですから、七等級になっておるわけでございます。それは三十二年でございますか、そのころに県の部長と、それからいわゆる国家公務員の本省のほうの課長と対応させまして七等級にしておる、そういうふうでございます。そして、それに合わせて、市町村におきましても、等級制を五等ないし四等というふうな指導したわけでございます。しかし、その後、きのうも先生おっしゃってありましたように、国家公務員には指定職ができたというふうなことで、国の等級の変動がございましたので、したがって、この変動に合わせて等級を変えよう、考え直そうとい

うので、現在、地方公務員給与問題研究会で、この調査を現在お願いをしておるというところでございます。それから特勤の準則でございますが、これも十八年に制定をいたしました、三十六年まで数回の一部改正で基準を示してまいりましたが、実はこの問題につきましては、各地方公共団体におきましては、かなり特殊事情がございまして、その特殊事情に合わせて、それぞれ実態に合ったようなふうな特勤をつくっておりますので、そのつど具体的な基準は実は三十六年以降は示しておりません、国家公務員の特勤の変わりまして、これについては御通知は申し上げておきますけれども、特勤については、やはり地方の実情の中からやらざるを得ないだろう、自治省で基準をつくるのは非常にむずかしいということで、国のほうにつきましては御連絡を申し上げませけれども、自治体はそれぞれ自分の実態に合わせてつくってもらい、こういうふうな判断をしておるわけでありまして、またそれでいいのではないかと、こういうふうな考えをしております。

それから、国にない職種の職員の給与基準についてどうだという御質問でございますが、一応基本的な、先ほど申しましたように、国の国家公務員の給与を基準といたしておりますけれども、ないものにつきましては、その職務の内容等の実態が最も類似しておるものをとってまいりまして、それを基礎にして従来は指導してまいりました。これは清掃等、かなり国にない問題が出てまいっております、これにつきましては、先ほど申しました給与問題研究会でも御指摘がございまして、おっしゃいましたように、国の同職種の給与に準ずるものとするけれども、特に地方公共団体特有の職員については、労働賃金の関係から、民間の同職種の相場賃金があるのではないかと、これをやはり考えなくちゃいかぬじゃないかという御指摘がございました。これにつきましても、ひとつ基準をつくりたいということで、現在おくれればせめてございませけれども、研究会で使っていただこうというので、私たちは研究会にいろいろな資料を提出いたしました、地方独自のものにつきましては、やはり何かの基準をつくりたい、こういう作業をしておるといふのが現状でございます。○山崎君 それでは確認しておきますが、市町村の給与については、県の地方課を通じて締めつけたことはありません、そういうことはやりません。市町村は独自である程度は考慮するとしても、判断して給与体系はつくり上げてよろしい、これが自治省の見解だということを確認しておきますよ、一つはね。

二つ目には、いままであなたが指導してきた市町村の四等級制を見れば、どういふ現象が起るかというところ、これは国の行政(一)表の五等級が一等級ですね、五等級が一等級ということは一等級と同じですね。給与表から言うならば市町村の総務課長さんというものは、これは単純労働の俸給表と同じ結果を招来しているわけですよ。ですから、いま自治体の場合には総務的にどういふ現象があるかというところ、県は国より一段階下、市町村はまたその下、現業はまたその下ということだ、だから自治体の現場に行けば行くほどみじめな賃金になる、こういうことをやはり自治省というものは知っておってもらわないと。そして町村長会等に私ども行きますというところ、これは自治体のほうの指導でございます、四等級を破ることができませんというところが町村長の言い方です。そういうことはありません。ですから、私は、いまあなたから説明がありましたけれども、市町村長の給与については市町村が独自で判断をする。しかし、その判断は大ワクとしていろいろな均衡があることも承知をしておりますが、判断をする、それに自治省は干渉しない。このことをあらためて私はきょう確認をしておきたいと思つて。

それから、国にない職種もいろいろありますが、わけても単純労働者の範囲というものは、政令が廃止をされて以来、いまのところ法律もなければ

ばかわつた政令もありませんから、単純労働者の範囲というものは確定したものがありません。したがって、他の一般職と同様にこれは私は扱すべきものではないだろうか、こう思っているんです。ところが実際はそうならぬ。やはり行政(一)表であるとか、あるいは労働賃率表であるとか、別な体系でこれらのものがやられておるんですが、いま給与研究会の専門委員会ですか、そこで検討されると、こう言うから、私もしばらく時間をかしていいと思つて。

ただ、しかし、この中で一点聞いておきたいのは、動物の飼育者について、あなたの見解を聞いておきたい、これは文部省の所管か厚生省の所管か私もよくわからぬけれども、たとえば私はこの間、仙台の動物園へ行きました。そして、あそこにはいろいろな動物がおりますけれども、たとえばキリン、聞いてみますと一頭二千万ぐらいだといふんですね。あるいはカバとか、ラクダに至っては相当な値段だそうであります。ところがそれを扱う人は、単純労働者というワケ内で行政(一)表でやりますから、ものすごく低い賃金でやられておる。ところがこういう動物飼育の方々の仕事というものは、単にえさをやるだけのものではない。相当その動物について研究をする、あるいはまたときによつては獣医師以上の研究もしなければ、その動物について飼育することは困難である。言うならば、ある意味で言えば専門の技術者として考えていいのではないかと、こういう意見等が出されました。だからそういう意味で言えば、これは人事院にもお聞きをしたいんだけれども、あらためてこの単純労働者の範囲というものについては私は再検討すべき時期に来ているのではないかと、こう思つております。検討されて、あなたの方、まだ政令もなければ法律もつくっていないと思つて、そういう意味で、いま例として動物の飼育関係を出しましたけれども、これらについて一体どういふお考えを持っておるか、もう一つ、具体的にわかりやすくするために言うと、北海道の釧路に丹頂鶴がおりますね、これは世界であそこ

しかない。この間三羽ふ化しまして、いま十カ月ぐらゐ飼育しているようであります。古賀というかつての上野の動物園長の話を聞けば、この丹頂ヅルの飼育者は世界的に何か優秀な人でなければできないそうですね、こういうものは、それを単に単純労働者というワケ内で待遇関係等を考えることは誤りではないかという意見等もあります。ですから、そういう意味でどういう一実際には学歴もありません、しかし、長年にわたって研究をして、その人でなければできないような職についている人の給与について、人事院なり自治省はどうお考えになるのか、聞きたいと思う。

○政府委員(山本明君) 第一点の問題につきましては、私のほうからもう一度申し上げますと、先ほど言いましたように、地方公務員の給与は国家公務員の給与に準ずるというたてまえはとっておりません。しかし、これをどうするかという移すかということになりますと、正直申し上げて、従来の自治省では具体的に準じ方なり、準ずる幅について具体的な、明確な指導をしておられない。そこで、地方公務員給与問題研究会で準ずる幅なり、準じ方は、地方公共団体の規模あるいは種類です、それから置かれておるその社会的な条件、経済的条件、民間のいわゆる地場産業との関係、そういうものの中から類型をつくつたらどうであろうか。たとえば大都市と山間部の町村というものが同じ基準でいいであろうか。県のところで、ただいま七等級で指導しておりますけれども、市町村が全部四等級というふうでございます。そういうものをたまたま検討いたしました、おのずから基準というものを設けまして、その基準の中でそれぞれの自治体の実態の中からそれぞれの給与をきめていくことを考えてみたかどうか。その基準のとおり方あるいは基準の上下というの、いま言いましたように実態というものがございまして、山間部で考えました場合には、農協に行つておる職員とか、準公共団体との均衡の問題も出てきましよう。あるいは大都市

でございまして、最近では府県よりも給与をもっと高くしなければ職員がこないということもありましよう。そういう実態を合わせてきめていただく。こういうことで私どものほうでは現在検討し、府県の七等級、それから市町村の四等級ないしは五等級という問題についてはもう少し時間をかけていただまして基準をつくつてみたい、こういうことでございまして。

それから二番目の問題につきましては、動物飼育の問題でございしますが、これも、われわれは一応単純労働者として取り扱いをしておるわけでございますが、ただ、単純労働者だけではない、全体を通じて、地方ではやっぱり専門職、専門といいますが、スペシャリストがいるんじゃないかということ、これも研究会でひとつ研究してみようか。それぞれいまタンチョウヅルの場合はあるいはそうかもしれないませんが、そういう専門、スペシャリストというものを考えていかなければ、部長にならなければ等級は上がらない、課長にならなければ等級は上がらないということでは、ほんとうに能力のある人の採用ができない。だから、専門職を考えたらどうだろうかという御意見がございまして、これについてもいま検討を進めておるといふ実態でございまして。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く適切な御指摘だと思います。思い当たるところ、まだほかにも私自身いろいろ持っておりますが、こういう人についてはどういふ、このままの待遇でいいかという問題はほかにもいろいろございしますが、従来これは問題にして、われわれとしてもずっと検討を続けて、運用上、給与局長にも頼んで、できるだけ適切な運用をしてくれということにもしておりますけれども、何かちょっとびかつかつた扱い方はないものかということも検討を続けていくつもりでございまして。

○山崎昇君 ところでもう一つ自治省に聞いておきたいんですが、人事院の勧告と人事委員会の勧告と相違を来たした場合に、あなた方はどういふ指導をされるのか。ということは、たとえば東京都

の人事委員会が東京都に勧告しますね。東京都下の市町村は、この東京都の人事委員会の勧告を最大限は尊重すると思う。そのあとに人事院の勧告なり参酌するものはすると思う。そこで、具体的にするために一番いいのは、今度の住居手当につきまして、人事院の勧告と東京都の人事委員会の勧告と違ふものが出てくる。その場合に、東京都知事は都の人事委員会の勧告で実施をしていくと思ふ。そうすると、東京都の中には国家公務員もおります。御存じのように、附則八条の職員もいる。そこで、これはたいへん矛盾が出てくるわけですね。そういう場合に自治省は一体どうされるか。それから基本的には、いま申し上げたような、その県の人事委員会の勧告というものを中心に、県下の市町村は判断をすべきではないんだけれど、第一義的には、こう私は思うんですが、それについての御見解を承つておきたい。

○政府委員(山本明君) これは先ほどから申し上げておりますように、地方公務員の給与は国家公務員に準ずるといふ基本は、たまたまはとっておりませんが、本年から、たとえば通勤手当の問題とか、それから医療関係の等級とか、特一とかいふか、そういう、かなり地方の実態に合わせました勧告がございまして、そういう実態の中から出たものであります。そういう実態の中から出たものであります。そういう実態の中から出たものであります。そういう実態の中から出たものであります。

○山崎昇君 そりすると、いまいうように、私は具体的に東京都の場合を言ったんですが、東京都の人事委員会の勧告に従つて、もつと具体的に言えれば公宅に入つておる者以外は、全部一律に千円出さないといふ勧告なんです。それから、東京都下の市町村はこれに見習つて、人事院勧告と違つた住宅手当が出てくるわけですね。条例をつくるわけですね。それでよろしいんだとあなたは答弁されたんだと思う。それでいいんですね。

○政府委員(山本明君) 住宅手当の問題につきましては、われわれとしては国家公務員に準じて、住居手当を支給していただきたいという指導はいたしておりますけれども、かなりこれ自身いろいろな問題点があるわけでございます。したがって、実態によつて、そういうふうなことで自治省が実施するとならば、まあやむを得ないのではなからうか。われわれとしては国家公務員どおり実施してもらいたいという考え方を持っておりますけれども、そういうふうな考え方を持っております。やむを得ないのではないかと、このように考えております。

○山崎昇君 そりすると、人事院総裁に聞きたいんですが、こういう場合はどうなりますか。たとえば東京都にいる公務員で、地方公務員もかなりおりますが、そういう者はいまいうような支給方法になる。人事院の勧告は違つた支給方法がある。その場合に、いま自治省のほうは、その自治体が東京都のような例をとれば、それはそれでやむを得ないという、こういう返事なんですが、違つた勧告が出ておるわけですが、人事院として、これについてそれはそれでけっこうである、やむを得ない、こういう見解になりますか、これは混乱が起きますから、私、聞いています。

○政府委員(佐藤達夫君) これはきのうの外務公務員のお話でございせんけれども、私どものかさの下に入れば、これは問題なく統一的なことになると思ふ。そうでない以上は、はっきり分かれておるから、われわれとしてはそれを横から拝見するはかはない、これは率直なお答えであると思ひます。

○山崎昇君 ところでもう一つ自治省にお聞きしますが、公営企業関係について聞いておきたい。これはもう時間があまりありませんから一点だけ聞きますが、特に赤字だと言われる交通、それから病院ですね。これらの職員について一体給与面をどうされるのか。特に財源問題等について自治省はどういふ対策を講ずるのか、聞き

のほうもたいへん問題が多かったと思います。行管にはせつつか来てもらいましたが、時間がなくなりました。たいへん恐縮に思います。

最後に、私は今度のこの勧告を見て、何とていもぬぐい去れないのは、やはり上の者だけがかなりいい、あるいは弱い層には追い打ちをかけるような制度になってきている。これが合理化かどうかわかりませんが、そういう気持ちがあるがまだ晴れません。ほんとは時間をかけてもともとと具体的にいろいろの角度から聞いてみたいと思いましたが、きょうはこれでやめたいと思いが、どうか人事院もまた政府側も、そういう弱い層なり、全体的にも判断をされて、今後の公務員の給与の問題なり身分の問題なり、あるいはその他の労働条件等についてはもう少し配慮してもらいたいということ、重ねて私の意見として申し上げて質問を終わっておきたいと思いが。

○委員長(西村尚治君) 三案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。
午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田哲君 四次防衛—新防衛力整備計画と長官が名づけられている計画案が世に出まして、参議院内閣委員会は今回は初めての審議でありますので、その点をまずお伺いしたいと思います。

まあ百六十億ドルとか五兆八千億円とか、三次防衛に比べて二・二倍という金額もさることながら、

いろいろな議論がありますけれども、この四次防衛構想の中でいろいろと特色があるといわれている点、その一つは、これまでたとえば二次防衛などでもたいへん抽象的な言い方であった侵略態様の予想などについてかなり具体的にでてきた、こういう評価もあります。それほどでなかったという言い方もありますが、一方に侵略態様の予想の分析と、これに対応する防衛戦略、この二つでこの計画が成り立つのだらうと思うので、まずその点からお伺いをしたいのですが、この長官が表明をされている新防衛力整備計画案の、四次防衛の立案の趣旨によりまして、国際情勢の分析の中では、わが国に対して差し迫った脅威があるとは考えない、こういうことになっていきます。そうして万一の事態に備えて防衛力が要るのだ、こういうことになっていきます。そこでこれを具体的にどううなっているのかということ、この表現の中なり、あるいはその後のあちらこちらで表明されている御見解など総合してみると、大体この文章の中に限定的軍事衝突または間接侵略的事態が生ずるような可能性、こういうことばになるのではないかと思いが。大体そういうことよろしいのでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) たいへんおそくなりまして失礼いたしました。大体お説のようなことだと思いが。直接侵略と間接侵略と両方に対する備えを持つていく、こういう考え方でございしますが、いまの客観情勢を見ますと、大規模の船団を組んで正面から上がってくるというような形のことはいまのところは予想されません。もしあり得るとすれば、政治と軍事と混在した形で間接侵略的な形でものごとが起こってきて、それが延焼して直接侵略を誘因する、そういう可能性が、いまのところ考えれば考えられる、こういう基本的な考え方であります。

○上田哲君 そうしますと限定的軍事衝突、具体的に言うとうるさな事象でありませうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 間接侵略等によりまして内乱とか暴動とか、騒擾が起きたり、そういう

ところから外国との牽連関係が出てきて、外国がそこに対して上陸をしてくるとか、使喚するとか、武器援助をするとか、そういうことで彼我の衝突が起こる。こちら側からすれば抵抗と対峙が起こる、そういう形が可能性のある形である、そう考えるわけですね。

○上田哲君 間接侵略の事態が生ずるような可能性というのは、これは抽象論でなくて、具体的に言いますと、どういうことでありませうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それはいろいろの問題があると思いが、国の情勢が乱れて、思想的には経済的に非常なショックが起こるとか、そういういろいろな問題を機に国政が乱れて、そうして秩序が普通の状態でなくなるという、そういう状態を導火線にして起こるといふ可能性があると思いが。

○上田哲君 いま御説明になったような表現なり段階であれば、四次防衛というものが、これまで第一次から第三次にわたる整備計画を実施してきた過程からして、あえて二倍余りというような形をかまえるほどの事態があるというふうな理解ができません。いさや脅威の見積もりというふうな侵略の可能性がある、そういうものが変わらなければ、こちら側の防衛力というものは少しも高ければ高いほうがいいということになってしまおうのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それは客観情勢も秤量いたしました。考えられる最悪の事態についてこの程度の抵抗力を持つておる、そういうような考え方もあってこちらがわがほうの力を計算し備えていく、こういう考え方に立つておるわけですね。

○上田哲君 大艦隊、大空軍によるような侵略、大規模な直接侵略というものはもうほとんど—こういう文章などの中ではほとんどという表現が使われることは決定的な言い方だと思いが。すけれども、そういうものが全くといっていいほどあり

得ないというようなことを大胆率直に出されるといふことは、これまででなかつたはずであります。そういうものを前提にしながら、なおかつ倍以上の防衛力を整備しなければならぬというふうな事態として、侵略のさまざまな様相の推定、これはどうもいまの御説明でびんごないものがありませう。やや御問答のようなことを私が繰り返して言いますのは、きょうここで長官から引き出せるようなことにならうかかわりませんけれども、どういつてもこうした防衛力整備計画の根底には基本的な、まさに四次防衛とはいわずに新防衛力整備計画といわれている意味からしても、かなり長期にわたる、五年なり十年のところを見込みながら、長官の表現を使うならば自主ということすら中に織り込んでの大戦略構想というふうなものでございまして、いなければ本来はいけない。少なくともそこに向かつて相当な作業が進んでいなければならぬと思いが。その辺のところをひと踏み込んで、できれば五年に及ぶ長期計画案でありますから御答弁をいただきたいと思いが。侵略の形態、予想の問題をその程度において、ひとつ対応する防衛力の構想ということをお伺いしたいと思いが。

この「防衛の基本構想」という文章の中には、根本は「侵略を未然に防止するため」である。そして間接侵略と直接侵略ということばが使われているんですが、間接侵略ということばについては、「早期に事態を收拾して治安を回復」する。後段の部分には、いろいろ議論が派生するのでありますが、きょうはそのことはしばらく問わないとして、「事態を收拾」ということばがあります。ところが直接侵略については、「わが防衛力をもって第一義的に対処し、わが国周辺における航空優勢、制海を確保しつつ被害の局限、侵略の早期排除に努めるものとする。」ということになっておるので、間接侵略のほうは一行半、直接侵略のほうは四行ほどにも及ぶのですが、つまり字数は多くなるけれども、こちらのほうは自信がない。間接侵略ならなんとか收拾するけれども、直接侵略の場

合は第一義的にはわが防衛力をもって対処するけれども、まあできるところまでやって、問題は被害の局限にすぎない。平たくいえば直接侵略については投げてしまっている。四次防でも四次防の構築する防衛力の極限においても、間接侵略はともあれ、直接侵略については対応できないということをはっきりたっているという事は確認できるとは思いますが、いかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) まず新防衛力整備計画の基本的な観念であります。一つは日米安全保障条約が六月二十三日に自動延長になりました。アメリカは日本と同様、一年の予告でいつでも同条約を廃止できる、こういう形になってきております。それはいままでの条件と非常に違う条件で、やはり日本がある程度自主的に日本の本土防衛については第一義的責任をとって、万全を期すようにしなければならぬということになっております。それから第二に、最近のニクソン・ドクトリンの動向等からも見まして、防衛力整備計画をつくるときに大体予想しておりましたが、米軍がある程度日本から整理統合されていく。一部は撤退する可能性も十分ある。次の五カ年計画の展望を見ますという、相当のものが日本に常駐しなくなるというのを頭に置かなければならぬわけですね。そうして、そういう考え方に立って、北海道からいずれ沖繩に至るまで、本土の防衛についてはわれわれの方で第一義的に局地戦を防衛しぬ。そういう考え方に立って日本の防衛力整備を考えてみますと、どうしても新防衛力整備計画程度の力は必要である。こういう考えになるわけですね。米軍撤退は、最近新聞の報ずるところによれば、かなり現実になってきているところであります。そういうような基本観念に立って日本の防衛力整備の状況を見ますと、たとえば米軍から貸与されている兵器類、艦艇類等を見ますと、大体まだ五〇〇程度あります。こういうものを国産に代替して、ある程度の弾薬等における蓄積を持つておかなければ、自主的にこの抵抗力を蓄積するわけにまいりません。そういう考えに立って

ある程度の持続的抵抗能力、排除力というものを考えて今度の計画ができていくわけでありますが、それで起こり得べき情勢というものを考えますと、現在の段階におきましては、軍事と政治が混在した形で、間接侵略という型から直接侵略を誘発する型という型の可能性が多いように見受けられます。国際情勢がこれに急変すればまた別であります。国際情勢がここで急変する可能性は少ないと思えます。しかし国際情勢が急変しないとも限らない。かつては独ソ不可侵条約が急変にできて、国際情勢が急変したという時代もありました。そういうような情勢から見て、やはりわれわれとしてはあらゆる場合に対応する考え方を持っておかなければなりませんから、急激にやれば相当な予算、負担を国民にお願しなければなりませんから、現在可能なものから逐次漸進的に整備していくという形をとっておくわけがあります。

そこで、起こり得べき可能性というものは間接侵略のものが多き情勢であり、最悪の場合には、船艦相衝などで上陸してくるということももちろん考えなければなりませんので、そういう全般にわたることをカバーするように防衛力整備計画はできていく、そういう考え方が行なわれた場合で、直接侵略というものが行なわれた場合でも、われわれのほうは排除するという考え方を保持して、そういうふうにもた書いてあります。やはり撃退して、日本に橋頭堡とかあるいは占領地域をつくらせないというの、われわれの基本的な考え方でありまして、もしどうしてもそれがやむを得ず行なわれるという場合についても、ある程度それを局限しておいて、そうして国連の活動とか、あるいは国際的な平和的取捨とか、あるいは日米安保条約における米軍の増援とか、そういうこともあり得るものとしてやはり計算に入れておく。ですから第一義的には、排除するということが第一義的なものでありますけれども、しかしあるゆる対応態勢についていろいろな考慮を持つていく、そういう意味であります。

○上田哲君 直接侵略というのが、長官のごときを借りれば、船艦相衝んでくるような大兵力の襲撃ということであれば、これに対してはもちろん第一義的には対処するけれども、それは航空優勢なり制海権を得ようとする努力であって、しよせんは、そうやってしまえば被害の局限である。平たくいえば、これはそういう侵略が起こった場合にはだめだということに、これはもう前から話されているところだと理解します。事実この文章の中では、そのあとに、「この場合、わが防衛力の及ばないところは、米軍に期待する。また、核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。」と、はっきり書いてありますから、逆に言うならば、もう一べんお尋ねしますが、核の脅威に対しては——この文章を逆に読みまして、核の脅威に対しては米軍の核抑止力に依存しなければ、また、米軍に期待しなければ、われわれの防衛力の及ばないところが直接侵略についてはあるのだ、こういうふうな読み方ができると思えますが、よろしいですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり核の脅威に対する抑止力としては、米軍の核抑止力に依存せざるを得ない。でありますから、私も外人記者クラブ等々において、アメリカの核抑止力が機能している限り日本は核武装しないといったようなことも言ってきたわけですね。

○上田哲君 きょうひとつお話しをしたのは、ここがポイントであります。もう一べんお尋ねをいたしますが、アメリカの、アメリカ軍の核抑止力が有効であれば——これをとらえないは別でありますけれども、主張されるところは、アメリカ軍の核抑止力が有効であれば、その抑止力のかさの中にあるということでありますから、そうであるとする、アメリカの核のかさの中で、抑止力の中で、わが国は核武装を行なわないということが従来いわれてきたわけですね。それを一歩進めると、アメリカの核抑止力が失われる段階には核武装をするのでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) そのときは国民の意見をよく聞いて、政治が、いわゆるシベリアン・シェープレマシーという基礎に立って判断をすべきだろうと思っております。しかし、私はきのうも答弁いたしましたように、核武装というふうなことは、日本はしないほうが賢明である、そういうふうには、私の個人的見解は表明してあるわけですね。

核拡散防止条約等、いわゆる核防条約を見ましても、第十条に脱退の規定があったと思いましたが、あの条項には、その国の至高の利益を侵害される場合にはこの限りにあらず、脱退できる、そういうふうな書いてあります。国家の至高利益が侵害される場合には、核防条約から脱退して核武装する可能性も、あの条約によれば認められておるわけでありまして、それをすぐわれわれは引用して、そのとおりやるという意味ではありませんけれども、われわれとしては、現在においては、やはりアメリカの核抑止力に依存して、そして平和共存のもとに平和を維持していくということ、最も賢明な政策であると思つて、それを現状を維持していく、そう考えておるわけでありまして。

○上田哲君 重要な御発言があったと思つたので確認をいたします。二つあったと思つたので、一つは、将来に向かっては国民の意見をよく聞いてきめていくのだという表現がございました。ことばじりをとらえる意味は全くありませんから、念のため申し上げますが、将来には、われわれが理解していたのは、将来にわたっても核武装をしないということであつたと思つたのですが、とは思つていくけれども、将来は国民の意見を聞いてきめていくんだという言い方の中には、もしそういう事情になるならば、核武装はすることもあり得るということになるのかどうか、この点が一点です。

御答弁を受けてから二点を質問いたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり、防衛というのは憲法や法律に従つてやらなければならぬ、これが第一義です。それと同時に、国民のコンセンサス、国民の大多数の支持というものが基本で

あります。だから国民の世論や国民の意見というものをよく聞いて、賢明な判断をしていくことが政治家の仕事であると思うので、国民の大多数の意見を無視して政治がまた存立し得るものとは考えられない。現在の憲法並びに法律の命ずるところに従えば、日本は原子力基本法もありますから核武装はできない。そういう形になっております。この形を維持していくことが、私は賢明であると思っております。

○上田哲君 確認をしたわけでありませうけれども、おっしゃるところは、つまり現在の憲法やその他の法規においてならば核武装をすることは違憲でもあるし、できないことだけれども、それ以上国民のコンセンサスを基底において修正する立案をし、修正を行なっていくべきものであるから、つまり国民のコンセンサスが、国民の大多数がということばも使われなければいけません、その方向を志向するならば核武装ということもあると、これはそういう方向に持っていくかのように、この法規を生かし、あるいは憲法を維持していくという政治的意思表示もあり得るはずだと私は思うのですが、いまの御意見の中には、それをこえてコンセンサスが、国民の大多数の意見によつては核武装ということも将来はあり得るのだということ御発言になったというふうに理解をいたします。

そこでもう一点。先ほど表明された御意見の中に、確認をしておきたいことは、将来の見通しなり政策事項なりということがまあいろいろあると思うのですが、現在私は、まあ防衛庁なり佐藤内閣なりが核武装をしようと思つてゐると思つてゐないのですが、今日たゞいまは、しかし、それがどういふ論理においてそうした核武装しないということを決定しておられるのかということも明確にしておかないと、いまの問題、将来にわたつてはわからぬということが、たいへんあやふやになつてくると思うのです。現在の論理は、この四次防の概要の中に書かれてゐることばかりしても、これまで言われたことばかりしても、アメリカ

カの核抑止力が有効であるならば、われわれはそこの中をいこうとすることでありませうから、そうすると、逆にいえば、アメリカの核抑止力がかさが危うくなつてくる、破れがさになつてくる、抑止力が衰えてくる、意味を持たなくなつてくる場合には、第一点にお話しになつたような、国民の大多数の意向によつては、そういう論理からして、核武装をするときがあり得るといふことになつておると思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は、アメリカの核抑止力がさかなくなつた場合には、私個人としては、核武装の方向に持っていくかという点が賢明だろ。そういうことを言つてゐるわけでありませう。しかし、国民の大多数の意見、世論というのは、やはり政治としては尊重しなければならぬ。防衛の基礎には国民のコンセンサスというものが一つの重要な柱としてあるからであつて、それを無視するわけにはいけません。そういうことを言つてゐるのであります。また、核問題については、日本はこういう狭小な列島で、しかも一部に人口が集中し、産業、工業地帯が非常に集中してゐるのであつて、中国とかソビエトとか、フランスとか、アメリカのように広大な土地を持つて、一カ所や二カ所やられても、ほかの部分が生き残れるという情勢ではない。国の地形を持つてゐる。そういうことか、あるいは、かりに海でボラリス潜水艦のようなものを想定して、そういうことを考へてみると、自分の大事な土地や生活の根拠が破壊されてしまつては意味がない、そういう可能性もあるわけだ。それから日本がそういう方向に指向するということは、東南アジアや外圍の無用の刺激や誤解を受ける危険性がある、軍国主義とか、帝国主義という反応、また国際政治に及ぼす影響、そういういろいろな諸般の点を考へて判断しなければならぬ問題で、こういうことを言つてゐるわけでありませう。しかし、私個人の意見をもちつて国民の大多数の意見をじゅうりんするわけにはまいりませぬ。そういう意味で、やはり国民の

コンセンサスというものをよく考えなければいかぬと、こういう政治家としての立場を申し上げてゐるわけでありませう。

○上田哲君 私はちよつと驚いてゐるのですが、もう一べん確認させていただきたい。国民の大多数の意向がそちらを向くならばということは、たいへんことばとしてはきれいでありますが、あえてパラドクシカルに伺ひますが、春秋の筆法をもつてお伺ひすることになるが、国民の大多数が民主主義を否定するならば、そういう方向にいくこともまた正しいのであります。そういう論理でこういう核問題を論じてもいいのか。私は長官が、そういう状態が起れば、国民の大多数がそつちを向くならば核を持つこともあるのだという御発言をなさつたのはかなり驚いてゐるのでありますが、その点をもう一べん伺ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたように、私個人としては賢明でない、そういうことを言つてゐるわけだ。しかし、やはり民主主義の社会ですから、国民の世論というものは非常に大事なことであつて、防衛の基礎というものは、何といつてもやっぱり国民のコンセンサスに支持されて、初めて防衛というものは成立する、国民のそういう支店になるコンセンサスを、防衛はできない。防衛の本質というものを考へてみるとそういう気がするわけだ。そういう論理的なところから、私は申し上げてゐるので、政治的判断を加えれば私はそうじゃないところが適当である。政治的な判断と論理的な問題を、どうぞひとつお見分けして御判断を願ひたいと思ひます。

○上田哲君 私は論理的な部分と政治的な部分と逆にとらえてゐるのです。論理的な部分は、私はさつき長官の御発言の中に注目すべき点が二つあつたと言ひたいのは、政治的部分と論理的部分と申し上げたのであつて、第一点が政治的部分である。つまり政治的な立場から言へば核武装すべきでない、その方向に政策志向をしていくべきだ、あるいはコンセンサスにこたえていくべきだとい

うことを、たじろがずに表明されることか、中曾根長官の政治的見解だと私は思つてゐたのですが、国民の大多数のコンセンサスを基底に置くならば、そうじゃない場合はどういふことになるか。私は特に政治的な発言としては初めて伺つたので驚いてゐるわけだ。

そこでそのことをおっしゃるやうに論理的部分でもう一つ押えていきたいと思ひます。私は戦略論理としてそこはしっかりしておきたい。もう一点は、核抑止力がある場合には、その核抑止力の中でわれわれは核を持たない。それはもう書いてあることだし、そのとおりだと思ひます。信じもします。しかし核抑止力が危うくなつた場合には持つのですか。これは将来にわたつてコンセンサスがどうであるとか、政治的見識がどういふ問題じゃない。戦略的論理としてそういうことになつてゐるのですか。核抑止力がついても破れても持たないのですか、そこはいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これはいままで申し上げたとおりで、これを総合してぜひ御判定願ひたいと思ひます。私は政治家として、核武装というものはしないほうが賢明である、今日においては憲法、法律等の命ずるところによつてそういう政策を進めてゐることであつて、こういう関係をできるだけ維持していくことが政治家として大切である、そういうふうに考へておるわけでありませう。

○上田哲君 論理としては、核抑止力のかさのいかにかわらぬ核武装の方向をとらない、この論理でいくということではないですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政治家としての論理はそのとおりです。

○上田哲君 戦略論理としてはいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 戦略的には一〇〇%どういふ形になるかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、日本の地形とか、いろいろ客観情勢とか、そういうものを考へてみて、戦略的にも私は適当ではないんではないか、そう思ひます。しかし、そのときの情勢を見なければ、ここ

第一節 内閣委員会会議録第六号 昭和四十五年十二月十六日 【参議院】

でいま断定的なことは申し上げられない。

○上田哲君 非常に遠い将来についてはわからな
いという部分は許容されるのですが、いま具体的に
五兆八千億円という数字をかけた、このことを
防衛力整備計画として出していかれる。五年間に
関してはきわめて政治的責任を負うべき範囲とし
て将来を望みしなければならぬ、見きわめてお
かなければならないと思います。いまおっしゃる
論理は、明年から始まる四次防の最終年度まで十
分、当然適用されるべき考え方であるというふう
に思いますが、よろしいですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 新防衛力整備計画の
中には核武装というような考えは全然入っており
ません。

○上田哲君 聞こえなかった。もう一べん言っ
てください。

○国務大臣(中曾根康弘君) 新防衛力整備計画の
中には、核武装というような考えは全然入って
おりません。

○上田哲君 その考え方はここにあり、ア
メリカの核抑止力に依存して持たないのだとい
うことだと思いますが、私は先ほどの御見解など
もあわせて、どうしても一べん確かめておき
たいと思うのですが、アメリカの核抑止力がいま
非常に大きな検討期に入っていると思う。つまり
明らかに七二年から始まる五年間の中で、七〇年
代中葉を山として大きく検討をしなければなら
ない問題として、アメリカの核抑止力の効率の問題
が出てきていると思えます。

若千古い話になるかもしれませんが、レ
アードのいわゆる国防白書の中でそうした問題
がかなり具体的に出ていると思うのです。つまり
レアード国防長官が言うところの重大な関心事と
いうのは、ソビエトの戦略攻撃兵力が、一年間に
あらかじめ予測したよりも早く拡大する傾向だ
ということ、たとえば一九七〇年中期までのソビ
エトのICBM、SLBMの数は、その前の一年
間に行なつた予測を百発も上回っている。一九六
八年の九月一日にソビエトはICBM百発も保

有していた。六六年の半ばには二百五十発、六七
年の半ばには五百七十発、これが昨年の九月には
千六十発、この調子でいくとSS9とかSS11を
中心にするソビエトのICBM兵力は数の点から
も一九七〇年半ば、つまり四次防の半ばです。一
九七〇年の半ばには千二百五十発以上になる。さ
らに一九七〇年代後半には二千五百発になつて、
しかし、それに対してアメリカに数的拡充の
計画はない。こういうことが言われているわけ
です。

あとでもう少し話をしたいと思いますが、も
ちろん抑止力ということとは、同じ数の核があれば
いいというふうなことはないの言うまでもあり
ませんが、少なくともアメリカが目下数的優位
を誇っているSLBM兵力も、潜水艦の数ではア
メリカが四十一隻だけども、これに似ているソ
ビエトのY型原潜なるものが年間八隻の生産スピ
ードで拡充されている。そのままだけいば一九七四年か
ら七五年に三十五から五十隻が実戦配備につく。
つまりアメリカがICBM、SLBMで現在の保
有数をそれぞれ千五百四発と六百五十六発のまま
でいく、こういう可能性が強いということでは
ない、それに比べるとソビエトのほうは七五年まで
にICBM二千五百、SLBM八百発、数的には
ソビエトの二倍弱の優位ということになる、こう
いうことに計算が出ておられます。このことは、い
わゆるアメリカの核抑止力の中に入っていることと
しては、いささか異なるものがある。レ
アードによれば、このままだけいば一九七四年か
ら七五年に三十五から五十隻が実戦配備につく。

○国務大臣(中曾根康弘君) レアード国防長官の
国会の証言等を私もよく知っております。しか
し、米ソの核の威力というものは、お互いにどう
いう強弱関係にあるか、これは米ソでもよく知ら
ぬだらうと思えます。相手のことは隠しておりま
すから。しかし一応想像されておられることは、発表
された限度においては、アメリカがまだ非常に優
位にある、非常に優位には言いませんが、優位

にある。たとえばポラリス潜水艦あるいはB52の
海外配備、こういう戦略的展開、いろいろな点を
考えてみますと、やはり私はアメリカのほうに優
位に現在はある、そのように思っています。しかし、
ソビエトがそれに対してどう対応していくか、こ
れは今後注目していくべきところであると思いま
す。

○上田哲君 レアードのこの表明というものが、
結局は予算獲得の誇大広告じゃないかという意見
も確かに反論としてあるようではあります。し
かし、そういうことでのんきなまかまかしているわけ
にいかないので、そういうのんきさからいけば、
米ソの核戦力の比較というものは、どうも両方と
もよくわかっていないのだという程度では私は足
りないと思えます。少なくとも、先ほど申し上げ
たように、核抑止力なるものの基本構想というも
のは、必ずしも同数持っておれば成り立つという
ものではないことは、私もそう理解しておりま
す。たとえばかりにミサイルが五〇%の正確度
のICBMの基地にある千五百四発をたたくの
はその二倍のMRVかMIRVをぶち込めばいい
のだ。そうでありまして、ポラリス型原潜のSLB
Mの六百五十六発は相当部分残っている。たとえ
ばICBMは全部たたくたか、アメリカのほう
ではこの六百五十六発のSLBMの三分の一、二
百ないし二百十発が、ソビエトの百から百五十
発たたくと、ソビエトは大体人口でいけば二五%か
三〇%失い、工業施設の五〇%から五五%、半
分以上失ってしまう。これではアメリカ本土を灰
にしても合わないから、ソビエトの指導者は先制
攻撃をやらないだらう、こういう関係に立つとい
うことが、核抑止力なるものの基本構想だとい
うことになってくる。ここまでは私たちが理解いた
します。

そういうことであるならそれでもいいので
すが、ここで問題にしているのは、なるほどソビエ
トのことはアメリカが、アメリカのことはソビエ
トはわからぬかもしれないが、ほかならぬレア
ードがこういう考え方を否定している。ここに私
はたいへん大きな問題があるだらうと思う。いま
長官が、ポラリスその他のB52という話をなすつ
たんでありますけれども、そこで出てくる言い方
は、いつも、それでもなおアメリカのポラリス、
POSEIDONが復活するのだからだいたいようぶだと
いう言い方なんです。ところが、ほかならぬレア
ードがこれを反論して、こう書いている。「テ
クノロジー上の発達とソビエトが全世界的AS
W向上を決意したことによって、七〇年代半ば以
後は、ポラリス・POSEIDONの脆弱性の度合いが
相当増える結果になるかもしれない。国防計画
を立てるものとしては私は合理的に予想できる將
来、つまり五十七年以後はいかなる戦略システ
ムの非脆弱性についても決して保証しない」、つまり
この意味するところは、不死身である、どんなに
やられたってポラリスはだいたいようぶだとい
い方がいままで出ていたのではありません。こ
ういふことをここで言っている。つまり本家本
元のレアード国防長官が、核抑止力なるもの
の本構想戦略というものをもう当てにできなくな
ってきたのではないかと、こういうふうには
思っています。お互いがよくわからぬではない
かということ、いいのかわかぬか、もう一度伺
いたいと思えます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げま
したように、抑止力というものは十対十、必ずしも
同量が必要とするものではない。第二撃の能力の
可能性による抑止力というものが一番働いている
わけでありまして、第二撃能力というものがどの
程度まで作用し得るかという限界を見きわめると
いうことは、非常にまた大事であると思いま
す。私はそういう詳細なところまで知悉してい
りません。またそういうことは米ソも出していな
いだらうと思えます。しかし、大体常識的に考
えてみると、勢力が均衡している、大体において均
衡しているというふうな場合においては、これは
第二撃能力においても、両方がボタンを押さない

でござい。たといふことは、お互いがよくわからぬ
ではないかということ、いいのかわかぬか、もう一度伺
いたいと思えます。

で平和を維持していく方向にいくほうの可能性が非常に強い、そういうふうな判断していいのではないかと思えます。

○上田哲君 米ソはそういうことを出していないとおっしゃるのですが、これは公式におれのところは何発あるとかいうことを出す出さないという問題ではなくて、常にそういうことがまるきり測定されないならば、われわれの国の防衛戦略だつて全く何を基準にして脅威の目にするかということになるのだし、アメリカ自身が国防白書の中でこういう推定を出しているということについて、よくわからぬからということではないのでありましようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 予想し得ることは、SALT—戦略核兵器制限交渉等の動向を見ましても、大体において両方の力が均衡しつつある。だからこの辺で一服しよう、そういう形で出てきておるので、そういう客観情勢から考えれば、第二撃力はお互いに抑止する、そう考えているわけでありまう。

○上田哲君 SALTはそうなっているというところは、両方が均衡しているからということであるかどうかというものは、大いに議論のあるところである。現実にはリード自身が強調していることは、長官のことを読めばますますそうなっていくというところは、明らかにソビエトの戦略攻撃能力というものが、アメリカのちよつとぐらいい上に出るどころではなくて、激しい優位、計算のしかたによつては数倍というところはいくらうというところを—まあこけおどしの部分もあるのじゃないか、予算要求の意味合いもあるのじゃないかという評論もあるのだけれども、言っているというところの問題があると思うのです。百歩譲って、いまSALTがそういう形でもって成り立っているのだということも認めるにしても、現実にはアメリカ側が抜くということができなければ、抜かれるかもしれないソビエトの核製造能力に対して、直ちにアメリカ側の核能力を増強しようという計画を持っていますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) レアード国防長官が私に話したところによりますと、核関係、大陸間弾道弾、つまり戦略的兵器関係の予算がたしかアメリカの国防予算の一二%とか言っておりました。この数字はSALTの状況によつてはまたふえる可能性も出てくる、そういうことを言っておりました、やはりソ連の力と見合いながらアメリカの弾力性を考えているのだから私は思っております。

○上田哲君 どうももうまくみ合っていないので歯がゆい気がするのですけれども、百歩を譲って、現在たいたいはファイファイファイだといふようなある種の第二撃能力でも計算をした上で均衡が成り立っていると考えていい。しかし、今後の趨勢というのは、激しくアメリカ側が核戦略体系の増強をはかっているというのでなければ、七〇年代中葉から八〇年代にかけては明らかにソビエト側の核保有能力のほうがまさっている、こういうことになる趨勢というのは、これはもう私はだれかの部分的な見解とか、だれかがどこかでそんな目新しいことを言ったということではない状態になっているのではないかと私は思うのですけれども、少なくともそういう情勢からすると、米ソの核バランス、こういうことが七〇年代の中葉以降の世界の戦略分析論の基底にあつていいものかどうか、そういう不安を持つのですか、そこはいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり戦略論の基底に米ソの核バランスというのは非常に重要な要件を占めているのだらうと思ひます。

○上田哲君 私がお伺いしているのは、このようにな米ソの核競争の中で、ひよつとしたら数倍の試算さえできるほどに大きな差が開いてくるというソビエト側の核優位性の中で、七五年という明らかに四防の計画が責任を持たなければならぬ年代で、米ソの核バランスということが言えるかどうか。そのことを四防の基底に置いて戦略論を構成することができるとお考えになつておられるか、そこです。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点はわれわれは重大な関心を持って推移を注目していかなければならぬと思つておりますが、やはりいままでの過去の趨勢を見てみますと、追いつ追われつたりしてはいますが、大体ある時点、ある期間をとればバランスをとつておる、そういう形に動くと思ひます。ソ連のほうとしても、戦争をしかけようという考えよりも、むしろやはり防衛的に戦争を抑止しようという考えがあると思ひますし、アメリカとしてもそういう気持ちがあると思ひます。そこでポタンを押して米ソ兩國が大戦を誘発してやつたところで、何ら益がない、ほかの国に乗せられるだけだといふ考えになるでしょう。そういう意味においてまず常識判断としては、両方でバランスをとりながら、しかもその中で両方は優位を保っている、そういう基本的観念に立つていくだらうと思つておる。民生の面から見ますと、ソ連のほうがかかるにアメリカよりも劣弱です、洋服にしても、食物にしても、その他にしても、そういう面から、多大な軍事費をもつてアメリカをさうに追い抜いていくということは、ソビエトの内政上考えられるものかどうか。来年度予算、新聞で読んだところによると、やはり民生と軍事費のバランスがある程度とつたようである。そういう良識がやはり政治家としては働くのではないかと、そうとも考えられます。

○上田哲君 最後の部分は、もう政治家の良識というところで論じられるのでありますから、そうであれば、原爆や水爆を何発持つていようといふからうと、その数字の比較は問題にならない。どいう武器を持つていようという問題にならない。戦争をすまいという政治家の良識にたよるべきだと、こういうところに行つてしまひます。私もそれはそういうものにたよれば、もとより軍備は要らないのでありますから、われわれはどういう良識を保持しようとしても、ゆえなくして降りかかってくるかもしれない物理的な力としての戦略論に対して、侵略に対して、われわれは対処するといふのはどうかということ議論してははらずな

らなであつて、その究極のところは、小さい規模の間接侵略ならば何とかなるが、そういう大規模な直接侵略になつてくればどうにもならぬというならば、それだけ核抑止力というところに最後は取効をしていく。その核抑止力というものは非常に限り、やはり数量的な比較というものは非常に大きく変わつてこざるを得ない。これが変わつてくるということになると、そのことを計算をしないでこれから五年間の戦略論を立てていくということとは、非常に見通しを誤ることになるのではないか。

もう一つ問題にならなければならぬことは、数は少ないけれども、七五年くらいになると、わずかに二十発とか二十五発とかいう数字になるようでありまうけれども、中国の製造能力が出てくる。これがあつてもキャスティングポートのように全体の力のバランスというものに大きな影響を与えてくるかもしれない。その辺のところを四防の戦略論としてはどういふふうに見込まれているわけでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それはやはり核に対しては、アメリカの核というものはカウンターパートとして考えておるので、そこで安保条約の意味があると私は思つております。それは日本に対して侵略的意図を持つて国に対して、すべてアメリカの核というものが核に対してはきいてくる、そういうふうな考えでおるわけです。

○上田哲君 その七五年というあたりは、たいへん先の見通しが立てにくいところであるはずでありますし、それから私ももちろんそうした自分自身の計算能力を持つておるわけではないけれども、おおよそながめ見る限りでも、そうしたバランス上の、戦略均衡上のいろいろな問題が出てくるであらうと思ひます。

もう一つは、しきりにわれわれの側から問題にしなければならぬナショナルリズムの問題というものがある、その時期どういふ形で推移するかという論になりまう。そこで、これは仮定の問題という論になりまう。そこで、これは仮定の問題という論になりまう。そこで、これは仮定の問題という論になりまう。

そういう核均衡論というものの方が大きくゆらいでくる状態を想定した場合に、いまのような状況を現実の問題としてお考えになった場合に、その場合でも論理としては核武装をお考えにならぬということでも四次防を打ち出されるということを明言なさいますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 四次防はそういう考え方に立っております。

○上田哲君 長いこといろいろ言いがら、一つのことばを言いたいのですが、アメリカの核抑止力ということがいろいろな形の上で脆弱になってくる。レアーダのことばを使って、まさに非脆弱性を保証し得ないということが出ておるので、まさにアメリカ自身が認められた形で非脆弱性を保証し得ないというふうに言われても、わが国防衛庁長官は、四次防の中ではそのことを意図しないといま言われたのですが、そのことが現実の問題となつて、アメリカの核抑止力が脆弱化するということになつた場合にも、論理として、そのことによつて核武装をするということはあり得ないということであるように思ふが、

○国務大臣(中曾根康弘君) 核武装することはありませぬ。

○上田哲君 そこで、どういふような侵略の危険があるのかという立場から、そしてそれに対応してどのような防衛力をつくっていくのかということ、たとえば核一つを取り上げて、もうここまで大きくなつてきた防衛計画の中では、単に防衛戦略論ということだけでは、私は国づくりに論じたいところまで発展をさせていかなければ、たとえば経済構造に波及して、防衛産業の問題などからいって、あるいは、いかに省力化をはかるといっても、すでに二十六万に達している自衛隊員の数の問題からしても、あるいはそれが自衛隊を出てから後、国民全体の中に人口比を占めていく問題からしても、これは単純な防衛戦略論ではなくして、私はことばの問題かもしれないが、長官の言われる非核中級国家ということばは、あるいは概念は、単に防衛戦略を大

きくくくる表現ではなくて、国の骨格あるいは国づくり論というふうな考えなければならぬところまできておるのじゃないか。少なくともその当否は別にして、そういう考え方を前提にしなければ、これから先の膨大な防衛力整備計画というものは議論することはできないところまできておるのではないかと。きのうの新聞のある活字では、私はたぶんこれは活字の打ち間違いだと思つたのですが、非核中立国家にしたいということを長官が答えておられるのであります。私はもしこれが活字の打ち間違いではなくて、したがって、まさしく非核中立国家という言明をなされたのであれば、横見出しでトップにいくような話であつて、大いにここで賛意を表すのですが、そういうことばに振りかえられても、さほど奇異に感じられない部分があると思つても、いまわれわれの国が、この防衛構想というものから、と大きく踏み出して、われわれの国の骨格をどっちに向けていかなければならぬかという考え方の展開が迫られておるといふふうに思ひます。非核中級国家という概念というのは、それくらいの骨組みをかまえて打ち出されておるものと理解してよろしいです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 日本の防衛構想というものは、単に戦術論とか、軍事的観点のみで規定されるものではなくて、やはり外交や内政や、あるいは国際関係全般を見通した上での政治論としての防衛戦略構想、そういう基礎と意義分を持つた上でできるものである、私はそう思ひます。そういう内容を持つて言っているわけでありませぬ。

○上田哲君 防衛白書によつても、長官は、非核中級国家という考え方もまた私が打ち出した構想の柱であつて、ひとつ専門家などの意見も含めてこの概念を成熟さしていかなければならぬ、願うところであるといふふうに受け取られる表現を使われておるように思ふのですけれども、つまり非核中級国家という考え方は、まだ未成熟ではあるけれども、これからのわれわれの国づくりの指標

として考えてみたいということだと受け取つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私の方針が、人的負担力といふか、マンパワーにたよる部分で、できるだけ少なくして、省力化して、そして機械と、装備にたよる率を大きくして、人間一原単位の効率を高めていこう。そうでなければ、日本の産業構造にも合わない非常におくれた古い防衛力になつてしまふ。そういう基本に立って、人件費、糧食費等に対するほかの物件費の比率を高めようという考えに立つたわけだ。

○国務大臣(中曾根康弘君) 未来性をほらむもの

○上田哲君 たとえば陸上でも、いままでアメリカ軍とヒフティ・ヒフティでやっていたものを国産化で八二くらいに持つていくと、これはやはり非常に大きな特徴であると思ふのです。アイテムの多様化というものと合わせて、量的に言うならば、装備品の調達というもののウェイトが非常に高くなつてきたと思ひます。これは大きな特徴だと思ひますが、いかがですか。

○上田哲君 装備品の国産化ということ、たまたまとしては海外への輸出ができないというようなこともある、それらが重なつて非常にコスト高になる。航空機の一部を除いては非常にコスト高になる、NATOなんか非常に高い、わが国の場合は非常にコスト高になつておる。この点はどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は御指摘のとおりで、やむを得ないと思つておられます。

○上田哲君 やむを得ないというのはいか基準でもありませぬか。

○国務大臣(中曾根康弘君) それはたとえば米国の非常に優秀な兵器に対して、国産でつくる場合に何割くらいアップになるか、そういう一応の目安をみたいたいのはあると思ひます。しかし、いままでの経験で見ますと、あるそういう目見当でやつたものが、実際はかなりの金がかつてそれをオーバーしている、そういう現状であります。それにはかなりいろいろな初期の計画のときから無理もあつたようでありませぬ。そういう無理をなつたけ少なくしながら、効率的な研究開発に持つていこうという考え方に立つて研究開発費をふやしているわけでありませぬ。

○上田哲君 目見当などということ、その辺も聞いてみたいところですが、四次防と三次防が違ふところは、三次防には計画年度中における物価上昇率というものを見込んでなかつた。今度はそれを見込んでおるというところ、一つあらわれていると思ひます。これはコスト高対策その他から関係があると思ふのですが、四次防の中の物価上昇率は、これまでの防衛力整備計画の中でなかつた初めてのものとして、物価上昇率をどの程度に、どういふ数字に見込まれておるわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ものによつてそれは非常に違ふと思ふんです。詳細は防衛局長に答弁させませぬ。

○説明員(蒲谷友寿君) ただいま大臣がお答えになりましたように、それぞれによつて違つており

ます。現在の経済企画庁でとっており、まず経済指
標をもとにいたしまして、各アイテム、各品種ご
とにその中に占める人件費なり物件費なりの構成
比を見まして、そのウェイトを掛けましたもので
各品種別に試算しております。それも現在の試
算段階でございますけれども、そういう傾向でござ
います。

○上田哲君 これは初めてのことなんだそうです
が、大体どれぐらいの物価上昇率を見込むかとい
うのは、これはものによっていろいろあるという
のなら、ものによっていいですから、目玉商品
みたいなものがあるんですから、もう少し具体的
に説明してください。

○説明員(浦谷友芳君) 現在防衛庁の原案、その
中で現実には装備品自体の中身の詰めもできてお
りませんが、申し上げることがいかどうかわかり
ませんが、いま申しましたような指標をとりま
して、その中に償却率なりそういうものを勘案し
まして、その結果、たとえば航空機でいえば数%
を見ておるといふことでございます。

○上田哲君 数%というのは何%ですか。
○説明員(浦谷友芳君) いまのところ外部から非
常に関心を持たれておりますし、いろいろと意見
がございまして、具体的な数字を申し上げるこ
とはどうかと思っております。まあ五%弱とい
うふうに考えていただければいいと思っております。

○上田哲君 たいへんおもしろいこととありま
すけれども、五%で、特に弱ということになる
一般論ではないのでありませうけれども、物価上
昇率がそれを上回ってしまった場合にはゆゆしい事
態になる。現に三次防まではそういうものを見込
んでなかったんだから、計画変更が途中で出てく
るといふことになるのですが、それは初めからあ
る種の弾力性があるのですか。それとも、計画変
更が起るんですか。

○説明員(浦谷友芳君) 現在の段階では経済企画
庁の指標をとりまして、われわれの試算ではその
程度でおさまると考えております。

○上田哲君 その程度でおさまらないことは間違
いないのですから、そこはまた聞かなければなり
ませんが、五%弱というのはたいへんおもしろい
数字だと思えます。また、後ほどごまかいデータ
を出していただいで、その辺のところは検討した
いと思うので、一律には言えないということであ
りますが、トータルが五兆八千億という数字が
切つてあるわけですから、その辺が積算できない
ということにならぬので、データとして後刻御提
出をいただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

○説明員(浦谷友芳君) 先ほど申し上げましたよ
うに、現在の四次防自体のこまかい中身は詰まっ
ておりません。概算的なものでございまして、その
中のいろいろな試算をしておりますので、部内で
検討いたしますけれども、国会の場に出せる数字
かどうかという点については、検討いたしまし
て、後ほど御報告いたします。

○上田哲君 長官にお伺いするんですけれども、
コンセンサスを前提にしなければならぬのだとい
うことを、新防衛計画の三つの柱の一つに置かれ
ている防衛庁が、そうした問題は出せないのだと
いうことになる、何がコンセンサスかというこ
とになつてくると思っています。間違いなく国民から
税金を集めることによつてしか成り立たない防衛
費というものを、一体そういう数字まで出せない
のかどうか。大体物価上昇率をどのように見込む
かなんというところは、現在はずりできないとし
ても、出せないということがあれば、それはどう
いうことかということをお尋ねしたいので、これ
は私はいささか出していただけのものと思いま
す。いかがでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) よく事情を調べま
して検討いたしますが、やはり品目別にやるとい
うことになる、見積りもりの値段とか、そういうも
のに響いてくるのじゃないか、そういう気もいた
します。大蔵省との折衝その他でまだ煮詰まらな
い数字でもないのですから、もう少し検討の
要があるのじゃないかと思えます。ある程度流動
性を持つていいものではないか。そういう意味か

らまだお見せするほどのものに至っていないので
はないかと私は想像しております。
○上田哲君 たいへん防衛的な御発言ですね。見
ても、見せてもらえないようなものになつてい
ないか、どうして五兆八千億というトータルが
出てきたのかということになるのですが、まあ防
衛産業の関係、発注上の問題なんというのは、一
つの値段が低く、これは物価上昇率の見込み
から、どのくらいこれが影響してくるか、
ちょっと論理的にはありませんが、それは後
ほどごまかい資料提出の誠意にゆだねるとして、
この問題について伺いたいのは、いままで三次防
では出さなかつた物価上昇率の含みを、今回は
うして中に込められることになつたのですか。
○國務大臣(中曾根康弘君) やはり三次防の経過
では、その間に航空機や艦艇の値上がりが相当
あり、特にそれは人件費、工数に響いてきてい
る問題で、そのために非常に困難があつたわけ
です。また、そういうために計画が途中で変更
になつた、無理があつたので、そういうことを
できるだけ少なくするために今度は入れさした
わけです。

○上田哲君 これまで防衛支出あるいは防衛調達
というものが軸となつて、これは非常に波及効果
が大きいということが問題なんですけれども、こ
れが日本の全体の生産指数の中で占める割合とい
うことが議論にならなければならなかつた。これ
に対して長官は、大体鉄工業生産の中に占める比
率は〇・四%だということをお尋ねされてしま
した。先国会でこの問題について私のほうの試算を
申し上げて議論をして、そちらのほうで計算を
していただいたら、全体として大きいとは——私
はあえてふくらまして言ひはしないが、大ざっぱに
いへばけたの一つ違った数字になつたという見
方も出てきている。今後日本の経済構造の中に防
衛産業というものをどのように位置づけようかと
いうことが問題になるんでありませうから、そ
うしたこれまで、前国会でお願いしておいた数字
の問題、それから二・二倍になつていく大防衛計

画の中で、しかも最高の伸び率の研究開発費、し
たがってそれが大きく装備の国産化へ向かつてい
くという趨勢の中で、日本の防衛生産の占めてい
く割合はどうなつていくのか、その部分の見通し
をひとつ正確に御説明いただきたいと思ひます。
○國務大臣(中曾根康弘君) いまの御質問の最終
的な論点がよくわからないうので、もう
一回お話し願ひたいと思ひます。

○上田哲君 簡単に言えば、いままで長官は〇・
四%ということをしきりに言われてきた。この数字
が変わつていくのだらうと思ひます。この数字
をどの程度に見込まれるのかということですが、
○説明員(浦谷友芳君) 現在の日本の経済成長率
を見ますと、むしろ低下するかもしれないけれど
も、大体変わらないんじゃないかという気もい
たします。

○上田哲君 前国会で、何と言われたかな、局長
——あなたのところでお願ひをした数字がありま
したね。あの数字の関連でいくと、どういふこと
になりますか。
○説明員(田代一正君) たしか先回御質問がござ
いまして、私もちょっといま手元に資料がござ
いまして、私のもちよつといたまふ資料がござ
いまして、的確にどういふことを言われたかよ
く……。

○上田哲君 三・四でしたか。
○説明員(田代一正君) そういう計数でしたか、
産業連関表を中心に分析した数字を御説明いた
したような気がいたします。ただ四次防についてど
うなるかということ、これはやはり産業連関表
がまた改まつてくると思ひますので、そういう点
もいろいろ考えなければいけないのですが、大数
達観をいたしましては、さつき装備局長から話
がありましたように、今後の経済成長というものを
考えますという、まあ一応ウェイトというもの
はそう違わなかつたかもしれません。そういう
という、やはり産業連関表的な日本の経済構造
があまり変わらないということになれば、そうあ
まり違つてこないということじゃないかというぐ
あいに考えます。

なお、しさいに計算いたしておりませんので、適確な答弁はいたしかねます。

○上田哲君 私は、抽象的に議論しなければならぬところもあると思うのです。たとえば軍国主義論などというものは、あまり数字のところだけで言えない、ありやうの問題、心がまえの問題というところもあると思います。しかし、この問題はかなり数字的に議論ができるのであって、少なくともムード的な軍国主義論よりも、一つの大柱として、巨大な発注者である防衛庁から流れる日本産業構造への影響力がどのくらいになつていくかということをしつかり算出しなければならぬ、これは国民的な責務であると思うのです。その点で言うと、先般お願いをした数字というの、これも確かにけたが一つ違つたのですから、けたの違ひというの、どういふ意味なのかというところを出していただかなければならぬし、その上で、ひとつ明らかに全体として二・二倍になつて四防防んだから、その影響はどうかということをもう少し、たとえば航空機は別なんだというふうな数字は許されないので、それから、そういう数字を出していただくところでこれは議論をしたいと思つて、残念ながらこれは私のほうではデータが取り切れないものだから、最後はそつちで計算してもらわなければならぬので、これはこの次の機会に出していただきたいと思つておきます。

振り戻りまして、長官にお伺いしたいのだが、私は、装備局長ですか、全然数字の上ではパーセンテージは変わらないだろうと言ふことは、どうもこれは信じがたいのですけれども、それは後ほど、さつき申し上げた意味で議論をさせていたいただきたいと思つて、大方針として、責任者の長官にお伺いしたいのは、少なくともいま大きく心配をされていく問題は、この四次防を中心にしてさらに先に伸びていくであろう防衛計画の膨張の中で、日本の産業構造がやはり変質をしていくの、いやないかという心配がある。そういう心配をさせないために、そういうところへ持ち込まないよ

うに、たとえばGNPの対比の比率の問題であるとか、あるいはいかに最高の伸び率を示したとしても、研究開発費の使い方とか、配慮されているかどうか、そういう配慮をされたからこういう結果になつたとも言えるの、どうか、その基本方針だけ長官に伺つておきたいと思つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり国政並びに国民経済の中における防衛費の機能というものをある程度考へて、もちろんやっております。

○上田哲君 産業構造の変化に及ぼしてはならない影響ということを大きく留意されたということでありませぬ。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは公共事業費とか社会保障関係費とか、教育研究費とか、そういうものとの見合ひを考へながらやっております。したがつて、われわれは基本的に日本の経済構造の中において、軍事費というものが過度に膨張したり、あるいは軍需産業が非常にふくれ上がつて産軍コンプレックスをつくることのないよ

うに、そういう点ももちろん考へてやっております。

○上田哲君 後ほどそのことを議論したいと思つておきます。

それで、そうした問題が一つには長期展望に立つわけですから、いろいろと出てくる点が集約的に基地問題になつていく。自主防衛というものの内容が何であるかという議論はたいへんまた抽象的になつていくので、裏返しの問題として基地問題というものを伺つておきたいと思つておきます。

アメリカ軍の全面引き揚げというべき事態が来年の六月までに起こるであろうと言われております。近く、これはきわめて近く、年内のうちに安保協議委員会で最終的に日米の考へ方がまとまるというふう聞いておりますが、そのとおりでありませぬか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は衆議院段階でもお尋ねがありました。日米間の事務当局においていろいろ折衝しているところでありま

す。また多少流動的なところもあり、ここで公表することは差し控へたいと思つておきます。

○上田哲君 私は、この点については長官がたいへんいつも歯切れの悪いことを言われておることを恨みといたしますが、まあ対外的なことがあるのだというところは隠れみので、ある程度認めないでもないけれども、たとえばきょう十六日、かりに三、四日のうちにこういふ問題が、国会が終つたあとで発表されるということなどが連統しては、たいへん国民の信頼というものをこの際に失うであろうということをおぼやかり強く申し上げておきたい。

そこで、外交的な配慮というふうなことは私たちが最大の配慮は払いますけれども、それは今日まで事務レベルで行なわれていた形での経過です。触れられる限りでよろしいですが、どのように進められてきたのか、そこをまず伺いた

いと思つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 五月十九日の日米安保協議委員会において、私から米側に対して、在日米軍基地の整理統合並びに自衛隊との共同使用等の問題について発言いたしました。米側はこれを了承して、そして事務レベルの会議を開くことになつて、自來事務レベルの会議はできました。

それから、小幡事務次官が七月に外務省の審議官かと、アメリカ局長と一緒に渡米しまして、ワシントンにおいて先方の同程度の事務レベルとまたいろいろ基本方針等について打ち合わせいたしました。私は九月に訪米して、レアー国防長官とその点の基本的な問題について話をいたしました。そしてアメリカから帰つてまいりましたから、こちらからさらに促進しまして、その事務レベルの会議のテンポを速めさせたわけですね。たまたまアメリカ側は予算年度との関係もあつて、その問題についてアメリカ側からの意思表示も出てまいりまして、いま最終的な段階において彼我折衝している、これが実情であります。

○上田哲君 七月に小幡前次官が訪米されたとき、分担金の話もかなり煮詰まつたと聞いており

ますが、そういうことでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 分担金の問題は、日本側とアメリカ側と意見が不一致のまま帰つてまいりまして、その後また米側のいろいろ整理統合等に関する考へ方も明らかになつてまいりまして、分担金の問題も煮詰まつてきつとあり、また煮詰めなければならぬ問題であると思つております。

○上田哲君 全面引き揚げとして想定されている内容はどのようなものでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は、先ほど申し上げましたようにまだ公開することをばばかる次第であります。

○上田哲君 実質的なアメリカ兵力としては、岩国、佐世保以外はほとんど考へなくていいというふうな理解できませぬか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点も、公表をばからしていただきます。

○上田哲君 アメリカ軍の全面撤退というふうな印象を受け取るべき変更が近く起こることはいかがでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 全面撤退という印象を与えるようなものではないと思つておきます。

○上田哲君 今日までのアメリカ軍の、日本国内に百二十基地と数えられる軍事基地の形態、これが基本的にこれまでになく大きく変化することはいいでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 若干の変動はあると思つておきます。

○上田哲君 若干ということ、基本的にとつてはありませぬか。

○国務大臣(中曾根康弘君) まあ、若干ということとは若干ということでは御了解願ひたいと思つておきます。

○上田哲君 長官が九月に訪米されてレアー国防長官と会談されたときには、いま間もなく目の前にあらわれるであろうアメリカ軍の若干の撤退ということの内容についてゆくりなく話をされ終つていたのですか、どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 詳細具体的にはありません。しかし、バックロード事務次官との話においては、それよりも少し具体的なような感じのする話がありました。

○上田哲君 そうすると、長官は巷間伝えられている、アメリカ軍からの非公式通告ということ、たいへんアメリカ当局者と折衝していない部分を含む発表として、寝耳に水で驚かれたことになるのでありますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 別に驚いたわけじゃありません。また寝耳に水でもありません。

○上田哲君 そうすると、長官は全部話を聞いてきたということになるのか、あるいは聞いていない部分が出ていても、日本の防衛庁長官はアメリカ側の軍隊の引き揚げその他の計画についてはほとんどまかせっきりで心配しないということになっているのか、どうでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) われわれも政治家ですから、勸を働かし、においをかぐということはある程度できることですから、この辺という想定はありまして、大体そういうワク内のことであると私は考えております。

○上田哲君 私もまだかけ出しでありますけれども、そういう立場で努力をしておりますから、多少の勘があります。そういう勘をかけて議論をしていることは、われわれの国の安寧にかかわる基本の問題であります。この問題について、長官がほんの数日後に迫っている具体的な会合の場合あるいは交渉の場合、そういうものを控えて、しかもすでに社会的な権威を持っている報道機関の中で非常に詳細に報道されている事実について、私はもう少し突っ込んだ見解がなされてしかるべきだと思います。具体的に少しお伺いをしたいのですが、少なくともアメリカ側が何を言うかは、いろいろな参酌される場所があつて言いくいのかもしませんが、アメリカ側に向かって、向こう側が、われわれの国の軍事基地をどのように引き払っていくかということが無為に待っているのではなくて、少なくともこちら側から一方に自主

防衛というような旗も掲げられているのであつて、アメリカ軍の軍事基地をこのようにして排除してはしい、撤去してはしいということも申し入れられていると私たちは理解をしておるんですが、少なくともその原案がなければならぬ、この原案は五区分だということでありまして、そして前国会ではこの委員会、この五区分の内容については一カ月後には成案を得て発表するということでありました。私はその資料を要求したままになっております。一カ月ははるかに、数倍、時間がたつたんであります。この五区分の百二十二についてどうなっているのか、具体的に御報告をいただきたいと思つております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 在日米軍基地の整理統合と日本との共同使用その他については申し入れをしております。それから特に首都圏における——東京近郊を中心とする首都圏における整理統合については強く言つてきています。しかしその内容についてはここで申し上げるわけに——いまのところお許し願いたいと思つております。いまの資料につきましては、そういう資料であるか、私まだ存じませんが、もしそういう御要求がございましたら、可能な限り、時間が許す限り御提出するようにいたしたいと思つております。

○上田哲君 それはたいへん納得できないのであります。もう何カ月も前に、それは一カ月後にできるから報告をするということになつておるんです。それがどうなつておるんですか。

○政府委員(鶴崎敏君) 在日米軍基地の自衛隊による管理の問題につきましては、基地管理協議会を防衛庁の中にこしらへまして、いろいろ検討を進めておつたわけでございます。かなり内容的には煮詰まつてきておつたわけですが、もうすでに御承知のように、在日米軍基地についてのかんりの情勢の変化というふうなことも予想される事態になつておりますので、これまでに検討した結果につきまして、さらに訂正を要するものも出てくるであろうというふうなことから、今後の情勢を見きわめた上で最終的な案を決定をしたい、こう

いうふうに考えておるわけでございます。

○上田哲君 ああいうふうな表現でも、さらに大きな変更が出てくることはもう御承知のとおりだと言つているじゃありませんか。あそこまでは長官言えないんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それは衆議院段階におきましても御容赦願つたのでありまして、まだ流動的なところもあつて、公表は差し控へさせていただきます。

○上田哲君 流動的なところに変わつておるんだと言われているのですが、私はもとに話を戻しますが、一カ月後にできるのはできたのですか、できなないのでですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その資料の内容は私知らないのですが、どういふ資料ですか。

○上田哲君 わかつておる人はいいます。議事録に載つておるはずですから。

○政府委員(鶴崎敏君) ただいま申し上げましたように、検討した結果はかなり煮詰まつたものとなつております。その内容は、各米軍基地につきましても、自衛隊が防衛上ここは将来必要とするであろうか、あるいは将来のことを考えてもこの基地はもう要らないであろうか、そういう各米軍基地についての防衛上の価値判断といふことが、そういうことはやつておるわけでございますが、いま申し上げますような事情で、なお検討を要する、こういうことになつておるわけでございます。

○上田哲君 いままでまともな資料が出たことはありません。このことだけおこつてみたつて意味がないという意味で、私はこれ以上おこりませんが、少なくとも——新聞の報ずるところによればと言わなければならぬのが私は非常に悲しいけれども、新聞では、場合によつて二十一日になるといふ数字が出ておるから、あなた方が御出席になつてそういう会議が開かれる。そういうことは想定していなかったら、ちょっと役人の仕事はつとまらぬというぐらゐの段取りになつておることは天下周知の事実なんです。そうであれば、少なくともこちら側が話をしていく原案というものは、この前は理屈をつけて出さなくても、今度は出さなければならぬだろう。今度はどうなつておるんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) そういう当方の基本的な考え方でありますならば、これはやはり先方との話し合いがつくまでは、私は出すべきでないと思つておる。いま資料の内容を私は了解いたしましたけれども、どの基地がどういふ価値を持つておるかというふうなことは、ほかの基地との代替性とか、ほかの基地がどういふように流動しているか、そういうことのみならず、彼我折衝する場合は、こちらの手持ちのそういう内容が私に出すべきものでないか、かように思つておる。

○上田哲君 押し問答してもしつたがたないから、出さないと聞われれば出ないであろうということ、お伺いをするから、その中身は出せないならば、見ません。しかし、それはできておるかどうかというところは、今回はいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それは中間的なものではできております。それは私も説明を聞いて、責任者から大体ここはこう、ここはこうという話は聞いております。しかし文書にして正式に出すという段階には、押しとどめております。

○上田哲君 アメリカ側と交渉をする素案としてはでき上がつておると理解していいんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 専門的な見解はできております。私はそれを聞いた上で判断しておるわけなんです。

○上田哲君 長官のお考えとしては、でき上がつておるそのようなきに、アメリカ側との今回の話が煮詰まるという見通しはお持ちですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げました、いろいろな流動性がある。それから先方の見解が最終的にどこに一番腹があるかという点がまだわからない点が残つております。そういう意味において、若干の交渉の余地がまだあるのです。そういう意味において、まだ公表することはでき

ないのであります。

○上田哲君 巷間伝わっているいろんな言い方はかなり具体的に、私どもにももうほとんど変更のない部分として理解できる場所もあるんですけども、上限定で見ていくと、いろんな見方もできると思うのです。私の推定を参考に申し上げますけれども、事務的な流れとしては、五月の十日の協議委員会以来、七月の次官訪米、九月の長官訪米、流れはそういうことになっていくだろうと思っております。しかし、その流れの中で言え、少なくとも長官はせき立てたからと、そういうこともあったでしょうが、全体の推定値を言え、ややビッチが早かったという状態、まあ腹が立つから寝耳に水ではなかったかという表現を使いましたが、そういうことばの適否は別として、ペースとしてはかなり早く来たのではないかと、こういうふうに考えます。先月の末の本院の本会議でも、七六年ぐらには在日米軍はもういないであらうと言われております。うんと先へ手を広げてその辺を上限と考えた場合でも、一体そういう上限と、それと今日百二十二あるいは五月、七月、九月と、こういう段取りを考えて、今月末に開かれることだけはもう間違いないこととお認めになっていられる日米協議委員会で、出てくるものはどの辺のものなのか、その辺のことは言えないですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) そこが遺憾ながら言えないところであります。

○上田哲君 じゃ仮定の問題で進めるよりしかたがありませんが、岩国以下ほとんどの基地がそういう意味で常駐しないと、補給その他を主軸とするものしかなくなるといふこと、これは具体的な数字がどうで、地名がどうだということ、言わなければ、ニクソン・ドクトリンが出て以来、だれだつて見当がつくような話ですから、その辺詰めないで、大体の絵をかき合つて話ができると思ふんですが、そのような想定すべき事態が生じた場合には、これはどう考えても、結論的に言え、常時駐留という形ではなくて、これを有事駐留

留ということばを使うかどうかということについては好ききらいの問題があるでしょうけれども、常時駐留という形にはもうならなくなつていく、こういうふうな考えられるんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) それは職種により機能によりいろいろ違うと思つていますが、傾向としては、そういう常駐しないという方向に行く傾向にあると思つております。

○上田哲君 常時駐留ということではなくて、いま言われるわけ、そうなるわけ、これを有事駐留ということばに替えるかどうかはいいんですが、私はそうならば有事駐留ということばは、私には別な機能のことばとして使つたらば予約提供ということになる。予約提供といふことになると、これは私は二四(a)から(b)へといふような形では、少し地位協定の問題としてはみ出しが出てくるんじゃないかというふうに思つております。これはまあ無理やりそのことを拡大解釈をしていくという方針はどうか、これは率直に言え、常時駐留をしていふんではないという観点に立つなら、これはやっぱり地位協定改定といふところに、二四(b)でも無理なんだというところはいかなきゃならぬというふうに思つております。御見解はいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 二四(b)を弾力的に適用して、そういう範囲内でやつていくつもりであります。

○上田哲君 これは私もどういふふうな考えでも、二四(b)の弾力的な運用といふものは、実態が違ひ過ぎるといふふうに思つておられるところを争つてもおそろく水かけ論ですから、その点を包んで先へいくとすると、二四(b)を改定するほうが私は筋だと思つておられる、それはそういうふうにお考えになつておられると思ふんですが、地位協定を改定できないといふのは、やはり七二年まではどういふことがあつても地位協定の改定といふことはできないということが大前提にあると考へるのですが、このことが無理であるか

どうかは争ひませんが、地位協定は七二年まで全然手をつけないといふ方針ですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 地位協定は当分手をつけないといふ考え方に立っております。

○上田哲君 地位協定の適用ということがかなり実態的に無理になつても、改定をしないという考へてあります。

○國務大臣(中曾根康弘君) 当分は弾力的な適用でいけるという見通ししております。

○上田哲君 当分といふのは七二年という意味でしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) まあその見当じゃないかと思つております。

○上田哲君 一つだけ何となく得たような気がするんですが、この地位協定の改定というふうなことを考へなければ、無理が出てきていく。常時駐留でなくなつた事象、これは私はやっぱりこれまでの安保条約の考へ方の変質だと言わなきゃならぬと思つております。主たる米軍が常時駐留でなくなつたといふことは、これはやはり安保条約の変質であると思つておられる、いかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 別に変質であるとは思いません。安保条約の範囲内において変化が起こりつつあると考へていふと思つております。

○上田哲君 安保条約の範囲内において変化が起こつたんだといふことは、常時駐留が有事駐留に変わつても変質ではないといふ意味ですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 常時駐留、有事駐留といふことばの定義のいかんにもよりますけれども、安保条約の適用の範囲内における変化である、そういうふうなわれわれは解釈しております。

○上田哲君 具体的な内容が示されませんでしたけれども、起り得る事態の推定でいへば、有事駐留といふ事態も含まれております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 有事駐留といふことばを私はあまり好きじゃないのです。民社党の方がよく使つておりましたけれども、別に民社党だ

からきらいだといふ意味でなくして、安保条約を解釈するのに有事駐留といふ考へ方を、そのことばをあまり適当であると思つておられる。そういう意味において言うわけでありまして。たとえば米軍が常時いなくても、ある期間を区切つておられるか、あるいはスタンダード・バイの状態にしておいて、ある時期にまた来るのか、そういうことは安保条約の中にもある程度は想定されていることであると思つておられる。そういう弾力的な考へ方を安

○上田哲君 だれがつくつたことばだから使いたくないといふことは私も少しはあるのですが、有事駐留といふことばを、私はその意味では専断許でないものとして使つておられる、それはいいです。しかし、はっきりしていることは、常時駐留といふベタの形ではなくつたといふことは、これはお認めになるわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまのことばの定義を留保しておいて、そういう状態は出てくる可能性はあります。

○上田哲君 これは一つの進展だと思つておられる、そうすると、それは安保条約上の変化であつて、安保条約に対する変質ではないといふふうな言われることは、政府のこれに対する解釈が変わつたといふふうな考へていふんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 解釈は変わつておられません。私は防衛庁長官になる前から、七〇年代では基地は整理統合しろ、そして米軍の一部撤退、相当部分の撤退、それを安保条約の弾力的な運用によつて行なうべきである、そういうことを公言してきた一人でありまして、そのときから安保条約の弾力的な運用といふことばを使つておられるわけです。それは七〇年安保の前から言つておられることばです。そういう意味において、私らの言つておられることは、安保条約の範囲内であるといふことを前から考へておつたわけでありまして、その後も法制当局と意見を交換しまして、それでよいという法制当局側の意見でもあつたわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) 有事駐留といふことばを私はあまり好きじゃないのです。民社党の方がよく使つておりましたけれども、別に民社党だ

からきらいだといふ意味でなくして、安保条約を解釈するのに有事駐留といふ考へ方を、そのことばをあまり適当であると思つておられる。そういう意味において言うわけでありまして。たとえば米軍が常時いなくても、ある期間を区切つておられるか、あるいはスタンダード・バイの状態にしておいて、ある時期にまた来るのか、そういうことは安保条約の中にもある程度は想定されていることであると思つておられる。そういう弾力的な考へ方を安

○上田哲君 だれがつくつたことばだから使いたくないといふことは私も少しはあるのですが、有事駐留といふことばを、私はその意味では専断許でないものとして使つておられる、それはいいです。しかし、はっきりしていることは、常時駐留といふベタの形ではなくつたといふことは、これはお認めになるわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまのことばの定義を留保しておいて、そういう状態は出てくる可能性はあります。

○上田哲君 これは一つの進展だと思つておられる、そうすると、それは安保条約上の変化であつて、安保条約に対する変質ではないといふふうな言われることは、政府のこれに対する解釈が変わつたといふふうな考へていふんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 解釈は変わつておられません。私は防衛庁長官になる前から、七〇年代では基地は整理統合しろ、そして米軍の一部撤退、相当部分の撤退、それを安保条約の弾力的な運用によつて行なうべきである、そういうことを公言してきた一人でありまして、そのときから安保条約の弾力的な運用といふことばを使つておられるわけです。それは七〇年安保の前から言つておられることばです。そういう意味において、私らの言つておられることは、安保条約の範囲内であるといふことを前から考へておつたわけでありまして、その後も法制当局と意見を交換しまして、それでよいという法制当局側の意見でもあつたわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) 有事駐留といふことばを私はあまり好きじゃないのです。民社党の方がよく使つておりましたけれども、別に民社党だ

からきらいだといふ意味でなくして、安保条約を解釈するのに有事駐留といふ考へ方を、そのことばをあまり適当であると思つておられる。そういう意味において言うわけでありまして。たとえば米軍が常時いなくても、ある期間を区切つておられるか、あるいはスタンダード・バイの状態にしておいて、ある時期にまた来るのか、そういうことは安保条約の中にもある程度は想定されていることであると思つておられる。そういう弾力的な考へ方を安

○上田哲君 だれがつくつたことばだから使いたくないといふことは私も少しはあるのですが、有事駐留といふことばを、私はその意味では専断許でないものとして使つておられる、それはいいです。しかし、はっきりしていることは、常時駐留といふベタの形ではなくつたといふことは、これはお認めになるわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまのことばの定義を留保しておいて、そういう状態は出てくる可能性はあります。

○上田哲君 これは一つの進展だと思つておられる、そうすると、それは安保条約上の変化であつて、安保条約に対する変質ではないといふふうな言われることは、政府のこれに対する解釈が変わつたといふふうな考へていふんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 解釈は変わつておられません。私は防衛庁長官になる前から、七〇年代では基地は整理統合しろ、そして米軍の一部撤退、相当部分の撤退、それを安保条約の弾力的な運用によつて行なうべきである、そういうことを公言してきた一人でありまして、そのときから安保条約の弾力的な運用といふことばを使つておられるわけです。それは七〇年安保の前から言つておられることばです。そういう意味において、私らの言つておられることは、安保条約の範囲内であるといふことを前から考へておつたわけでありまして、その後も法制当局と意見を交換しまして、それでよいという法制当局側の意見でもあつたわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) 有事駐留といふことばを私はあまり好きじゃないのです。民社党の方がよく使つておりましたけれども、別に民社党だ

からきらいだといふ意味でなくして、安保条約を解釈するのに有事駐留といふ考へ方を、そのことばをあまり適当であると思つておられる。そういう意味において言うわけでありまして。たとえば米軍が常時いなくても、ある期間を区切つておられるか、あるいはスタンダード・バイの状態にしておいて、ある時期にまた来るのか、そういうことは安保条約の中にもある程度は想定されていることであると思つておられる。そういう弾力的な考へ方を安

○上田哲君 七〇年安保以前というのはあたりまえのことです。これは自動延長で何も変わってないですから。六〇年六月から変わってないということではないですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 六〇年六月というのは新安保ができたときですか。——もちろんそうです。

○上田哲君 そうすると私はたいへんなことが出てくると思うんです。六〇年の安保では、政府はこういうことをしきりに言っています。当時の外務大臣は藤山さんでありましたけれども、たたくさん読むとたいへんですけれども、当時のいわゆる安保国会、四月二十八日ですね。これは野党委員の質問に対して藤山外務大臣が、前のところは省きますけれども、野党委員が、「この条約全体を通じて、日本に常時米軍が駐留してなければならぬ」という規定はどこにあるか。歴史の流れというものはおもしろいと思うのです。その当時は常時いるというのをおかしいじゃないかということ野党議員のほうに言っているんですが、これに対して藤山外務大臣は、常時駐留していることが適当と考える。常時駐留ということばを使つたのはまずいのかしませんが、藤山外務大臣、岸総理大臣は、今回の条約において有事駐留を禁止している規定はないのだ、しかし現状は常時駐留を認めておくことが必要である。日本の自衛隊の状況、置かれてある客観情勢から見ると常時駐留を原則とする——適当とか原則ということばがありますから、これは逃げ方はことばの上ではあるかもしれない。しかし、たたくさん、長いのを読もうと思えば幾らでも読めますけれども、いまおっしゃる通りに六〇年六月から変わっていないんだということであれば、安保条約の有権解釈としては、明らかに常時駐留以外にないんだということをしきりに政府は言われている。これを、変わっていないんだといういまの言い方とどうしても結び合わせようとするれば、これは当時からは考え方が変わってきたということにならざるを得ないのですが、いかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまの引用なすったのを私拝聴いたしましたも、やはり安保条約の解釈のワケ内言っておると、そういうようにいま聞いたわけですか。

○上田哲君 いま生きてある人のことばを大事にしたいと思いますが、そうしますと、従来、政府は、アメリカ軍は日本に常駐することのみを考えていたのではないのだ。有事駐留ということばがきらいなら、それはそれでいいです。常時駐留でない場合も十分考えて前からのことだということよろしいですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまの説明の中に目下のところとか、現状ではとか、そういうことばもあつたり、原則としてとか、そういうことばがあることは、やはり安保条約の幅というのとはかなり広い範囲に広がっていて、常時いることも、あるいは必ずしも常時いないことも含まれていると解釈して差しつかえないと思います。

○上田哲君 私ども三百代言のやりとりになっていけないうちのうたすけれども、原則としてということば、決して量だけで問題にするのではない、主たる勢力がほとんどいなくなるということになれば、原則ということばはやはりそちらのほうに移ることになります。そういうことも当然考えていたのだ、そういうことばいいですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 将来そういうことが起こる可能性を排除はしていない、そういう考慮で発言されていると私は思います。

○上田哲君 そうしますと、十一月二十八日の本会議で長官が答弁をされた。七六年ぐらにはアメリカ軍が日本じゅうからいなくなってしまうと答弁をされた。そのときには、安保条約は変質をしない、というわけですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) あのときの発言は、たしか常駐しなくなる可能性も必ずしもないわけではない、そういう展望を言ったわけですか。それで私の考えでは、そういう状態でも安保条約が変質したとは考えられない。

○上田哲君 事実上日本国内にアメリカ軍がいなくなる状態でも安保条約は変質してない、つまり常時駐留という形が全くの形でなくなる状態になつても、安保条約は変質するということはないということですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 常駐せずという態様が問題だと思ひます。ある場合には管理要員がいたり、ある場合には基地の機能だけは維持しておいたり、ある場合にはそういう状態からスタンバイの状態にあつたり、それはいろんな態様があり得るわけですか。通信施設が残っていると、兵たん補給施設が残っていると、そういう可能性ももちろんあるわけですか。そういうわけで、その機能、機能をよく見て解釈すべきであると私は思うので、私が頭に置いた情勢においては安保条約は変質してない、このように思うわけですか。

○上田哲君 まあ補給要員や保安要員が若干残っていたら、それでもいいことになるんだということになると、これは議論の対象にならぬと思うんですけれども、そういうような場合でも安保条約の変質、変更がないということになれば、地位協定の改定は行わないということになりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 地位協定については、先ほども申し上げたとおりで、それ以後のことについては、それ以後の事態を見て考えるべきものであると思ひます。

○上田哲君 そこで、いずれにしても相当部分がわれわれの国内からいなくなるといふことになり、それにもかかわらず、軍事機能としては今後とも基地を確保していくということになると、先ほどのことばが一番当たるといふのは、先ほどと比べて、自衛隊の肩がわり基地管理ということとがそこに出てくるわけですか。アメリカの会計年度の六月末ということばは、これは間違いなく出てくるわけですか、そういうことになると、当然われわれの国の会計年度とかかね合いで、大部隊が引き揚げたあとのアメリカ軍基地の管理ということに人とお金がかかることになる。どれくらいか予想を立てておられるのか。あるいは少なくとも

新年度予算にそのことを盛り込まなければならぬはずですが、その手順はどうなつておるか。もしそうでなければ、どう対応されるのか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は、いま交渉中、つまり流動性といったのは遺憾であります。動的なところがあるのであります、まだ申し上げる段階に至っていないのは遺憾であります。

○上田哲君 具体的にひとついま問題になつておる例をあげるわけなんです、山田弾薬庫ですね、いろいろの説明があるでしょうけれども、印象からすれば、それはアメリカ軍が帰つてくれるのはけつこうだけれども、思っていたよりは早く引き揚げるといふことになつてきた。したがって、危険な山田弾薬庫をせつかく向こうが返してくるという場合に、ちよつと待つてくれという感じに受け取れています。新聞記事ではそう書いてあるのです。全体としてそういうムードがあるような実は国民感情が起るほど、いま急激に動いておる。どうも長官があまり言われないので、ますますそんな感じがするのですが、そういうことは議論の対象からかりにはずすとしても、どうも山田弾薬庫についてわからないことは幾つかあります。アメリカ軍のほうから福岡施設局に申し入れてきたときには全面無条件返還ということ聞いてきたのだ、これはこれまでのそういう形からいっても理解されるのだとすけれども、そういうことばでいいのかどうか。そのとき受け入れ態勢が整わないとか、時期尚早であつたとかいうような表現があつたそうでありまして、受け入れ態勢とか時期尚早ということばは、具体的にどういふことでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大体そういう問題は中央交渉できるべき問題で、結局は合同委員会が正式にきめなければならぬ問題です。それを現地の米軍司令官が現地の施設局の局長のところを持っていくということばは筋違ひのことばで、そういう意味で、これは中央で話し合つてくださうということばを話したのです。目下中央においてその話し合いをしておる最中でありまして、そこで、そ

の内容については、先ほど来申し上げたように、ここで公表できないのは遺憾であります。

○上田哲君 遺憾なことがばかりで、まことに遺憾ですけれども、受け入れ態勢が整わないとか時期尚早であるとかいうことであるのですか、ないのですか。少なくとも時期尚早であるという事なれば、地元の北九州の市議会では四十四年十一月に、弾薬庫の無条件全面返還の決議を超党派で行なっております。受け入れ態勢が整わないとか時期尚早という事は、この場合あり得ないと思うのですけれども、そういう理由があるのですか、ないのですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 要するに、中央において何かのものと一言一括して話し合いをしておる最中で、そうして経費の問題であるとか、そのほかの諸般の問題についてやはり話をセツとして、それから公表するべき問題なんで、話し合い進行中に途中で公表することはばからしていただきたい、こういうことではありません。

○上田哲君 施設庁長官がこれは記者会見をされて話をされていますね、で、この中でもう少し突っ込んだ話が出てはいるはずで、二、四の(a)なのか(b)なのかなどを含めて、少なくともそこで話をされた程度までは話をしてください。

○政府委員(島田豊君) 板付の米軍当局から福岡施設局のほうにまあ返還をしたいといった返還予告の通知がありまして、この取り扱いについては、いま大臣からお話しされましたように、こういう問題は本来中央レベルにおいて話し合いをすべきであるということ、その申し入れを一応返上いたしておるわけでございます。そこで、現在中央レベルにおいて米側といろいろな角度から検討いたして協議いたしておるところでございますが、まあその場合いろいろ米軍の考え方もありますし、自衛隊としてもいろいろな希望もございまして、また、地元の要請もございまして、そういういろいろな角度からこの問題をもう少し煮詰めて結論を出すべきである、こういうことではないかと、ま協議をしている、こういう段階にあるというこ

とでございます。

○上田哲君 私わからないので伺いますが、無条件全面返還ということできたことは間違いないですね。

○政府委員(島田豊君) 無条件ということがどういうことであるかわかりませんが、要するに返還の予告でございますので、返還をしないと、まあこういうことでございます。それを無条件といふのかどうか、ちょっとことばが適切であるかどうかかわかりませんが、とにかく返還をしたという、こういう板付の当局の意向はそういうことであつたと思つております。

○上田哲君 わからないので聞きますけれども、たとえ二、四(a)があるにしても、それから(b)になりますね。その(a)が(b)になるというような場合に管理権が移ると、(a)から(b)にそのまま移るのですか、一般論ですがね。一ぺんたとえ大蔵省なら大蔵省に固有地として戻って、そこから(b)になるのですか。こう戻すべくいくのですか。

○政府委員(島田豊君) 一ぺん日本側の財産になりました、そしてあらためて合意をすると、こういうことでございまして。

○上田哲君 そうなりますと、(a)から(b)、あるいはそのまま(a)のもと前からそうですね、返ってくるその途中で一ぺん国へ返るといふことになる、その国から先は、必ず自衛隊にいくとはきまっていますね。何か特別な規定があつて、一ぺん国に返つたものが必ず自衛隊にいくという優先権何かありますか。

○政府委員(島田豊君) それはその取り扱いについては、個々のケースごとにきめられると思つて、それが当然自衛隊に返るといふことと、それから、それは大蔵省の普通財産と申しますか、そういう大蔵省の管理下に移る、こういうことではないかと、ま協議をしています。

つまり、それは国の財産に一ぺん返るんであつて、二、四の(a)から(b)という、いかにもつながっているようなが、それはそのままいんげんじやなくて、一ぺん国の財産に返つてから、全く平等な立場で自衛隊にいくのか、たとえば地元の市町村にいくのか、などですね。そういうことになるんであつて、優先権はありませんね。

○政府委員(島田豊君) 結論からいいますと、そのとおりでございます。

○上田哲君 そうすると、これは必ずしも弾薬庫として使われるということについて、防衛庁は発言権をいま持ち得るかどうかわかりませんが、すね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 返還のときに、やはり合同委員会、あるいはその下部機構でいろいろと話があつて、そしてこれはどこへ使うのが適当であるから返すとか、どこに使わしてもらいたいから返してくれとか、そういう話し合いでいくわけです。ですから一応国有財産に戻るといふのは、いわば登記面の変動的な状態がそういうふうになるということであり、運用については、やはり話し合いというのが生きてくる、そう私は思つております。

○上田哲君 わからないというの、私はそこなんです。わからないからこれは納得するように説明していただければけっこうなんです、おかしくないですかね、明らかに日本の国有財産でしよう、もともと。しかも向こうが返還の意思を出したということになれば、それが国有財産に変わるの、どうして、登記上の帳づけであつて、自衛隊の優先権といふのはいかなる立場に立つて、明らかに向こう側も要らないといふことわけて、明らかに継続使用するということがアメリカが言うのでなければ、自衛隊が持つか持たないかといふことは、合同委員会という話とは合致しないから、明らかに日本の法規の上には立っているからにはこれはありますよ。条約が優先するといふことはあるでしょう。しかしこの場合は、条約のカテゴリーから出てきて、返

還ということになつてくるならば、(b)にするかどうかというの、防衛庁の優先権というのが出てくるというの、どういふ法規に基づくのか。合同委員会のほうに、国内法規の何かなければいけないのじゃないですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その返還のときの話し合いのときに、何々に使うから返してくれ、あるいは地元の公園にしたいから返してくれ、あるいは住宅地域にしたいから返してくれ、あるいは防衛庁が使用したいから返してくれ、あるいは先方側が自分のほうは要らなくなったから返還したいという場合もあるでしょう、あるいはこれを何に使うというのを希望するということもあるでしょう。それは安全保障条約というのがある以上は、安全保障条約の運用の面において、そういういろいろな行政的なものが付随していくということは当然あり得るわけですね。したがって、法的には国有財産で大蔵省の管理に一たんなるけれども、その利用については、やはり合同委員会におけるいろいろな考え方というものは作用してくる、そういうことは行政上でもいろいろあり得ることです。そういうふうなわけは解釈しております。つまり合同委員会における話し合いというものは、安保条約の運用上の一つの政治的機関として重要なものであるだろうと考えているわけです。

○上田哲君 それがわからないのです。条約が国内法規の上には立つというの、これはいいのです。しかし、条約上の規定から離れたところで、明らかに帳づけだけの問題だといふけれども、帳づけとは、国内法規のカテゴリーに返るといふことではない、好まらなければ別に、上に押えられていない条約があるから、だからこれはしかたがないけれども、離れてきたといふことになれば、国内法規優先といふことになるので、上のことはなくないわけじゃないですか。それをまだ向こうが使うといふことならば、残念ながら引張

り込まれますよ。向こうが使うというのを受けて、合同委員会でとにかく管理権は返すけれども云々という話があるならわかるけれども、全く自衛隊が使うか使わないかということだけになるならば、向こうが使わないかということになればいいわけでしょう。そうすると向こう側が意図しないところまで、合同委員会は、安保条約というものは、国内法規を縛るということになってしまいませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり返還されるに、合同委員会ではいろいろ話し合いました内容というものが財産について付随してきて、その財産をどう処理するかということに、それは関係各省の意見を聞くということになりますけれども、すでに行なわれているそういうものが妥当なものであると思われる場合に、認識される場合には、大蔵省もそれに従ってそういう方向に処理されるのだらう、そういうふうには私は思います。

○上田哲君 返ってきたときに、それを大蔵省中心に、大蔵省が使うというわけじゃない。だから各省のいろいろな考えをまぜて、どっちにしようかということにいろいろ検討していいし、そのために、返ってくるときのき方が参考になるということとはけっこう、それはおやじの財産をもらったあと、子供がどうやって分けるかということはおやじの遺言にかかわるのだらうといわれることはよくわかります。しかし、明らかに安保条約が決定していたものが、要らないといつて返してきるときに、その使い方で指定して返してきるときには、法的にはならぬのではないか。だから固有財産に返らないような法規があるなら別、固有財産に一人返るならば、その固有財産を決定していくということには、すでにアメリカの条約上のかさはなくなっているわけなんだから、これは日本の国内法だけで決定していい条件があるのではないか、これがどうしてもわからない。それがどうしてもそうじゃないと言わなければ、アメリカと結んでいるわれわれの国の条約が、国内法を、向こうが要らないといった場合に、規定をするという、

そういうふうな、たとえばその条約を受ける法規が具体的にどの程度かということの説明してもらえばそれでいいのですがね。いまのお話は法律論ではないと思ふんです。法理論ではないと思ふのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 返還というもののいろいろな態様があると思うのです。三条使用によるものが返ってきて二四(a)になるとか、二四(a)が二四(b)になるとか、あるいはそういう項目がなく、一般に返還されるとか、いろいろな態様があると思うんです。そういう場合に、合同委員会で大体両者一致したという線は、返すときに日本国政府とアメリカ側の代表の考え方が程度一致したという約束ができていますから、それが大蔵省のかりに返還という形になってきた場合には、今度は国内諸官庁との話し合いの際に非常に尊重されて、政府は一体ですから、そういう意味でそちらの方向に動いていく、そういうふうな処理される、そういうものであると見ていいと思ふのです。それからこれを二四(a)にしますとか、二四(b)にしますというところが、合同委員会で成立しているときには、同じくその話し合いの結果というものが、日本側で処理する場合に尊重される、そういうことになるのだらうと私は思います。

○上田哲君 わかりました。二四(a)、二四(b)ならいいですよ。ただ、わかりましたというのは、前段でそういう返し方によって影響されるんだというところは、影響されていると言っているのです。それはしかたがないと思ふます。ただ、法的にそれが規制できるのかどうか、そういうところが私はよくわからない。だから、二四(a)ならもちろん問題ないし、二四(b)ということになればいいわけでしょう。ところが、全面返還なのかどうかということも聞いています。アメリカが山田弾薬庫を使うんですか。われわれは明らかに使わないと聞いているし、もう要らないという御答弁を聞いている。現に十月十五日でもってあそこにいる基地労働者五十五人全部が、予告期間を先にならしてまで首切りが、解雇が行なわれているわけ

す。とにかく、ここでアメリカが山田弾薬庫を使わないという理解で私たちは説明を受けている。アメリカが使うというなら(a)とか(b)に引っかけたてくるでしょう。それがなければ、当然の問題として、日本側に全く管理処分権があるのじゃないですか。管理処分権が日本の法規の中で成立して、それを大蔵省が中心になってやる。どうですか。アメリカが基地を返すときに、いろいろな注文がついたとしても、アメリカが使わないというなら考えることはいいですよ。日本の法的独立が侵されていることにはなるんではないか。だから、伺いたいのは、アメリカがまだ山田弾薬庫を使うと、だから使えるような形を(b)でもいいから残しておいてくれというふうなことになるというふうなら、しかたがない、条約がありますから。そうであるのかどうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ですから、それは日本側の行政処分だらうと。大蔵省が中心になって関係各省の意見を聞いたり、そういうふうにして行政処理としてそういうことが行なわれるんだらうと思ふのです。私は法的な根拠というものはよく知りませんが、それは固有財産法に基づく大蔵省の権限として、関係機関の権限に基づいて、そういう関係機関が集まってそういう行政処理をする、そういうことではないかと思ふます。

○上田哲君 よし、わかりました。そんならわかった。そうすると、こちら側の行政処分だというのなら、そこには防衛庁が優先権を持つという権限はどこからも出てこないわけですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) それは各省の協議によつてそういう形になると思ふます。

○上田哲君 はい、わかりました。そういうものが日本国内法を規制しないということならば、それはそれでけっこうだ。そうすると、防衛庁が何ら先にこの山田弾薬庫を使うということにはならないのであって、たとえば公園にしようが、地方団体に渡そうが、これはとにかくいろいろの自由があるわけですね。実際問題としては力関係の問題が出てくるにしても、ここはアメリカとの関係

ではなくなるということになるわけですね。ところが、どうも実際問題としてそういうことになつていかな。どうやらほとんど地元なり何なりが、もういろいろ運動があつて、弾薬庫という危険なものはやめてくれということになつていて、いわばそれに答えた形にもなるから、こうなつていながら、どうも最近法的には全くはつきり、いま雲が晴れましたけれども、優先原則というものはないにもかかわらず、これがまた同じ機能の弾薬庫として継続していく可能性が出てきています。これは二通りひとつお伺いしたいのだが、そういう方向で、向こうが要らないと言つても、またわがほうはまだ弾薬庫として使うのですか、それが一つ。もう一つは、これを使う場合には入るたまたまがあるのですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 正式に返還された上のお話であります。そのときにいろいろ相談してみようと思つております。まあ防衛庁としては、もし万一将来返還されるというふうな場合には、やはりその機能を生かして、防衛庁で弾薬庫として使わしてもらつたらいい、そのように考えております。

○上田哲君 たまごは答ええいただきましたか。これは長官じゃなくいいですよ。

○国務大臣(中曾根康弘君) もちろん入れるたまたまはございます。

○上田哲君 ここにたまたまがあるというのはいへんなことでありまして、おそるべきというか、巨大な弾薬庫に一体一発でも入れて置けば、入れるたまたまがあるということになるかもしれないけれども、私はたいへんそれは常識的ではないと思ふます。ぜひともたまたまが爆発するという危険性、とんでもない市民生活の平穏な状況の裏に、へた間違えば一べんにそれが吹っ飛んでしまふという危険があるということが問題となる。その問題というの、アメリカのしるしのついでに問題であるか、日本のたまたまであったかは問題はないわけがあります。せっかくこれがなくなつた、それでアメリカ側がいいと言つた。ここでは言えないこと

あるわけでは、これは最盛時というところか、しかしけれども、一番多かったときには二十九万人も基地で働く人々がいたわけでありまして、それが全く大きな節でございまして、大きな音がするくらいに解雇せられていった。この節目というところで見るならば、もうそこで働いている人間にしてみれば、すぐわかることですよ。そういう状態になってみれば、はじき出される数字が一人という風説が決してヤマカンで言っている数字ではない。きわめて年の瀬に身を切られるような冷たい風を感じるという数字なんです。だから一人というところを、吹っかけて言っているというふうなものとしてではなくて、話をしている、対策を講じているというならば、その辺のところをひとつひとつ、しっかりとらえて考えていただきたいと思えます。まず精神論ですけども、もう一べん念を押しておきます。

○政府委員(島田豊君) そういう大量解雇の事態が予測せられますので、これは先ほど申しましたように非常に大きな問題でございまして、われわれとしても対策には万全を尽くしたいと、こういうふうに考えております。

○上田哲君 ようやくそこで三つ出てきた。話はしている、それから予測される、そして三つ目には、それを十分に保障していきけるように考える。まあここまででは済みましたから、これはまあことばだけにしないように、ぜひお願いをしなければならぬ。

で、ここに全駐労からの文書があるわけですがね。「このような非常事態に対し、雇用主である政府が労働者に対する確固とした対策方針を未だに明確にしないことを極めて遺憾とするものであります。従って本組合は、この重大事態に対し、敗戦後二十五年にわたり真面目に勤続してきた駐留軍労働者に対し政府の責任ある措置として、左記を早急に講ずるよう、重ねて強く要請致します。」ということになっております。そこでたくさんありますけれども、重要なところ、「昭和四十五年度予

備費緊急支出をふくめ、次の措置を実施すること。」「一、番目は「特別給付金を一律八万円引上げ支給すること。」「二、番目は「雇用安定法の制定と、法制定までに発生する人員整理者全員に対し、再就職までの期間、生活保障の措置を講ずること。」「三、番目は「駐留軍離職者対策センターに對する国の助成金を大巾に増額すること。」「四、番目は「臨時措置法による援護措置の増額と離職者対策の拡充強化をはかること。」「等々です。

いま三つにわたって見解が出ましたけれども、それを総括して見ると、このことについてはぜひひとつ具体的に実質的に御努力をいただかなければならぬと思うので、責任あるひとつ御答弁をいただきたいと思えます。

○政府委員(島田豊君) ただいまの各事項につきましては、まず特別給付金の増額支給につきましては、現在これは勤続年数によりまして異なりまして、人員整理を受ける離職者につきましては、現行は二万円ないし二十七万円の特別給付金を支給いたしておりますけれども、これは来年度の予算といたしまして五万円ないし八万円の増額、したがって七万円ないし三十五万円の増額支給が出来ますように現在要求をいたしておるところであります。

それから、特別休職手当の制度を創設いたしたということ、これは中高年齢層が非常に多いということに着目いたしまして、そういう中高年齢層の方々が離職されます場合に、解雇発行日以降三カ月間、いわば一つの待命制度的なものとして考えまして、特別休職手当を考へる、こういう一項目を要求いたしておるところでございます。

また、各所にもあります離職センターへの助成につきましても、増額要求をいたしておるところであります。こういう事項につきましても、極力その予算措置について努力をいたしていきたいというふうに考えておるわけでありまして、解雇予告期間が最低限四十五日となっておりますが、

これにつきまして、本年の当初以来、一般の労働慣行なりその他を考へまして、九十日間の予告期間を置くように、これは米側に再々申し入れをいたしております。米側も極力その点については努力をするということを確認いたしております。なお、この問題につきましては、引き続き努力をいたしたい。

なお、それ以外の離職者対策につきましては、たとえれば職業訓練でありますとか、あるいは職業紹介でありますとか、その他の各種援護措置につきましては、関係各官庁の努力を求めたなければならぬ点が多々ございますので、これにつきましまして、総理府にありまして中央離職者対策協議会を中心といたしまして、各官庁の協力を求めながら、そういう措置について万全の措置を講じていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○上田哲君 これについては九月二十九日の本院の内閣委員会の席上で、中會根長官自身も努力を約束されております。この際長官からのほつきりしたひとつ御決意を承りたいと思えます。

○國務大臣(中會根康弘君) 駐留軍関係の離職者のいろいろな待遇面や処置につきましては、われわれとしては誠心誠意努力してまいりたいと思っております。いま施設庁長官が御報告いたしましたような措置を来年度予算でも盛り込んでおりました。これらの処置をぜひとも実現するように、予算の際にも努力をしまいたいと思っております。予算の及ばない部分もまた出てくるかもしれませんが、それらにつきましても、われわれとしては、できるだけのことをしてあげたいと思っております。

○上田哲君 これについては防衛庁や防衛施設庁が大いにがんばっても、さいふを縮めているところがあるの気にならなければならぬものではないです。大蔵大臣の代理として大蔵省からしっかりと御答弁をいただきます。

○説明員(吉岡孝行君) ただいま防衛庁のほうから御発言がありましたように、来年度予算の問題

として特別給付金、それから特別休職手当、それから離職者センターに対する補助金増額等の要求が出されております。われわれとしましては、ただいまそれを来年度予算編成上の問題として鋭意検討中という段階でございます。

○上田哲君 頼みますよ。これは何だかわけのわからぬことでは困るので、ちょっと私も困ったですね。「再答弁」と呼ぶ者あり。うしろから言われて、残念だけれども、これではやはりすわれないから、ぜひひとつあなた、私はあえて大蔵大臣代理と言ったのですから、官姓でも名のつて、これは先にいってふえる数ではないのだから。事実、防衛庁長官も、なりたての施設庁長官も、一生懸命にがんばらなければならぬということ、生懸命にがんばらなければならぬということ、を言ったんだから、このことで不満が出てくる余地はないのです。ただ、胸に響くような、傍聴の人にもいるわけですね。胸に響くような、問題が無意味にこじれていかないうような、何かお経読むような国会答弁だから、こういう事態を引き起こしたのだということを言われることのないように、やはり、この国会で一つ残しておきましょう。わかりました、やりましょうということくらいは、はつきり言ってください。

○説明員(吉岡孝行君) ただいま申し上げましたように、とにかく来年度予算編成上の問題です。まだ結論を得ておりませんので、これ以上のことはごかんべん願いたいと思えます。「よろしい」と呼ぶ者あり。

○上田哲君 よろしいとは何ですか。国会の権威にかけて、そういうよしというのはいけませんよ。いまここで首切られる人間がいるのですよ。そんなことを言えば給与表は通らぬですよ。私は、大蔵大臣が出たって、胸に響くような答弁が出ると思いませんよ。思いませんが、もう少し前向きな答弁というのはあるでしょう。笑いにまぎらわしてたいした金じゃありませんか。そのことをもう一べん前に出て、あのときに上田にいいかげんに引っかけられたから、ついつい言い過ぎてしまいましたと言っても、大蔵省に帰って

しかられるはずはありませんよ。それをいかにも典型的といえ、これほど典型的なことはない、こんなことは。わざわざここに出てきて、これ以上申し上げられませんかという断定的な答弁をするならば、しかも、そこへ持ってきて与党理事がそれでよいということになるならば、私はこの答弁では納得しないから、委員長に申し上げる。これは直ちに休憩をしていただき、理事会を開いていただきますよ。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(西村尚治君) 速記を起こして。

暫時休憩いたします。

午後四時十八分休憩

午後四時三十二分開会

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

先ほどの説明員の答弁は、質問の趣旨に合致せず、不十分と思われるので、後刻責任ある者から答弁をしていただくことにしたいと思っております。

○上田哲君 委員長のただいまの説明を了解して、今後の質問を明日に保留いたします。

○委員長(西村尚治君) 三案に対する審査は後刻に譲りたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢山有作君 外務省にお伺いいたします。実はきょう大蔵省なりさらに通産省に来ていたいただいておたはうが、質疑をするものとしてはいいんですが、まあ審議を進める時間的な都合もありまして、大蔵省、通産省には来てもらっておりません。このことはすでに昨日外務省に御連絡を申し

上げて、十分外務省のほうでお答えがいただけるように御準備をいただくように申し上げておきましたので、そういう前提に立って質問をさせていただきます。

まず、最初のお尋ねですが、最近の政府の中国問題に対する考え方としていろいろなことが言われておりますが、これをつづめて言うところのことになるのではないかと思っています。要するに中国問題に対する対処のしかたというのは、国際信義を重んじ、国益を守り、極東の緊張緩和に資するという観点から周到かつ慎重に検討する、こういうふうな大政府の見解というのには理解していいんではないかと思っておりますが、それに相違ございませんか。

○国務大臣(愛知揆一君) それに相違ございません。

○矢山有作君 それに相違ないというお話でございますが、それでは私も何を言っておられるかよくわからない。一体どういう方針を持っておられるのか、どういう方針が出てくるのか、このことばからはうかがい知ることができない。したがって、私ができないのですから、国民の皆さんも中国問題に重大な関心を持っておりながら、政府が何を考えているのかさっぱりわからぬということだろうと思っております。そこで私はこの問題で少し具体的に政府の考え方を伺かせ願いたいのですが、ここで国際信義を重んずると言っておられるのですが、この国際信義を重んずるといふその中身は一体何を言っておられるのか、明らかにしてほしいと思っております。

○国務大臣(愛知揆一君) 国際信義ということとは、中国問題につきましても、従来のたとえは日華平和条約というものを締結して、それを守ってきているということも国際信義でございます。それから中国問題という非常に大きな、特に日本にとっては大きな問題でございますが、アジアの諸国等といろいろな従来も日本として関係を持ち、協調も保つてきつたありますし、そういう国際的な関係等との関係も、国際信義の中の一つと

考えられる要素ではないかと思っております。そういう点よりいろいろな点に着目して一言で国際信義と言っているわけだと、かように御理解願いたいと思っております。

○矢山有作君 そこで、それでは日華平和条約の内容——性格、内容と言ったらいのですか、これをお尋ねしたいのですが、日華平和条約というものの中の基本的な性格というものは、どういうふうな理解したらいいのでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは締結されたときの状況、そこに至る環境等を踏まえて考えなければならぬと思っておりますけれども、よく常識的にもいわれますように、日本は不幸にして戦争をしました相手がいわゆる蒋介石政府である、それとの間に平和状態をつくりあげることがこの条約の性格ではなかったかと思っております。そういう性格のものであり、そして国と国との条約におきましては、ことに戦争状態というふうなことに付いては、これは国を代表するといふその政府との間に結ばれた国と国との関係でございますから、戦争状態が終結して平和条約になった、こういうふうな理解しているわけでございます。

○矢山有作君 そうすると、いまのお答えを総合しますと、蒋介石政府との間に戦争終結をされるために結んだ条約だ、その蒋介石政府というのは中国を代表する政府なんだと、こういう意味なんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま申しましたように、その締結したときの状況、それから締結した意義ということはそのういふことにあると、こういうふうな理解してしかるべきではないかと思っております。

○矢山有作君 わかりました。まあ大体いままでの外務大臣の答弁もこういう答弁で終始をされておるようですが、そこで私はひとつお伺いしたいのは、そうすると外務大臣のいまおっしゃる、日華平和条約は国府を要するに唯一の主権者として、そして結んだ条約だ。したがって、その効果は中国全土に及ぶと、こういうことなんだらうと思

います。そうすると私はちょっとわからぬのは、十二月の十四日に衆議院の予算委員会では、これはまだ会議録ができておりませんが、新聞記事で見たところで申し上げるんですが、法的には中華人民共和国との間は戦争状態だと、こういう言い方をされているわけですね。そうするとこういう総理の考え方に立つならば、この日華平和条約の効果は中国全土には及んでおらぬということになるわけですね。あなたの場合には、蒋介石政府というものを唯一の主権者と認めて、これは日華平和条約を結んだ。したがって、その効果は中国全土に及ぶ。したがって戦争状態は終結しておる、こういうわけですね。ところが、総理のほうのこの間の答弁は、先ほど言いましたように、繰り返しますが、法的には中華人民共和国との間は戦争状態だと、こう言うんでありますから、このことは、これは蒋介石政権と結んだ日華平和条約の効果は中国全土には及んでおらぬ、こういう立場に立った御答弁だと思っております。それはかなり大きな食い違いがあるんですが、そのところはどうか理解したいと思っております。

○国務大臣(愛知揆一君) これは、その条約のお話と、それから事実の関係をいろいろ錯綜しておりますから、私どもの申しておりますことは同じことを申しておりますわけでございます。ことに十四日の、衆議院の予算委員会の質疑応答を全部総括してごらんいただきますと、その点政府の考え方が御理解いただけたらと思うのでありますが、繰り返して申し上げますと、日華平和条約の意味するところ、あるいは締結したその意義というものは、国と国との関係ということにおいては戦争状態が終結したと、こういう意義を条約論としては持つておるものである、これが政府の立場であります。逆に、中華人民共和国のほうは、法的には日本との間に戦争状態が続いておるとして主張をしておられるということも、日本政府としては事実として承知をしております。こういうふうな間にわれわれは考えておりますから、これを総括的に詳しく質疑応答をすつと通じてごらんいた

政府としては認識しておりますということを必ずつけ加えて申し上げておるわけでございまして、その辺のところから、われわれが何をこれから検討していくかということについては、いろいろの条件、いろいろの事実、あるいはまた冒頭に御指摘をいただきましたが、国際信義の尊重というよりなことも大きな要素でございまいしょうが、いろいろの要素から考えていかなければならない一つの大きな問題であるということの認識は私も十分持っているつもりでございます。

○矢山有作君 幾ら外務大臣が大きな問題だという認識を持っておられても、あなたのおっしゃった日華平和条約ができたときの事情なり、その持つ意義はかくかくであるということをおっしゃっておるんだとおっしゃるけれども、その日華平和条約ができたときの事情が、先ほど述べたような虚構の上に成り立っている、根本的な誤りがあるわけですが。したがって、その点を反省をしていくということがなかったら、具体的な方針は出ないんじゃないですか。日華平和条約ができたときの事情と、その持つておる意義にこだわっておつたら、私は中華人民共和国との道を開くということでは永久にできないと思えます。そもその出発点がお誤りであるから、その出発点を改めていくんだという基本的な認識に立たなければ道は開かないんじゃないですか。それから第一、国際信義、国際信義とおっしゃるけれども、いわゆる蔣介石一味、台湾に逃げ込んだ蔣介石一味との関係を国際信義とおっしゃることが、私は理解がいかないんです。あの戦前の日本と中国との関係を考へるならば、中国人民のほうにこそ日本は国際信義を感ずるべきなんです。あの侵略戦争でたくさんの人を殺し、たくさん人の財産を失わせただけでしょう。その中国人民のほうにこそ国際的な信義を私は日本は感ずるべきだと思つておるんです。そうして、その中国人民から追いつかされてしまった蔣介石一味、これに対して国際的信義を感ずるといふところか、これまた一つは問題があるんじゃないでしょうか。なるほど、保守党の有力政治家の中

には、いわゆる友情において蔣介石一味と非常に懇意関係にある人があるかも知れません。しかし、個人の友情を国際信義に置きかえてもらっては私は困ると思つておるんです。そのところを思い切つて外務大臣が腹をおきめにならぬ限り、幾ら口で中華人民共和国との道を開きたい、大きな問題だから、何とか模索していくのだといつても、幾ら模索しても道は出ぬじゃないですかね。一番もとの誤りを正しなさいよ。

○国務大臣(愛知揆一君) その日華平和条約ができましたときの状況、あるいは環境等について、当時の政府のつた態度というものは、日本の利益のために是なりと、私はかように思つておりますから、そのところの論議はしばらくおきまして、私は先ほど申しましたように、現状の認識として、この平和条約の条約論としての意義というものを申し上げましたが、現状認識として、中華人民共和国が道に法的に戦争状態が日本との間には終わっていないのだという見解と立場を強く持つておるといふことを政府は承知いたしております。こう申し上げておるわけでございます。で、それ以上、私は先ほど申し上げましたように、中国問題につきましてもいろいろの要素や国際環境などを考え合わせて、先ほど来おあげただいておりますような三つの基本的な考え方に基づいて最善と思つておる方をつくり上げようといつたしておるわけでございますが、その考え方はこういたしたいと思つておることを申し上げるだけのもので、そこから先にまいりますと、私におりませんので、そこから先にまいりますと、私意がないことを、たいへんお答えができなくて申しわけございませんが、そういう立場以上は申し上げられないことを御了承いただきたいと思つておるんです。

和条約の問題が処理されなければ、私は日中関係の打開というものはきわめて困難だろうと私なりに認識しております。次に質問を移しますが、少し最近の東南アジアや、それから台湾、韓国等と日本との経済的なかわり合いについてお尋ねを申し上げてみたいと思つておるんです。聞くところによりますと、去る十一月ごろですか、ロン・ノル政権に対して日本政府はトラック、フェリーボートなど輸送手段を中心とした第二次無償援助二百萬ドルをきめたということですが、これは事実でありますか。また、その内容はどうなつておりますか。

○国務大臣(愛知揆一君) カンボジアに対しましては、ただいまも御質疑がございましたように二回にわたつて援助をいたしましたわけでございます。これは、最初が二百萬ドルで、その次は正確に申しますと百七十萬ドルであります。あとで御説明いたしますように、これも二百萬ドルと申し上げたほうがより正確かと思つておるんですが、合計いたしますと四百萬ドルでございます。これは御案内と思つておるけれども、政府といたしましては、人道的な立場に立ちまして、カンボジアの人民と申せば一番正確かと思つておるんですが、この窮状に対して人道的な立場で援助をしたと、こういう考え方でございまして、いま申しましたような、総計いたしますと三百七十萬ドルについては、全部赤十字の必要と認められたもの、すなわち現地の情勢の資料に基づく赤十字の要請にこたえて食糧、衣料、医薬品、これを中心にして援助いたしましたわけでございます。ところで、その二回目の百七十萬ドルにつきましては、一回目の状況から言つて、赤十字からこれを輸送する、たとえば船便で運びますが、そこから先の配給が全然できないというような切なる懇請がありましたので、若干の輸送機関、トラック等、この第二回目の百七十萬ドルの中には相当部分の中に入つておるわけでございます。第一回分の中にもあるいはトラックも若干入つていたかと思つておるけれども、正確な数字等につきましては、政府委員から答弁申し上げます。

○政府委員(須之部量三君) どの程度具体的に申し上げます。第一のときでございまして、これは医薬品、それから食料品、これは主としてかん詰め、ミルク等でございますが、そのほか衣類、寝具等でございます。第一回はトラックは十台入つておるんです。それから第二次のほうでございまして、第二次の内容としましては、医薬品、食料品、繊維品、それから車両、この中にはトラックが六十台と、それから救急車等々の車も入つておりますけれども、そのほか難民用の組み立ての住宅の資材等を含めまして百七十萬ドルということでございます。

○矢山有作君 まあ言い方はいろいろあると思うんです。私は、第一次援助のときには人道的な立場で、食糧、衣料、医薬品、寝具等中心にこれ送つたわけだということ、なるほどある程度人道的な立場も見えろと、こういうふうに感じました。それに対して十台のトラックがついておるんですから、おそらくトラックがないだらうから、この援助した品物をこの十台のトラックで送つてやろうということをやられたと思つておるんです。ところが、第二次の援助は、これは何と云つても私はトラック、車両が中心になつておるようによい話を聞いておるんです。そうすると、これは幾ら赤十字を通じたとか何とか、その持つていく方法というのはいろいろあるかも知れませんが、このトラック、車両などというものは、軍事的な転用のきくものであるということをおっしゃるけれども、いかならば、第一次の援助に比べて第二次の援助は、いわゆるロン・ノル政権に対する軍事的な性格を帯びてきたと入れじゃないか、そういう援助は、私は、いまのカンボジアの情勢から見て必ずしもすべきものではない、どころではない、絶対やつてはならぬことではないかと私は思つておるんですが。

○国務大臣(愛知揆一君) おことば返すようですけれども、このままで行ないました四百萬ドルにつきましては、これは方法を赤十字に委託したというのではなく、むしろ赤十字の欲するものや車両等を、こちらがごもつともというので、人道的援助として実施をいたしたわけでございまして、これは国際赤十字等もよく了承しているところであると思ひます。政府として直接に、先方の政府からの要請とか注文とかに依りて政府が直接にやつたものではございませんで、これは赤十字の判断にゆだねたわけでございませんで。

○矢山有作君 次にお伺いしますが、聞くところによりまして、最近二千萬ドルぐらゐな無償援助の要請がロン・ノル政権のほうから出ておると伝えられておりますし、ほかにまだ二千萬ドル程度の円借款の申し入れが出ておると、こういうふうな言われておると、これ事実なのかどうか、お答えを願ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 援助要請といたしましては二千萬ドル、正確に申しますと千九百何十萬ドルになるものと思はれるような要請がありましたことは事実でございませんで、これはただいま御質問の御趣意にありませんで、これはとも勘案いたしまして、これについては、政府としてはまだ決定をいたしておりませんで、また、その内容等につきましても、先方の希望に、はたして応ずることが適当かどうか、この辺は十分検討をいたさなければならぬと思つております。

○矢山有作君 しかし、これは私も報道を通じていろいろと聞いておることなから、それを確信を持ってございませんで、私どもも聞いておることでは、二千萬ドルの無償援助の要請が出ておると、それを道路だとか橋の修理だとか、そういうものが含まれておるといふことですが、これに対して日本政府は、かなり積極的に応じようとしておると言われておりますが、そんなことは絶対ないといふことなから、私、こういうふうなカンボジアが戦争の

まつただ中にあるといふことは、あなたがよく御承知のとおりなから、そういうときに一方の政権、ロン・ノル政権に対してこういうような本格的な経済援助をやるということは、これは私は非常に大きな問題だと思ふんです。だから絶対に政府はそういうことは考えておりませんで、ただ単に話があつただけですといふことが言ひ切れませんで。

○国務大臣(愛知揆一君) まず、いま橋その他の話も出ましたけれども、御案内のようにカンボジアにつきましては、プロジェクトダムにつきまして、かねがね国会の審議を仰ぎました中にもこのプロジェクトは入つておりましたが、借款と贈与によりまして八百四十三萬ドル相当の経済協力を実施中でありませんで、ところが、これは現地の治安情勢等から考えまして、その実際の実施の作業はあんまり進まないといふか、縮小しておると、当初の計画よりも、こういう点があるいは一緒になつておるとも思ひます。

それからもう一つは、何しろいま、まだ不安定な情勢でございませんで、このことはわれわれも欲しないことであつて、やはりインドシナ情勢は、全般としてもすみやかに平安な状態になることを望みたいと思ひます。したがつて、治安の回復といひませんで、戦火がおさまる場合において、あるいはおさまらつて平和の状態が展開してまいりませんで、私は日本の主体的な立場においても、やはり開発途上国の人々の民生の安定のためには相応の協力をしていくことが、日本としてのふさわしい立場ではないだらうか、かように考えるわけがございませんで、そういう面におきましては、将来積極的に考えておるべきではないかと考えております。そのために、たとえば、先般もそういった現地の情勢なども政治的、社会的に掌握する意味も込めまして、関係各省から応援を頼み、視察、調査をするための一団を派遣して、その調査報告を提出させて、これも検討いたしておりませんで、将来はそういう方向も考えなければならぬといふ考えておるような状態にございませんで、また同時に、そういう場合におきましては、二国間と

いうだけではなくて、たとえばIMF等におきましてもマルクの援助といふことも相当考えておりますので、日本がその中に入れて、日本の協力といふことも考えていいのではないと思ひます。いま私が申しましたのは、インドシナ全体に對してのことであり、それから調査団と申し上げましたのも、もちろんこれはベトナムを中心とするので、カンボジアではございませんで。

○矢山有作君 そうすると、少しはつきりしなかつたと思ひますが、こゝろ解釈していいんですか。インドシナへの本格的な経済援助といふのは、戦後でなければ本格的な経済援助はやらないといふのが、従来とおつた日本政府の基本的な方針だつたと思ふのですよ。本格的な経済援助は、いまの段階、いわゆる戦争最中のいまの段階ではやらない。戦後において本格的な経済援助をやるんならやるんだと、こういう方針だつたんだと私は思つておると、そういうふうな方針といふのは、いまも変わつていない。つまり、いま私が申し上げた二千萬ドル程度の無償援助の要請があるが、これはいまの戦争の最中の状態ではやらない。戦後に考えることだ、こういうふうにはつきり理解してよろしうございませんで。

それからプロジェクトダムの問題は、これは私は、この問題で援助するといふことになつたときは、これはカンボジアはいまのような戦争状態にはなかつたことですから、それで戦争状態に突入して後、このプロジェクトダムの工事は中止になつた、こゝろいささかありますが、こゝろのところは私も十分理解しておるつもりでありませんで、ですから、要は、二千萬ドル程度の援助に對して、この紛争の最中、戦争の最中はやらない、戦後に考えることだ、こゝろ理解していいんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 考え方の基本としては私はさうございませんで、ただ、こゝろいささか戦争といふのは、はつきりしたとこで休戦条約ができたとかといふことが必ずしも予想されなない。しかし、その途上において、たとえば道路

だとか、橋梁だとか、あるいは発電といふようなことも一つの例にあげられるかと思ひますけれども、民生の安定、それから難民の救済から、進んで立ち上る民生の安定といふことのために、情勢が先ほど申しましたように、平安の状態に近づいて私に考えておるべきではないかと、かように思つておるわけにございませんで。

それから従来も、いまプロジェクトダムのことについて御言及いただきましたから、これは省略いたしますが、たとえばベトナムにつきましても、御承知のように、難民用の住宅建設のために協力贈与を行なつておりました、それからチャイ病院の全面改築計画、それからダム、これはそれも賠償からの援助でございませんで、無償援助に着手しておるといふやうなわけにございませんで、また、ラオスについて申しますならば、ナムダム計画基金に對しては相当額の無償援助を実施をいたしておりませんで、また、たとえばタイ、ラオス間の電気通信施設の回線のケーブルとか、あるいはタゴン農場の配電線の設備でございませんで、こゝろいささか、いづれもわれわれとして援助をいたしてしかるべきものでありと見え、かつ、所要の手続や御審議を願つておるつもりでございませんで。

それからさらに、為替安定基金に毎年相当額の協力をしておりました、また技術協力等につきましても、先ほど申しましたタゴン農場に對する協力をいたしておりました、たとえば青年協力隊の非常な力強い協力が展開されておるといふこと、これは現に展開中のものでございませんで、これは戦争への協力とか、一方に加担するといふことではないかと、やはり全体としての民生の安定のためにといふことと、こゝろいささか、私はむしろこゝろいささか、かように存じておるわけにございませんで。

○矢山有作君 それらの問題はベトナムの問題を聞きましてからあとでも一度申し上げませんで、ベトナムの問題にいろいろと触れられたやうで

すが、ベトナム援助についても先般、チャン・チエン・キエム首相ですか、この方が見えたときに、佐藤総理との間で積極的な経済協力を約束したということがあると思いますが、おそらくそれに基づいてでしょうが、どういふふうな経済協力をやるかというところで、先ほどお触れになったベトナム経済調査団が派遣された、こういろいろ言われているのですが、ベトナム調査団が派遣されてお帰りになつて、そして具体化しておる南ベトナムに対する援助というのを先ほど触れられたと思ひますが、もう一べんおっしゃつてみてくれませんか。

○国務大臣(愛知揆一君) それでは鹿取参事官から。

○説明員(鹿取参事官) ベトナム調査団が参りまして、ベトナムの経済情勢、それからベトナム側が日本に対して協力を求めたいといういろいろなプロジェクトについて、はたしてそれが経済的に技術的に可能であるかどうかというように調査を調査してまいりまして、その調査結果を政府に提出いたしました。それから、関係各省寄り集まつてその結果をどう取りまとめるべきかということを現在検討中でございます。それでいまの段階で申しますと、その結果何かきまつたところまではきておりません。

○矢山有作君 どういうものが向こうからの要求として出ておるかという点も全然わかりませんか。

○説明員(鹿取参事官) ベトナムが特に強調いたしました点は、インフラストラクチャーと申しますか、基礎的な部門、特に農業の点でございます。農業開発について協力してもらいたい。それからもう一つの点は発電関係でございます。で、農業関係につきましてはカムラン地区のかがんがい、これについて日本の援助を求めたい。それから発電関係につきましてはカントーの発電所、これを日本に援助してもらいたいという要請があつたわけでございます。

○矢山有作君 先ほどの外務大臣のカンボジアなり、あるいは南ベトナムに対する援助の姿勢のお話を伺つておきますと、いわゆる戦後でなくとも、いささか平穏な状態になれば、その段階で民生安定のための援助というのには積極的に行つていふふうな趣旨に理解されるのですが、私はいままでの政府の方針というのはそうではなかつたと思つておる。いわゆる医薬品の援助であるとか、あるいは食糧だとか、衣料だとか、あるいは難民住宅だとか、こういったものについてはなるほどいままで援助をしたこともあるし、その程度はやるんだということが言われてきたと思ひます。しかしながら、本格的な経済援助、いま参事官のほうから説明されたようなそういう問題については、私はこの紛争最中、戦争最中には政府はこればかりぬというものが、従来までの姿勢ではなかつたかと思つておる。それが、いづれにしても急に変わつて、たとえ戦争の最中であつても、そういう援助をやるのだということはどういふわけなんですか。というのは、私は日米共同声明、昨午秋のあれを見てみても、「総理大臣と大総領は、ヴィエトナム戦後におけるヴィエトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める必要があることを認めた。総理大臣は、このため相当な寄与を行なうとの日本政府の意図を述べた。」これが御存じの共同声明の十三項の終わりのほうに出ておるのです。これに基づいての大体考え方が、いままでの国会では、経済援助、東南アジア、特にカンボジア、南ベトナム等の戦争地域における経済援助の方針としては出ておつたと思つておる。つまり、戦後、戦後に本格的な経済援助をやる、それに備えていくのだ、こういうことが出ておつたと思つておる。ところが、戦後でなくとも、何とか治安状態が少しくなれば、積極的にそういう建設的な援助もやるのだということになる、だいたいこれは方針の大転換になるわけですか。これはどうしてそんなに援助を急がれるのですか。おそらくそういうふうに変換なさつた理由というのは、私のほうから先に言つ

てしまえば、この十月の日米首脳会談で、ニクソン大統領と佐藤総理の会談で、日本がインドネシア住民の福祉向上のための経済援助を強化し、同地域の安定に資したいとの考えを佐藤総理が述べ、それをニクソン大統領が歓迎したと、こういうことでもありますからね。したがつて、十月の日米首脳会談で方針の大転換を来たしたんじゃないかと思つておるのですが、どうなんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この基本的な考え方は共同声明でございます。それには、いま御指摘のようになりますことであり、それから何と申しますか、戦闘行動のデスカレーションということによつて平定されて治安が回復してきたようなところにおいて、単純な難民救済と人道的な問題というところを非常に限定して考える考え方と、それはいま少し積極的に考えていく考え方と、さうなると分け得ることもなかなかむづかしいかと思ひますけれども、しかし、カンボジアについては、先ほど申し上げましたように、人道的な立場で、難民救済ということをやつたことは、これは御承知のとおりであります。それから、今後の計画というところを調査団においても考えたのでありますけれども、先ほど鹿取参事官からも申しましたように、この報告書におきまして、全体の情勢の分析がおもてございまして、先方としてはいろいろ希望を持つておるわけでございまして、これは施策なり調査の対象として先方の意見を聞いたのであつて、これにコミットしてはいるわけはございません。これはあくまでも日本側として、主体的に、こういうところならば民生の安定に資する環境としてもやつていかなければならぬと、こういうところを、これから十分検討していきなさいということ、具体的にどういふことを現在何もきめておる段階ではございません。

○矢山有作君 何もきめていない、何もきめていないとおっしゃりながら、カンボジアに対する無償援助にしても、医薬品、食糧、寝具、衣料等の援助からエスカレートして、たくさんトラックを援助するというふうに変つてきておるわけ

です。南ベトナムに対しては、先ほど話に出たカントーの火力発電所だとか、あるいは農業かんがい計画だとか、いろいろ出ていますね。こういう援助をやるというのには、これは従来のいわゆる人道的な立場からやつたというのとは基本的に私は性格が変わつておると思つておる。援助の、それをまだ結論が出ていない、結論が出ていないと言ひながら、最近、いつの間にか、国会が済んだら間もなく、火力発電所の援助もやります、農業開発計画の援助もやります、あるいは病院の援助もやります、電話施設の援助もやります、こうなつたんでは、われわれがここで何を口角あわを飛ばして議論しているのかわからなくなつてしまつたのです。私はそつち、いま言つたような援助というものは人道的な援助のワクをはずれておる。なるほど、人道的な援助は幾らでも拡大して考えられるでしょう、それは、戦争しておるその地域で、火力発電所がない、だから住民は電気がなくて困つておる。だから火力発電所をつくつてやる。これは住民福祉のためになる。こういう言ひ方だつておるのですよ、そういうふうな拡大していけば、どんな援助だつて全部人道的な援助になつちやう。人道的な援助という名前を援助のワクを拡大して、そうして戦争をやつておる最中の地域に入つて行つて、一方の政権に加担をし、これにてこ入れをするというふうなことは、これはやるべきではないのかと思つておるのです。これはカンボジアに対する経済援助というのには、これはロン・ノルの側にやるわけでしょう。南ベトナムに対する経済援助というのには、これはサイゴン政府側にするわけでしょう。そうすれば、あそこが戦争状態にある一方の政権へのこ入れになる。しかも、これが本格的な経済援助ということになれば、これはどうなる。これは経済的な戦争参加じゃありませんか。私はそういうことはやるべきじゃない。人道的な援助といつても、それはやはりこういう戦争地域に対する援助については、できるだけワクを、純然たる人道的な範囲に狭

く解釈していくというような立場をとってしかるべきじゃないですか。どうなんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) お述べになっております御趣旨は私もよく理解できるわけでありまして、それから私は、いまるる述べましたように、従来もやっておりますことの数個の例を申し上げたわけでございますが、これらは所定の手続によつて、その方法等によつていろいろのやり方はございまして、国会の御審議を経るべきものについてはそういう手続を経て、御審議をいただいでやっておりますわけでございますが、私は、先ほどあげましたように、たとえば電力でありますとか、それから農場経営についての技術協力、あるいはそれに伴う資金の援助とかいうようなことについては、これは、ですからたとえば二国間というだけの形ではなくて、むしろいろいろ種類の問題は、考え方としてはマルティのやり方が適当なものも多いかと思ひますし、また誤解を防ぐ、あるいは政治目的とか、軍事目的とかいうことでないということをはっきり担保する意味からいひましても、そういう方法論のほうが、日本としてふさわしいものも相当あるように私も見受けますので、そういう方法論にわたりましたも十分慎重に配慮して今後もやりたい。かように存じているわけでございますから、御趣旨、あるいはおっしゃっておることの意味を私も十分頭に入れてながら今後も対処してまいりたいと思ひます。

○矢山有作君 やり方の問題に触れられたわけですがね。まあ日本単独でやるというのではなしに、いろいろの方法も考えられるとおっしゃるのですが、その場合は多国間方式というのですかね、そういったものをおそらく念頭に置いておられると思うのですがね。多国間方式も、よく考えてみなければいけないのです。たとえばオーストラリアやニュージランドや、そこらの連中と一緒にやるとこの援助をやるなら、これはベトナムの参戦国ですからね、ベトナム参戦国と一緒にやると、この南ベトナムやカンボジアに援助するということになれば、まさに経済的な参戦国になると

いう結論になるのですがね。私は多国間方式、多国間方式とおっしゃるけれども、それを念頭に置いておかれるとするならば、これはやっぱり問題がありましてよ。多国間でやったら援助をやってもどうということはないのだということにはなりません。どうなんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これもおことばを返すようですけれども、多国間援助のやり方もいろいろございまして、それから、たとえば現にドイツ、カナダ、フランスというところも、先ほど鹿取君の説明にもございましたけれども、インフラストラクチャーなどの分野では相当援助、協力をやっておりますわけでございますから、これは参戦国という意味ではございませぬですから、こういう点にも着目してまいるべきではなからうかと思ひますけれども。

○矢山有作君 なるほど、いまあげられたような国は参戦国じゃないですね。参戦国ではないけれども、要するに、自由主義陣営に属してある国であるというところは間違ひないですね。そういう意味では、私はそれらの国々と一緒にこの地域に對する援助にも問題があると思ふのです。サイゴン政府と對立してあるものは何か、ロン・ノル政権と對立してあるものは何か、こういうふうにかえていいたら、私はそういう直接参戦国でない国と、いわゆる自由主義陣営の国と一緒に多国間方式でやるのだという援助することにやはり問題がある。要するに、こういう戦争状態にある地域の一方の政権でこ入れになるような経済援助というものは、私はやめるべきである。そういうふうなことをやることは、これは緊張の激化になるんじゃないですか、かえつて。緊張緩和させようとするならば、そういう戦争をやつておる一方の政権でこ入れは、さあ、もっと元氣を出してしつかり戦争しろというふうな、そんな氣合ひをかけるようなことはやるべきじゃないと思ふのです、私は。そんな経済援助をしていけば、それらの援助を受けた国は、ロン・ノルにしてもサイゴン政府にしても、それじゃ、援助をもらった、力

がついたのもう一つ元氣出して戦争やるうかということになるので、そんなことは私い間違ひだと思ふのですよ。むしろ戦争を長引かせ、激化させるだけじゃないか。そのことは緊張緩和にはならぬじゃないですか。緊張激化になるのじゃないですか、どうなんですか。私はそう思ふのです。

○国務大臣(愛知揆一君) まあその辺になりますと、私の考えと多少ニュアンスが変わつてくるかとも思ひますけれども、たとえば農場でございますとか、かんがい排水であるとか、電氣であるとかいうことは、民生全体の安定のためであつて、私はそういう点が民心を安定させることにもなるし、武力による抗争というところが、自然これは欲せざるところであるというので、安定することが、これが緊張の緩和に私にはなると思つておるわけでございます。軍事的援助だとか、あるいは準軍事的援助というふうなことをやらぬのはもう当然のことでございますが、そのけじめは十分考へて政府としてもやつてまいらなければならぬ。で、これは日本としても、いかに繁榮してきたと申しながら、結局これは国民のやはり直接間接の負担になることでもありますから、その面から申しましても十分慎重な配慮というのが、政府としても非常に必要一つの制約であるうか、かように感じております。

○矢山有作君 これは何べん繰り返しても、これはまたコンニヤク問答なんです、農業援助だとかいう点を強調されますけれども、農業援助に於いて火力発電所の援助に於いて、これはたとえカンボジアに對する農業援助、南ベトナムに對する農業援助というものは、ロン・ノル政権を通じてやり、サイゴン政権を通じてやるわけでしょう。そのためにロン・ノル政権でこ入れ、サイゴン政権でこ入れで、あなたがおっしゃるような、なるほどロン・ノル政権の支配下にある地域の民生安定になるのだといへば、それは言えるかもしれない。しかし、そのことは一方の對立しておる勢力には、これはやはり一方に對するこ

入れとられるのじゃないですか。私はだから一番危険を感じるのには、民生安定という口実によつて、いわゆる戦争最中に本格的な経済援助を強化しようという政府の下心が、あなたの答弁からでもうかがえるから、それで心配するわけですよ。そんなことになったら、これはもう一方の政権へのこ入れであつて、いわゆる経済的に日本がこの戦争に参加するようになるものですわ。紛争を長引かせ、激化させる、これはたいへんなことだと思ふ。ですから、私は人道的な援助といい、民生安定の援助といつても、それは敵對する一方の政権に對してこ入れをする、そうして戦争をさらに激化させるようなことの結果を招いてはいけない。したがつて、きつめて限定的に狭く解釈すべきである、そう言つておるわけですよ。これは拡大解釈していつたら切りがない。また、そういうことをやるに私には重大な問題として指摘しておかなければならぬと思ふのは、この四月に、いわゆるインドシナ三国人民の最高級會議というのが開かれましたね。ここで共同聲明が出されました。インドシナ三国人民は、これは連帯して強力な團結のもとにアメリカ帝國主義と戦おうということをはっきりしたわけですよ、この場合。

〔委員長退席、理事八田一朗君着席〕
そうして、それに対して中華人民共和國のほうは、強力に支持するという政府聲明を出しましたね、同じく四月。これらのことを考えたら、この地域に對する一方の政権へのこ入れになるような経済援助というのは、これは極東の緊張を激化させても緩和させることにはならぬ、この点を私は御認識を願ひたい。

次に入ります。日韓條約による経済協力の現在の状況を、実施状況を御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 韓国に對するわが国の援助につきましては、ずいぶんこまかくなりますから、一応それじゃ鹿取参事官から説明してまいりますようか。

○矢山有作君 概括的に言ってください。

○國務大臣(愛知揆一君) はい、それじゃ概括的に。

○説明員(鹿取泰衛君) 韓国との間の経済協力の実施分につきましては御説明申し上げます。

御案内のとおり、日本は請求権、経済協力協定に基づきまして、一九六五年十二月十八日から十年間にわたって二億ドルをほぼ均等に海外経済協力基金より韓国に貸し付けることになっておりまして、本年十一月末現在の貸付実行額は八千七百三十七万ドルでございます。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

現在まで取り上げられている事業は二十九件ございまして、そのうちおもなものをあげますと、中小企業育成計画、鉄道設備改良計画、昭陽江ダム、海運振興計画、高速道路計画などがございます。それからこの四月に、第四回日韓定期閣僚会議共同コミュニケ第十九号によりまして、韓国の農業近代化、輸出産業の育成、それから中小企業の振興のために一億ドルの借款を供与することを約束したのでございますけれども、このうち五千万ドルについては輸銀資金で借款を供与するということになりまして、現在事務レベルで協議を続けております。

以上がいわば有償の案件でございますけれども、そのほか韓国との間には無償の案件がございます。無償の案件につきましては、やはり先ほど申しました協定に基づきまして、一九六五年から十年間に三億ドルの日本の生産物と日本人の役務を賠償と同じような方式で供与することになっております。現在第五カ年目を実施中でございまして、本年十一月末現在の履行率は約半分に近くなっております。正確に申しますと四八・四％になっております。金額で申しますと約一億四千二十万ドルでございます。で、現在まで承認されたおもな品目を申しますと、繊維品、建設資材、肥料、化学工業品、化学薬品、繊維機械及び自動車部品等でございます。それとさらに農業用機材等の資本財となっております。

○矢山有作君 民間の信用供与は。

○説明員(鹿取泰衛君) 民間の商業上の民間信用供与額を、承認ベースで今年九月末までの総計を申しますと、一般プラントは六十九件ございまして、額にして申しますと、三億六千八百万ドルでございます。それから漁業協力の案件が二十三件ございまして、総額が二千七百万ドルでございます。それから船舶が五件、二千五百万ドルでございます。合計九十七件、四億二千九百万ドルということになっております。

○矢山有作君 外務省で「日韓経済協力」というのを経済協力局から出しておられますね。それをちょっと短い文章だから読んでみたいんですが、こういうことを言っていますね。「韓国経済に占めるわが国の経済協力の比重は、特定の分野、特に農業、水産業、各種製造業、鉄道、電力などの諸分野で圧倒的に大きいことである。農業部門における全天候農業事業、水産部門における漁船導入建造および改良といった事業はわが国からの無償供与があつてはじめて可能となつたのである。製造業についてはみるならば、セメントの約五割、肥料の約四割、PVCの約七割、ナイロンの約四割、アクリル綿の全部、ポリプロピレン繊維の約六割、アセテートの全部、鉄板(薄板)の約六割、アルミ地金の全部(建設中)、型板ガラスの全部(建設中)などは、わが国からの商業借款により導入された設備が生み出し或は生み出さんとしてゐる。また社会間接資本部門では、電力(発電容量)の約三割、ディーゼルの約五割、貨車の約二割、しゅんせつ能力の約四割、輸送車輛の約一割、貨物船、油槽船の約五割が、わが国からの有償資金および民間借款により導入されたものである。その他にも、製造業部門ではギア、工作機械、造船、中小企業近代化、また社会間接部門では鉄橋、建設機械改良、電話、水道、ダム、高速道路などに、わが国からの資金が投入されている。このような形でわが国からの経済協力は、一方において韓国の国産化、輸入代替政策の線に沿つ

た各種製造業に導入され、セメント、肥料、プラスチック、化学繊維などの自給体制の確立に寄与するとともに、他方、工業の発展を順調ならしめるための電力、鉄道、道路輸送などの社会間接部門の整備にきわめて大きな役割を果しているのである。このようにみてくると、一九六〇年代中期以降の韓国の高度成長は、わが国との経済協力関係なしには考えられなかつたと結論しても大過ないといえよう。」「こういうふうに言っております。いまの、たとえ日韓条約による経済協力の実施状況を見ても、ここに指摘されておられるのとおりのことか私には言えると思つておられます。ことばとしてはきわめて大きい。しかも商業ベースの、いわゆる民間資本の進出が非常に大きいというところが言えるんではないかと思つておられます。ところが、これに新しい状況が最近出てきたのは、いままでは商業借款が中心であつたけれども、韓国のほうが昨年ごろから外資導入の方針を切りかえておるようですね。というのは、商業借款の導入に重点を置くというのと、いますでに韓国の財政はますます導入した多量の外資の元利償還で、もう限界点にきておる。そこで商業借款にたよるよりも直接投資にたよる、こういうことで投資環境の整備をやり、あるいは投資促進策というものをいろいろとつておるようですね。そういうところから、日本の民間資本の直接投資も昨年ごろから急激にふえてきておるということは、あなたも御承知のとおりだと思つておられます。いまの日本と韓国の経済の流れというのは大づかみに言つてそういうふうな言つていいわけですか。

○説明員(鹿取泰衛君) いま先生のお読みいただきました分析で、事実関係としては大体そういうことではないかと思つておられます。それから民間資本の進出につきましては、先ほど私申し上げましたように、件数は三十件でございます。金額にいたしましては、本年三月末現在で千五百万ドルでございますので、全体の金額から申しまして

もこれは多い額とは言えませんが、それからまた件数一件当たりの金額も非常に低いということが言えると思つておられます。で、いま先生の御指摘になりましたとおり、韓国の財政経済情勢につきましても、世銀も注目をしており、世銀の勧告もあつて、民間信用はある限度に押えようという政策をとつておられると聞いております。

○矢山有作君 それで最近の傾向として、民間の直接投資がふえる傾向にあるのではないですか。いままでの実績は、あなたのおっしゃつた程度です、今日まで。ところが、これからの傾向として、そういう方向にいつているのではないかと。というの、御承知のとおり、先ほど言いました。いわゆる投資環境の整備とか、あるいは直接投資の促進策とか、いろいろやつておられるでしょう。私が指摘せぬでもあなたが御存じのとおり、そういう傾向の中で、そういう傾向が急激にふえるような方向になつていくのではないだろうかと思つておられるんです。

○説明員(鹿取泰衛君) 傾向としては漸次ふえる傾向にあると思つておられますけれども、どの程度の率でふえるか、それが急激であるかどうかにつきましては、私どもはまだその点はよくわかつておりません。

○矢山有作君 先のことだからわからぬでいい。ただ傾向として、そういうことが開きたかつたわけですからね。

そこで、私はひとつちよつとお伺いしておきたいんですが、この前、四月の十九日から二十二日にソウル市で日韓協力委員会の第二回総会が開かれましたね。ここで実は重要な問題がございまして、お尋ねしておきたいんですが、この第二回総会の席上で、岸信介日本側会長、この方が冒頭で、「日韓両国は、近隣諸国を加えてアジアにおけるEBC的閉結を形成すべき必然性をもつておられる」という発言をされておられます。そして日本側の提案として、この経済部会に対して、「日韓合併並に加工貿易振興公社(仮称)設立案」、それから「日韓合併事業について」、「日韓長期経済協力

試案」という三つのものが提出をされています。特に、「日韓長期経済協力試案」の内容を見ると、この内容は、浦項以南の韓国工業地帯と、日本の関西経済圏とを結びつけた経済協力圏をつくることをうたっています。その内容は韓国の工業地帯を日本の工業地帯の延長上に組み入れよう、そういうものだろうと思ふのです。で、会議ではこの案を正式に採用する形はとらなかつたようでありました。しかしながら、このときに出された共同声明で、「当面案件の解決を促進する一方、合わせて長期展望に立つ本格的なる日韓両国経済協力関係を樹立すべく、新たに「経済協力推進特別委員会を設置すること」として、提案趣旨を積極的に推し進める方向を確認」しております。これを御存じでありますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私もそういう会議が行なわれたことは承知しておりますけれども、たゞいまお触れになりましたような細部にわたりましたの検討は、まことに不勉強で申しわけございませんが、私は存じておりません。

○矢山有作君 これはまあそうおっしゃるだろうと思つたんです。そういうふうな簡単に外務大臣がお片づけになるような日韓協力委員会というのは性格のものではないんじゃないですか。私はこの日韓協力委員会というのは、岸信介さんを筆頭に自民党の有力な政治家も参加しておられるし、日本の一流財界人が参加しておられる。大體、日華協力委員会と重なっておられる。メンバーはそういうところで、こういう案が、いまいったように出され、そしてそれを推進していかうという姿勢が生まれたということ、私はきわめて重要な問題だと思ふんですね。そういうふうにお考えになりませんか。つまり、このことは日本の財界が韓国経済との関係をどう考えておるかということに端的に示したものです。要するに、日本の経済支配のもとに韓国経済を組み入れようとする、そういう考え方をこの矢次案なるものは——これは国策研究会の矢次さんが出したんですが、そういう意向というものを明確に示

しておるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) その会議に参加され、かつ、いま名前もおおげになりましたが、そういう方々がそういう案をつくられたり、あるいは協議をされているということは事実でございます。私はその案の内容等を、さつき申しましたように存じませんが、しかし、これはまあ有力な方々ではございませうが、一部の方々であつて、政府としてそれをエンドースしているわけでも何でもないと思ふし、政府としては政府としての考え方で進んでいくべきだと思ふ。○矢山有作君 まあ民間の機関だからということ、第一線の一流の日本の経済人とが参加したこの日韓協力委員会の総会で、こういう問題が提起されたというのは、これはきわめて重要な問題だと思つています。つまり、先ほど言つたような繰り返しになりますが、これは日本の経済支配の中に韓国経済を組み込んでいこうとする意向というもの、これを明確に示しておるわけですから、だから、私が先ほど言つたような、いわゆる日韓条約締結のときの経済協力、これを背景にして、どんだん日本の資本が韓国に進出していった。特に最近の韓国側が直接投資を望むという方向になったの、民間資本がますます直接投資の形で韓国に進出していく、韓国ではその受け入れられる条件を十分に整えていって、そこへ持つてきて、こういうような矢次構想というものが出てくる。これは、私は今後の日韓の相互の経済関係からいって、あるいは政治的な関係にまで波及して、重大な問題だろうと思ふから申し上げたわけです。

それじゃ、次に質問を移しますが、一億五千万九百万ドルの新規円借款が、第四回の日韓定期関係会議でございまして、これについての、先ほど一億ドル分の問題についてはちよつとお話があったと思いますが、この内容ですね、これは一体どうなつておるのか、御答弁の中で重複する部

分もあるかもしれませんが、一億五千万九百万ドルの新規借款の内容というのを明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは、私自身がその日韓関係合同会議に行つておりますから、私から全体のことを御説明したいと思ひます。いま一億九千万九百万ドルと言われましたが、私の承知しておりますところでは、実は韓国側としましては、ずいぶんいろいろなプロジェクトや計画を持つておられて、これを全部表の上で単純積算をしてみますと、たしか一億九千万九百万ドルになつたんだと——失礼しました。約一億六千万ドルと存じます。しかし、それは日韓の合同委員会として合意した数字ではございせん。合同委員会といたしましては、内情を申し上げます、いろいろこれは骨が折れたわけでございますけれども、たしか、ここに合同委員会の共同声明を私持つておりましたけれども、一億ドルということ、これは希望する借款の総額でございまして、これはその上に提示されておりますけれども、実は内容的に、ほぼ自主的に合意がございましたのは五千万ドル、そのうち、その五千万ドルの内容についても、これは輪銀その他の借款である。それという意味は、プロジェクトごとと検討して、これは適当なものであるという場合におきましては、その程度の範囲までは日本側として協力を金融的にいたしまして、しようとして、こういうことになっておるのでございまして、そのときの結論として、その五千万ドルの内容につきましても、これはこまかい話になりますから、合意されたわけではございせん、相互とも事務ベースにおいて、あるいは関係者間におきましてプロジェクトを検討いたしましたし、ようということになっておりますが、現在、事務局間の打ち合わせがどのくらい進んでおりますか、私的に確にはまだ報告を受けておりませんが、率直に申しまして、あまり進んでおらない、私はかように理解をいたしております。

○説明員(鹿取素衛君) 多少その後の進展状況が補足させていただきますと、大臣の御答弁にあり

ました五千万の借款につきましては、韓国との間に話を詰めてまいりまして、大體輪銀でやると、これはもう方針が閣僚会議のときにきまつたわけでございますので、その輪銀と先方の政府並びに関係の金融機関との話し合いをしておりますけれども、その内容は大體農水産関係、それから輸出産業、それから中小企業の振興ということに使うということで話を詰めてまいっております。それから日韓関係会議のときに共同コミニケが採択されました、いまの五千万ドルの借款の問題も、金額はもちろんでございせんけれども、コミニケに言及されておりますが、それと同じように韓国側の希望をいたしまして、重工業を育成するといふ計画を日本に要請したという字が共同コミニケに出ております。で、この問題につきましても、韓国側から日本の協力をこの共同コミニケに基づきまして要請してまいりまして、日本側は調査をした後に、調査に基づいて必要な協力をする用意があるということ、最近、調査団を韓国に派遣しまして、その調査団がいま帰つてきたばかりのところでございます。

○矢山有作君 その重工業の育成の要請で自身がいろいろ話に出ておるのじゃないかと思ふのですが、どういふものが向こうからは話として出ておるのですか。

○説明員(鹿取素衛君) 総合製鉄所について協力をしておることは先生御承知のとおりでございますが、その総合製鉄所ができた場合、これを有効に活用しようといふことのための工業育成ということが向こうのねらいでございまして、先方からは鋳物工場とか機械工場とか、いろいろ案件が出ておるわけでございますけれども、先般参りました調査団から私が聞いたところによりますと、そういう計画は必ずしも経済的でないといふこと、もう少し経済的な観点から練り直したらどうだといふようなことで、まだ双方の意見が合つていないといふところまでまいっております。

○矢山有作君 いま参事官からの説明にあつたような重工業の育成といふのは、これは私は軍事的

な関連がきわめて強い性格を持つておると思うのですね。御承知のように、韓国はたしか一九六九年からだったですかね、防衛力整備の三年計画か何か、正式の名称は忘れましたが、たしか防衛力三年計画だったと思いますが、それに入っております。そういう総合製鉄所に関連するいまおっしゃったような施設というのは、これはいつでも軍用に転換できる性格のものですね。こういうような援助がどんどん進んでいくことは、いわゆる韓国の軍事力強化に非常に役立つわけですね。アメリカがいわゆる在韓米軍の削減をやつてきつた中、そういう中、韓国は日本に對する援助の要請が強いということをお願いしております。なるほど軍事的に、すぐ純軍事的に援助してくれというのではないでしょう。しかし、アメリカが引き揚げていくそのかわりに日本の援助を受けて軍事力を強化して、朝鮮民主主義人民共和国に對決しようという、そういう姿勢はきわめて強いということ、もう外務省が私よりよほどよく知っておられると思うのです。そういうところ、こういうような性格の援助をつぎ込むというの、どうなるのか、これはやっぱ南北の間では緊張の激化にはなつても緩和にはならぬですね。そういうふうな判断するのですが、どうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) この問題につきまして、日本側としては、したがって、これからの協力の内容、態様が非常に大事なことだと思ひます。ただいま御指摘のありましたような点が非常に大事なことだと思ひますので、ただいまも説明がございましたように、経済性というふうなところに着目して、民生の安定のために役立つようなものを主体に調査をしたい。そして、それが理解のできる限りにおいて必要な協力をすること、これを約したわけでございます。この点につきましては、私どもとしても十分にこの当時から配慮し、また今後も十分な配慮をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○矢山有作君 配慮されるなら、私の言つたことに養成だから援助のあり方に配慮する、こうおっしゃるんですが、配慮されるなら、じゃ、はっきり確かできますか。浦項総合製鉄所関連のいまおっしゃったようなもの、私どもの承知しておるものでは重機械、鑄鉄、特殊鋼、造船、この四工場ということがはっきりいわれているようですが、こういうものについては、これは援助しませんということがある言えますか。こういふものは明らかに軍事にすぐ転換できるし、軍事力強化に非常に役立つものから。

○國務大臣(愛知揆一君) その具体的なプロジェクト等について、総括的に約束をするかとおっしゃられると、そのとおりと申し上げるわけにはまいりません。しかし、お気持ち私も十分理解できるわけで、それらの点については十分考えてまいりたい。要するに、浦項製鉄所というものの建設計画が具体的な問題になりました。その考え方については、長い期間をかけて、そしてこれはたとえばワールド・バンクその他の調査団も行き、そして経済性、平和性ということについてのファイジビリティということを中心にした相対の検討が行なわれて、当初の計画よりは浦項製鉄所の計画自体がずいぶん、当初の韓国の規模からいへば、縮小されているわけでもございます。日本としての協力の軍事的な考え方はない、あるいは軍需産業的な協力はないというの、このコミニケができましたときの日本側のコメントといつても、韓国側がそれに同意しているんだという趣旨を国民に申し上げた経緯等から御理解もいただけるかと思ひます。○矢山有作君 いろいろな言い方をされるわけですがね、いずれにしても重工業施設に対する援助というの、これはやはり軍事との関連を私は無視することはできぬと思ひます。これはいま考えられておるようなもの、これは、いつでも軍事的に転換できるものでしょう。だから、私は朝鮮民主主義人民共和国と韓国と、御存じのよう

非常な緊張状態にあるときに、その一方の韓国に對してそうした軍事力強化につながるような重工業施設等の育成に援助をするというのことは、これは両国の對立を激化させるその手助けを日本がするようなものである。したがって、これは緊張緩和でなくて、緊張激化になる、こういうことを指摘しているわけですね。ですから、ただおっしゃるとおりながら、その点を十分配慮します、配慮しますと言いつつながら、実際にはやっておしまひになるんでは、これはどうにもならぬこととして、やはりそういうふうな私の言つておること、多少でもうなずかれるなら、そういうことはやらぬという立場を私はとられるべきじゃないかと思ひます。というの、まあ御承知のように、韓国との経済関係が非常に日本との間で深まってきたのは、一九六五年の日韓条約の締結以後でありましょう。そしてその締結以後、その締結当時には一番消化しにくいと思つておつた民間信用供与が予想外にどんどん伸びていった、非常にこれは勢いが伸びて、そしておまけに最近では直接投資に基づく経済協力というのが、民間資本が韓国に資本進出をする大きなこの役割を果したと、言えると思ひます。今後ともそういう状況が続く、そこへ持ってきて、こうしたいと言つたような援助が出てくる。そして事業の育成強化に役立つ民間資本はどんどん出ていく、こうなると、これはやっぱ私は問題だと思ひます。御存じのように、ことしの四月、中朝の間で共同声明が出されたのは御存じだと思ひます。その中朝の共同声明が出て、アメリカ帝国主義と日本軍国主義、これと戦わなければならぬ。中国人民と朝鮮人民は連帯して戦わなければならぬというのをはつきり言っておりますがね。これを言うのはなぜかという、先ほど言いましたような韓国への日本の経済進出がきわめて激しい。しかも、これが今後さらに急速に進もうとしておる。こういう状態を背景にしたがらあ共同声明が出たわけでしょう。私はこういうふうな形で韓国に日本資本がどんどん進

出していくということは、やがて進出した日本の権益を守らなげやならぬという考え方が出てくると思ひます。そうすると、韓国に進出した日本資本の権益を守る、そういう立場になると、これはやはり共同声明で言つておる、昨年の秋の日米共同声明で言つておる、いわゆる韓国の安全が日本にとつて緊要だと言ひ方をしたことがうなずけるのです。だから、こういうやり方をやっていると、私は日本は、朝鮮半島で起る紛争にみずから巻き込まれていくというふうになるんじゃないかと思ひます。私はいくらも私はいくらも政府が進んで重工業の育成政策に手をかすなどということはやめたほうがいいんじゃないですか、重ねてお伺いするようになると思ひます。○國務大臣(愛知揆一君) ただ、韓国の建国以來、歴史は浅いわけでありませうけれども、相当目ざましい進歩発展をして、近代国家としての形を著すつくり上げてきて、重工業というものはお話のように軍事にすぐひつくり返つて使われる可能性のあるものでありませうけれども、やはり近代国家として立つてまいりますためには、それ相応のやはり民需というものがかなり高度にあるということを考えていかなければならぬ。それから同時に、韓国がいま置かれておる立場としては、日本とのたつた貿易上の関係にいたしまして、御案内のように、非常な入超で悩んでおるわけでございます。その入超を何とかして是正したいというところで、実は日本政府としてもたいへん頭を痛めているわけでございますが、韓国の立場からすれば、できるだけ当座は相当借金をしなければならぬ、建設に非常な努力も要するけれども、またたとえば農業において米の増産その他につきましても、輸入を長い目で見れば、できるだけひとつ近代国家らしいいきいを整えていこう、このやはり意欲と努力と、その必要性に對して日本が直接あるいは間接に戦争につながらない緊張緩和という面でも役立つような面を協力をして

いくということ、私は隣国としてしかるべき方策ではなからうか、数千万の韓国の民生の安定ということから申しまして、私としてはぜひこの程度のこと協力してやっていきたい、こういうふうな考えておるわけでございます。ただ、先ほども内情をちょっと申し上げましたが、ことしの七月の日韓閣僚会議におきましても、つとめて、これは私も直接朴大統領にも話をし、大統領も私の考えに同意を大いに表明してくれたわけでございますけれども、こうした借款の要請、あるいはその使い方等については、私どもの意図、つまり完全に平和主義を願望としておる日本の立場というものの理解の上に立って、その協力の体制、内容というものを十二分に理解して、向こうもこれを理解してもらおう、この基本的な考え方については、私どもとしても韓国側に対して要請をし、それに先方も理解を示しておるわけですから、その基本的なワクの中でこれからのプロジェクトにつきましても、先ほど来申しておりますように、十分の配慮を尽くしてまいりたい、こういうわけでございます。

○矢山有作君 全く基本的な認識が違ふんです。朝鮮半島が朝鮮民主主義人民共和国と韓国とがどういふ関係にあるか。また、それを取り巻くアジアの情勢がどういふ点にあるかということが頭にあるならば、対立する一方の韓国に対する強力な経済援助が緊張緩和になるということは、私はその発想がわからない。朝鮮民主主義人民共和国と韓国が対立関係にある。そこに持ってきて一方の韓国にその経済力強化のために本格的な経済援助をどんどんやっていけば、これが緊張緩和になるんだということがわからない。基本的な認識が違ふんです、あなたと私は。朝鮮民主主義人民共和国の側に立ったらどうなですか。韓国にそれだけの強力な経済援助をやって、重工業をどんどん育成していく。それがいつでも国防力に転化し、軍事力に転化する、そういう関係にあるんですよ。私はどうしてもその辺のあなたの認識がわからない。これは幾ら議論したところでおそろ

く解決せぬ問題でしょう。
次に伺いますが、台湾の第一次円借款が一億五千万ドル行なわれましたね。それはことしの四月二十五日で一応期限は切れたはずであります。この結果はどうかになっておりますか。
○説明員(鹿取泰衛君) 四十年に中華民国に対して一億五千万ドル相当の円借款を約束したわけでございますが、本年四月までに大体事業計画はほとんどのコミットメントを終了いたしました。その結果、コミットしていない使用残高は約二百七十五万ドル程度相当と大体予想されるところでございますけれども、この使用の残高につきましても、今後この残高については使用しないということになっております。

○矢山有作君 これ打ち切りですか、使用しないということですか。どうなんでしょうか。
○説明員(鹿取泰衛君) 四十年に結びました一億五千万ドルのうち、まだコミットしていません。残った二百七十五万ドルにつきましては、これはもう使用しないということでございます。
○矢山有作君 一億五千万ドルの円借款の中からYSIIが台湾に供与されたという話を聞いておりますが、これは事実ですか。
○説明員(鹿取泰衛君) 事実でございます。これは一億五千万ドルの借款の中の一つの計画といたしまして、YSIIを二機、円借款の対象として取り上げて、先方の民間航空に引き渡し済みでございます。

○矢山有作君 六九年の経済協力白書を見ると、おっしゃるYSIIのことじゃないかと思う項目が、対華円借款プロジェクト別貸付承諾額の中の十六番目に「中華航空」として載っております。載っておりますね。これは大体幾らになるんですか、金額にすると。
○説明員(鹿取泰衛君) 総額で、邦貨で数えまして、十一億三千四百万円でございます。
○矢山有作君 私の承知しておるところでは、円借款などの場合、飛行機なんぞは大体、これは何

も明文の規定はないんでしようが、慣例として出さないということ、あまり出していませんね。これを今度台湾に出したということは、いろいろわれわれの耳に入ること、いろいろのことが言われていまして、何か特別な理由があるんですか。
○説明員(鹿取泰衛君) 飛行機につきましても、延べ払い金融ということで輸出促進をはかっておることは、先生御承知のとおりでございますけれども、台湾の場合におきましては、たまたま先ほど申しました一億五千万ドルの若干のうち、製鉄一貫工場というのを計画していたわけでございます。製鉄一貫工場が余裕ができたわけでございます。そこで、製鉄一貫工場の計画が中止となつて、そのワクだけが余裕ができたわけでございます。そこで、台湾側といたしましては、台湾の民間航空の向上が、これは経済開発に非常に必要だということと要請をしております、わがほうといたしましては、台湾にとっては民間航空の発達が非常に経済上重要であるということを確認しまして、借款の対象とすることに同意した次第でございます。

○矢山有作君 御説明ですが、私はYSIIを台湾に供与したということについては、政府内部でもいろいろ論議があつたやに承知しております。かなりの論議の末これが出たんだらうと思つて、これはまああんまりその内容に立ち入るのもなんです。さういふ飛行機のような非常に軍事転用の可能性の強いものは、なるほど表面向きは民間航空用だと言っておられるけれども、大体出さないというのがいままでの例だつたんでないかと思つて、その点だけ指摘しておきます。
それから次に伺いたいのは、いま、台湾に對する日本資本の進出状況というのはいかがでしょうか。
○説明員(鹿取泰衛君) 台湾に對する民間資本の進出は、件数にして約三百六十件、金額にして約六千万ドルでございます。

○矢山有作君 最近、聞くところによりますと、台湾に對する第二次円借款として三億ドル程度が敵家滄国府首相から要請をされたというふうなことが言われておりますが、この実情はどうですか。
○國務大臣(愛知揆一君) 二億五千万ドル程度の要請が出ておりますけれども、その内容等はまだまだ詳細にわかりません。
○矢山有作君 これは何ですか、ワクとして二億五千万ドル援助をするという方針なんですか、どういふ方針になつてゐるんですか。
○國務大臣(愛知揆一君) これは率直に申し上げます、いま申しましたように、中身の、こちらが取り上げて相談をするまでの具体的な申し入れはまだございません。ですから、いまのところまだどういふふうな始末するかというところはきめておりませんので、私といたしましては、総額幾ら幾らというふうな、いわゆるつかみの借款というものは私は考えたくはないと思つております。やはりプロジェクトベースで、プロジェクトごとに検討してまいらるべき性質の問題であらう、これは私はやはり経済協力というものの筋道ではないだらうかと、こういうふうな考えておる次第でございます。まあ国民経済の発展とか、民生の安定に役立つという観点から、プロジェクトベースで十分検討して、適当と思つたものについて考へるといふのを一般的な基本方針にしてまいりたい。で、これが、台湾の場合におきましても、その原則で私は処理してまいりたいと、かように思つておりますが、二億五千万ドルというふうな言われておりますけれども、まだその内容がわかりませんので、いま申し上げましたようなことは基本的な考え方でございます。

○矢山有作君 台湾の問題にしましても、一九六五年の第一次円借款までは、ほとんど、まあ貿易以外には経済的な問題で日本と台湾とのかわりというものはあんまりなかつたと思つたんです。それが、一億五千万ドルの円借款が行なわれ、それがこになつてかなり経済的な関係が深ま

○矢山有作君 台湾の問題にしましても、一九六五年の第一次円借款までは、ほとんど、まあ貿易以外には経済的な問題で日本と台湾とのかわりというものはあんまりなかつたと思つたんです。それが、一億五千万ドルの円借款が行なわれ、それがこになつてかなり経済的な関係が深ま

た。最近、先ほどおっしゃったような民間資本の進出もかなりなテンポで進んでおる。また、技術援助、技術協力の関係を見ますという、通産省の経済協力白書にありますが、これはもう日本の技術援助、技術協力というのが台湾の場合、圧倒的な比重を占めておりますね。それから進出企業の内容を見ても、キャラメルから化学工業等に至るまで、あらゆる分野にわたって企業進出が行なわれているので、資本進出が行なわれているのです。こうなってきたところから見て、さらに、二億五千万ドルか三億ドルか知りませんが、こうした援助が積み重ねられていくということになりますと、これはやはり日台の間の政治的、経済的な関係というの、ますます強化されていきますね。それでこれはもう明らかに日本の経済の力の中に台湾経済が包み込まれるというふうな形になっていくと思っております。現にすでにそうなっておるといわれている面もあるわけですからね。

そういう状態ですと、これは御存じのように台湾は中国の領土の一部だと、こういう立場を中華人民共和国は貫いておるわけですから、そうするとこれはやはり中華人民共和国との間で好ましい状態ではないと思っております。中華人民共和国は台湾を解放すると言います。ところが日本がどんどん資本進出をしますと多くの権益を持ちますと、その権益擁護のためには台湾が中華人民共和国によって解放されることを何とでも防ごうと、こういう意欲が起こってくると思っております。これは私は、明らかに中華人民共和国と日本との間で緊張激化になっても緊張緩和にはならぬと思っております。ここところはどうか理解すればよろしいのですか。

○国務大臣(愛知揆一君) その点は、先ほど来矢山議員の御意見をいろいろ拝聴いたしました。この点についてもやはり同様の角度からの御意見でございます。私とその点についてまあ意見の相違があるかと思えますけれども、先ほど申しましたように、千四百万人の人民が努力をして成果

をあげているこの状態に対して、民生の安定に対して寄与するという観点から、プロジェクト・バイ・プロジェクトの考え方で協力をするということとは、これは純経済的に見ましても私は適当な考え方ではないかと思っております。しかし先ほど申しましたように、つかみで何でも使えというふうな態度というふうなものは、一般論としても取るべき日本の立場ではないかのように考えまして、具体的な問題が出てまいりましたら、私、いま申しましたような姿勢でもって検討したい。関係各省とも十分協力をしたいと思っております。

○矢山有作君 最初に申し上げました日中問題の解決は、国際信義、それから国益、極東の緊張緩和という立場に立って慎重に検討中だと、こういうことなんでしょうが、私が先ほど来、東南アジア、特に南ベトナム、カンボジアに対する日本の経済協力の状況、またその意図している方向、さらに韓国や台湾に対する経済協力の実情、さらに今後予想される方向等々指摘したのは、こういうふうには戦争状態にある地域の一方の政権に対する経済的な援助、それからいわゆる分裂国家というふうな事か、その分裂国家の一方に対する経済的な強力な援助、こういうことは緊張緩和にならないかということ、私はお伺いしたわけでは、軍事的な面からは、いままでいろいろいわれております。しかしながら経済的な面から見ても、日本政府のとっておる台湾、韓国あるいは南ベトナム、カンボジアに対する経済援助のあり方というの、明らかに緊張緩和と逆行する緊張激化の方向をたどっておるんだということを私は指摘したかったわけなんです。だから、緊張を激化させる方向を経済面においてもとりながら、緊張緩和という上に立って中国問題を考えていくというのは、ちょっと私は矛盾しているんじゃないかと思う。もしほんとうに中国問題を解決するために極東の緊張緩和をはかるというならば、軍事的にはもちろんでありますけれども、経済的な面からも反省をし直す、いままでの行き方を改める、今後も

誤った行き方をやらない、このことが出てこぬようにもならぬのじゃないですか。そういう意味で申し上げたわけですが、どうですか。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま申しましたように、御意見は御意見として私も十分拝聴したわけですが、まあ私も、私の考え方を申し上げます。だいたい長くなって貴重な時間をむだにするかと思えますから、端的に申し上げますけれども、私は、やはりこの国民の、人民であれ、やがて民生が安定して、具体的に言えば相当の経済発展というものが平和的にでき、あるいは国民所得というものが相当に高い程度で安定するようになれば、おのずから力によってどこも戦う、武力を持つて対決していこうというところは、私は終局的になくなって、それが回り道のようにだけれども緊張緩和に通ずる道である、私はこういう一考の方を持っています。これは、これは個人的な考え方で、間違いかもしれませんが、同時に緊張を、いわんや激化するようなふうになる援助というものはもちろん差し控えていかなければならない、かように存する次第でございます。

○矢山有作君 基本的な認識の相違をますます痛感させられるだけでございます。私は最後に申し上げておきますが、いわゆる戦争地域への一方の政権に対する援助、交戦中の一方の政権に対する経済援助は、これは通常の経済援助、経済協力とは異なるということをはっきり申し上げておきたいんですが、さらに分裂国家で相対立した関係にある、いつ武力衝突が起ころるかもしれないというようなきびしい対立状態にある地域の一方の政権に対する経済援助と称するものも、これも通常の経済援助や経済協力ではない。それをやるなら、これはまずまず対立関係をあおり、緊張を激化させ、日本がその一方の政権に加担する、いわゆる経済的な戦争に参加するということになります。幾ら議論しても基本的な認識が異なる問題でありますから、これ以上の議論は続けませんが、しかし政府がおやりになることは、

やがて歴史が証明することになるわけであり、その歴史の証明が日本の人民にとって悲劇にならぬようにしていただきたいと思っております。私は国益というものも、日本の一つの権力者の利益でなしに、日本国民全体の利益の立場に立って考えなければならぬと思っております。いまの日本の経済援助のあり方が、不幸にして日本の国民に罪悪を及ぼすようなことにならぬようにということ、最後に強く要望いたしまして、質問を終わります。

○岩間正男君 本論に入る前に、ガルフの管理権問題についてひとつお聞きしておきたいのです。それは十一月十七日の沖繩特別委員会、政府は、初め、沖繩返還後は、米民政府の布告、指令などは効力を失い、本土法が適用されるという答弁をされました。しかし論議の過程で、実際は、本土法が適用されても既設のものについて適用すべき法律上の規定がないことが明らかになりました。その後今日三日の本院外務委員会の論議の中で、必要ならば新たに法文を設けるなどの措置をすれば済むことだし、担当の運輸省はそれなりに対策しているはずだと、外務大臣ほか外務省担当官の答弁がありました。それに対して私から、外務省が外交の場で取り上げる以上、その内容についても、運輸省が考えてやればよいというふうなものではなくて、外務省自体責任をもって答えられるものでなければならぬ旨を御指摘申し上げました。このことは言うまでもなく御承知のことと思っております。

そこであらためてお聞きしたいのは、政府としてどのような措置を必要だとお考えになつておられるのか、運輸省とも打ち合わせされたことと思えますが、きょうはこの問題について、その点だけを最初にお聞きしておきたいと思っております。

○説明員(千葉一夫君) お答えいたします。最近運輸省も交えまして、沖繩・北方対策庁その他関係の諸省庁といろいろ打ち合わせをしております。で、これにつきましては、復帰とともに米側の種々の指令、布令その他の命令等が効力を

失いますので、それに備えていかなる方策をとるべきかという点につきまして、いろいろ詰めておるような次第でございます。

なお、いろいろ他の分野、たとえば金武湾というところを工業的に開発するために、一元的に種々計画を進めねばならないといった点もございませぬし、まだ結論は出ておりませんが、ただいま鋭意検討中でございます。

○岩間正男君 十二月三日ですから、きょうはもう半月近くになるわけですね。それで、この前のお約束では、運輸省と話し合つてこれに対する具体的措置をきめると、こういうことであつたと思ふんですが、どうもいまの御答弁では非常にこれは不十分じゃないですか。問題は既設の施設に対して適用する条項がない。だから本土法をどんなに適用しても、これは結局そこが穴抜けになるんじゃないか。だから、そこは法改正をするのか、あるいは具体的にどういう措置をするのか、こういうことを聞いておられるわけですね。だから、そういうことを明確にしなければ、どうもいまのような答弁じゃこれはいかぬですよ。

○国務大臣(愛知揆一君) この問題は、まず一番大きなところから申しますと、施政権が返還になりますから、本土法が何らの変更なしにずばりと適用されるという、したがっていままで民政府がいろいろのことをやつておつたとしても、その法令の根拠がなくなりまして失効すると、ここまでは御了承いただいたわけでございます。私はそういうふうな理解をいたしているわけですね。ところが、それからさらに切り込んでの御質問は、それはそうかも知れぬ。しかし運輸省に当たつてみたところが、たとえばその指令に基づく許可を得てつくつたところの建造物等を取り締まる、あるいはこれを破壊せよという根拠になるような法令は現在本土にもないではないか。一体それに対してはどうするか、こういうお尋ねに発展してきているわけだと私は承知いたしております。つまり政府といたしましては、基本的にはこの民政府が出しておりました布令とか、あるいはそれを根

拠に出しておつた指令というものはもうなくなるのだと、これを基本的に言つておりますが、それはよろしいんでございますね。

○岩間正男君 ええ、それはもうあなたたち、そういうおっしゃるのだから、その範囲内では。

○国務大臣(愛知揆一君) そうすると、いま私が申しましたように、ガルフ社ならガルフ社が現につくつておつた、その許可に基づいてつくつておつたところの建造物あるいは施設等が、返還後において民生上これがよいものであるとするならば、そのまま私は残して使つてもいいのではないかと常識的に思います。あるいはまたこれをよく検討してみれば、所要の改変等をさせたほうがいいということも、今度は本土並みになるわけですから、運輸省当局が考えられたとした場合に、その根拠となるところの法令が本土になければ、これは本土の法令の新しい根拠づくりということになり、別途の法令の措置をしなければならぬ、こういうことになると思いますが、問題がそういう問題でございませぬだけに、私は一週間か十日は、岩間さんからおっしゃれば長い時間だと見られるかも知れませんが、もう少しこの時間をちよくだいしなければ、的確な政府の態度を表明するわけにまいりませぬので、まあいましばらくお待ちを願いたいと思つております。

○岩間正男君 ちょっと外務大臣の答弁に食ひ違つてるところがあるのですが、私は、こわすとか何とかというふうなそういう事態だつたらこれはつきりしておるけれども、問題は今後継続して管理運営権がどこにあるか、こういう問題のときに、つまり港灣法の中には、そういう既設のものに対しての適用は条項がないんだと、これではどうにも管理運営ができないではないか、この点について言つておられるわけですよ。何か港灣を取りはずす、こわす、こういうふうになるかどうか、それは先の問題でなければ、とにかくその管理運営権の問題として、私はこれはあつたとき問題にしたわけですから、そこは少し食い

違ひがあると思つてから明確にしておきたいと思つております。

○国務大臣(愛知揆一君) 問題の所在は、岩間さんと私の間ではわかつたように思つておりますから、また、私もさうに理解しておつたわけで、取りこわす云々はたとえて申し上げたわけでございます。施設を新たに作る、あるいは管理権を新たに認めるという場合には本土の法令にございませぬけれども、できてしまつたものの引き継ぎと申しますか、それからあとの処理については、よるべき法令がない。はたして法令の必要があるかどうかという点を含めまして、いま少し運輸省その他専門の当局で検討してもらいたいと思つておりますから、いましばらくお待ちいただきたいと思つております。

○岩間正男君 まあ、この臨時国会もあさつて終わるわけですね。臨時国会の劈頭には質問したわけですが、一応の結論を得ておかぬと、どうもじんぜん日を送つたんで、まだまだその間相当国会が開かれないのですね、どうなんですか。これは聞いておつてはつきりしないことには、どうも私たちはそこを、やはりちよつどもいま公書法の中で、政令にゆだねるというので、政令の内容がわからないと突進がわからないと、同じような意味を持つておられるんですね。これはどうなんですか。あつたあたりでもこれは一応のなにを示してはいいのですかね。

○国務大臣(愛知揆一君) いま率直に申しましたように、あつた、あつたというわけにはまいりませぬので、そこは事情を御了解をいただきたいと思つております。それから、外務大臣だけでは何ともお答えできないんで、私もそのほうの専門でもございませぬし、知識もございませぬので、御了承いただきたいと思つております。

○岩間正男君 これはまあ保留しておきましょう。とにかく、この問題については何だつたら運輸大臣でも来てもらつて、ここで明確にしたほうが一番いいんじゃないか、これは問題解決つきませんよ。どうもこの前お会いしたときはすくにも

返事があるように思つておつたんですが、こういうことでまあ大体沖繩返還の実態を私たちが実際は知ることができたと、つまりガルフがあつたに

入るかどうかというところは非常に大きな、これは日本の石油産業自体にとつて非常に重大な影響を持つつわけでしょう。ことにまあ南の支那だなどというところをいわれておつた、それからアメリカ石油資本があつたを非常にねらつてきていて、これは今日明らかだと思つて、実はこれは決して単純な問題だとは考へていないわけですね。だから、沖繩返還を前にしての政府の産業政策に対する基本的な一体考へ方はどうなのかという課題とはつきり関係のある問題なので、そういうようなことを明確にしておいて、できるだけ早くこれに対しての結論を得て、示してもらいたい。その上で、私は当委員会なり外務委員会で質問したいと思つております。いいですね。

○国務大臣(愛知揆一君) はい。

○岩間正男君 それじゃ次に伺ひしますが、外務省設置法には、日本が昨年軍縮委員会に参加したことに基づく日本代表部設置の件があげられているわけですね。そこできょうは日本の軍縮委員会での活動について、その一つの大きな柱になつてくる生物・化学兵器の禁止の問題をめぐつて、三質問したいと思つております。

問題は具体的なところから入つたほうがよいと思つておりますので、まず最初に、沖繩の米軍の毒ガスの問題からお聞きしたいと思います。米国防総省は、去る四日、沖繩にある毒ガスをジョンストン島に移すこと、最初の積み出しを近く実施する計画であること、沖繩の復帰以前には完了すること、などを発表しました。その内容は、最初の積み出し量が一万三千トンのうちわずか一割、そのこの百五十トンであり、これでは積み出しそのものの完了までに相当長い期間を必要とすると思つて、まあこの量でいきますという、八十五回くらいかかるわけだというように私は計算したわけですが、これはどういふことになりましょか。

○国務大臣(愛知揆一君) 本件につきましては、実はきょうも参議院の沖繩特別委員会で詳細に御説明申し上げたところでございますが、百五十トンにまことにございまして、一万三千トンからすれば微々たるものでございます。そこで政府としては、さつそく十二月五日以来、対米折衝をあらためて展開しているわけでございまして、十一日に責任者のヘイズ第二兵たん部司令官を東京に招致いたしました。関係当局間で説明を詳細に聴取をし、それから移送計画等についてもいろいろとこまかく検討いたしましたわけでございまして。米側としては、百五十トンというのは第一回でございまして、念には念を入れて安全輸送をしたいという事で、こまかくは報道されておりますが、省略いたしますけれども、これを公開で広く沖繩の方々にも十分事情を説明してやる、その移送、運搬は日中だけに限ってやる、それから日本側官憲の立ち会いを認めるというふうなことを基本的な合意といたしまして、それからこまかい移送、運搬の計画も相当詳細にわたってわれわれも承知することができましたが、なおそれを根拠にして一そう安全にこの作業が終わるまでに、徹底したひとつ協力を要請いたしておるわけであります。

それから八十何回の輸送云々というお話がございましたが、これは一万三千トンを百五十トンで単純に割るといふようなところから出てくる一応の見解で、ごもつともだと思いますが、米側としては、第二回輸送からはこの単位が、船積みの量が、大体単位が違つ、つまり千トン以上の単位で移送することができるようになります。相当大幅の量になりますから、全体の撤去については、ジョンストン島の準備と、それから配船計画と、船積みは四日間、いろいろの関係で安全船積みのためにかかると、ジョンストン島まで航海に十日間かかる、船便等を考え、そうしてかつこれをスピードアップすることは、私のすでに受けている印象としては、かなり当初の予想よりは繰り上げることができるとはなからるか、そういう点に

ついて、たゞいま細部にわたつてさらに米側と折衝を続けておりますから、最初予想されましたよりは早く、どんなにおそくとも沖繩返還には支障を与えない、きれいな姿で沖繩の本土復帰が実現できるというふうには見通しております。なお沖繩特別委員会では、各党全会一致で本日も決議ができました。その決議を体しまして、われわれとしてはさらに最善の努力を続けてまいりたいと思つております。

○岩間正男君 私もいま決議を拝見したところで、われわれはこのような毒ガスの撤去は一日も早くといふまでも要求したし、そういう立場からこれは促進のために質問をしているわけですが、ただ私が心配するのは、愛知外務大臣は、五日朝のことですが、まあ古いことになりませんが、直ちにこのとき談話を発表されて、政府のたいに歓迎するところである、こういうふうにして述べられておられる。ただ私が心配しているのは、これに関連して思い起こすことがあるわけですが、昨年十二月二日に、アメリカ陸軍省が、一カ月以内に毒ガスの撤去を開始し、今年の春までには完了すると発表されたことがあります。このとき保利官房長官はこう言つておられる。政府としては今度の米側の措置を歓迎する。やはり同じようなことばを語つておられる。それからまた本年の九月には、中曾根防衛庁長官も来春までに撤去するというレアド国防長官の約束を得たはずで、これは沖繩にその直後にいかれていふん宣伝されたんです。こういうことがありますので、もちろんまあ愛知外務大臣が三たびこのような撤去を踏む、繰り返すことを望んでいられるのではないと思つておられる。しかし三たびこのような撤去を踏まないためには、そのための歯どめというものはつきりなされなければならぬ、こつこつと歯どめを置くわけですが、だから外務大臣はここにこの歯どめを置かれるのか、また間違って沖繩返還後、沖繩を含めた日本全土に、生物兵器が置かれぬか、米軍の化学兵器、生物兵器が置かれぬか、この点ををはつきり確言することができるとはなからるか、この点をあらため

て念を押しておきたいと思つておられる。○国務大臣(愛知揆一君) これは岩間さんにも御理解をいただきたいと思つておられるが、本件が起りましてから、まあ私といたしましては実におかしい、またいらいらした折衝を続けてまいりまして、今度こそはほんとうである、あと戻りはしないうことばにあらわされておるわけでございまして、もう何べんも何べんもこの件については、私自身がアメリカ側の国務長官、米政府当局に訴え、かつ努力をしてきたところでございまして、今度は、いま私のことばで申しますれば、今度こそはあと戻りをしてはいけないという私としては確信を得た次第でございまして、ただ、いま歯どめを言えとおっしゃる点については、これから鋭意その折衝を続けまして、その経過から、あるいは結果からほつきりと歯どめ、たとえばこつこつという時期にはこつこつ計画で実施に移る、あるいは第一回の移送の結果、安全性はまず大丈夫というふうなことが事実の上にはあらわれたというふうなことを合わせまして、確信を持ってお答えをするようにさせていただきます。○岩間正男君 その外務大臣の確信はまあこれだと思つておられる。しかしこれもさることながら、結局私たちがほんとうに安心をさせるのは、米側の詳細な計画書ですね。計画書を出して、こつこつこうなんだというの、見通しのある、こつこつに返還後ということになりますと、一年半なんです、その一年半にどういふ計画でこれはやられるのか、それをこれは検討することが、沖繩百万の県民をはじめとしてこれは日本国民の当然の私には要求だといふように思つておられる。この確信はあるのですか。確信だけでは、やはり具体的にさういふ裏づけがほしいのです。これはどうなんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) そこで、先ほど申しましたように、いままで合意ができたことでも、公開をして、日本側の官憲が立ち会い、これはまず

第一回の移送については、これで私は安全性の確保ということができると思つておられる。何しろ時間的にも、決議にもありましたように一日もすみやかにということがそのとおりでありまして同時に、安全性の確保ということもまた非常に大切なこととございまして、こつこつと一つ一つ積み上げて、そしてそれを具体的に示して沖繩の方々の御安心をいただきたい、かように存じております。

○岩間正男君 ちろん、われわれはスピードと安全、だから、安全でもスピードのある、そういう撤去をこれは要求するわけですが、政府がアメリカに撤去を要求しているガスの内容ですが、これは致死性のガスに限つていたと思つておられるが、そうではありませんか。○国務大臣(愛知揆一君) 今回のガスはカラシ化学剤HDが百五十トン余り、そして、そのほかにGBすなわち神経性化学剤、それから同じく神経性化学剤VX、これがございまして、この合計が一万三千トンでございますが、この全部が致死性といわれるものでありますので、この全部の撤去——これはレアド長官の発表にも、すべてということが公表されております。○岩間正男君 そうすると、その点は確認しておきたいと思つておられる。従来本土にはないと言つていたのは致死性のガスに限つてのこと、その他の、致死性以外の生物・化学兵器が本土にあるのかどうかは、今年の春段階でお聞きしたときはわかつていなかった。その点国会でかなりこれは追及されたわけですから、当然お調べになつておられると思うのですが、本土に米軍の致死性以外の生物・化学兵器はあるのか、また、沖繩にあるのか、この点について、これはどういふふうにつかんでおられますか。○国務大臣(愛知揆一君) 致死性のものは本土にはもちろんございませぬ。それから沖繩におきましては、ただいま申しましたように致死性のガスはすべて撤去する。そして、その銘柄はこれこれということが相なつております。

○岩間正男君 致死性以外のものについてはどう
なんでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) たとえば催涙ガスと通
称いわれているような種類のものは、これはある
かないか、私、ただいまはつきりいたしておりま
せん。

○岩間正男君 これは致死性のガスだけが問題な
んでは実はないだろうと思うのです。これはあと
でお聞きしますけれども、致死性以外のガスのこ
とが、ともするとこのところの関心から
はずれているというところが非常に大きな問題が
ある。私たちは、だからこの前の春の国会で、一
体、このような致死性以外で、しかも非常にこれ
人命に影響を持つ、そういうガスについてはどう
ですか、これは当然調べられる必要がある、こう
いうことを追及したわけですが、これにつ
いてはお調べになっていらつしやらないというこ
とですか。いまの御答弁ではあまり関心がないよ
うに思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 政府としての最大の関
心は、一九二五年のジュネーブ議定書において使
用禁止され、かつ、日本がこれに参加いたしまし
たこの致死性ガスというものを一番問題にしてお
るわけでございます。これに関する限りは先ほ
どお答えしたとおりでございます。それ以外につ
きましては、まだ調査不十分のところもあろうか
と思えます。

○岩間正男君 いまのお話のとおりだと思つので
すが、これはちょうどこの五月七日に衆議院
外務委員会、わが党の不破書記局長と愛知外務
大臣の応答があります。不破「沖繩から日本政府
が撤去を求めたのは、致死性のガスに限っている
わけですか。」愛知外相「致死性のガス、……お
配りいたしました表の中に入っているようなもの
は、アメリカとしては本土にはない、それから沖繩
からは撤去をする、こういうことになっておりま
して、不破「そうすると致死性ガス以外の化学・
生物兵器ですね、これについてはこの表に入らな
いものはアメリカが沖繩に貯蔵をしていて

も、それからあるいは本土に貯蔵していても、こ
れは日本政府としてはそれについてはとやかく言
うつもりはないということでしょうか。」愛知外
相「その事実について……調べたことはございま
せん、」こういうことになっておるのですが、
そのままといいことでございませうか。

○国務大臣(愛知揆一君) そのままでございま
す。

○岩間正男君 これはやはり私は大切だと思いま
す。これはあとの質問と関連して、これは聞いて
いけばつきりするわけですが、結局致死性以
外のものは、沖繩返還後の沖繩を含めた日本全土
からなくなる保証は取りつけていない、こういう
点がこれは明らかになつたと思えますけれども、
それでよろしいですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは撤去の問題だけ
ではございせん、これは日本自体としても問
題である点だと思えます。政府としても先ほど申
しましたように、使用の禁止というの一九二五
年の議定書にいらつておる範疇の致死性毒ガス、
こういうことが政府の見解でございます。

○岩間正男君 いままでこの質問でも明らかに
なりましたように、私は今回の米國務長官の発表がそ
のまま実施されればこれで足りるといったものでは
ないと思つておる。大臣は、政府として歓迎
すると言われました。しかし沖繩側では、屋良主
席が、大臣と同じ五日の朝の談話の一節で次のよ
うに言われました。今度撤去されるのは、一万三
千トンの毒ガス兵器のうち、わずか百五十トンだ
けで、これは即時全面撤去という県民の要望に背
を向けたものである。これでは撤去開始の公表と
いうよりも、撤去作業が全体としておられるとい
う言明と同じではないか、こう言っておられる。
そうしてさらに、本土政府は、この際、みずから
の国民の生命、財産を守る立場から、強力な対米
折衝をすることを要求する、こういうふうなこれ
は言っておられるわけですか。そうして屋良主席自
身が、七日には、フィアリー米民政官に会つて強
硬に全面撤去を申し入れておられるわけですか。これに

対して民政官は、本土政府に伝えるとしか答えて
いない。そこで、その米本土政府と直接交渉でき
るのは、言うまでもなくこれは本土政府以外にな
いのですから、本土政府はさらに一そうこの問題
を明確にする努力をしなければならぬと思いま
す。現地の新聞の社説もこの問題を取り上げてお
り、単に現地だけではなく、本土の新聞の社説
もしばしば重大な問題として同様な社説を、主張
を繰り返しているわけですか。ですから、いまや日
本一億国民のこれは共通の声です。きょうこの
ような決議が出されたということでありまして、
われわれは今後政府のなおいさうのこれに対する
努力というものを要求したいと、こういうふう
に思つておるわけですか。

さて、この致死性以外の生物・化学兵器につ
いて本土のものを含めて今後その有無を調べ、これ
を撤去させる意思があるかどうかというところが、
私はきょうの質問のこれは主題として非常に重要
だと思つておる。これはいかがでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げました
とおりに、当面政府の最大の関心事は致死性ガス、
これを持たない、持ち込みも許さないということ
だと思つておる。それ以外の点につきましては、政
府の見解をまだはつきり申し上げる段階ではござ
いせん。

○岩間正男君 まあこれはあとの質問で具体的に
なりますが、そういうような御答弁ではこれは不
十分なことになる。明らかじゃない。

まあ続けます。昨年八月わが国が加入して間も
ないジュネーブの軍縮委員会、朝海代表は、わ
が政府は、化学・生物兵器が使用される可能性を
除去するためには、これら兵器の使用を禁止する
だけでなく、これら兵器の開発、製造及び貯蔵をも
禁止することが緊要であるという見解を有してい
る、ということ、これはあつて演説をした。
また、化学・生物兵器を軍備から除去するとい
うわれわれの願望は、単に核軍縮の達成に劣らず強
いものである、とも言っておるのです。そうした
考えの基礎として、B C兵器の大部分のものは無

差別大量破壊目的のために使用され得る点を指摘
しています。しかしこのような発言が真に実のあ
るものとして生きてくるためには、それが現実の
事態にどうあらわれるかという点から見なければ
ならないと思つておる。今日世界で、国内治安の問
題での催涙ガスの使用等の問題は別として、先ほ
どおっしゃつた催涙ガスの問題、そういうものは
別として、国際紛争の場で化学兵器が使用されて
いる事実としては、ベトナムにおける米軍の使用
をあげることができると思つておる。この事実は、こ
れはお認めになるでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は前にも御答弁
いたしましたと思つておるけれども、米軍がベトナム
でどういふガスを使つておるか、これについては
催涙ガス、枯葉剤ガス、これを使用したものと伝
えられたわけでございます。それ以外の毒ガス
が現実使用されたことはない、かように承知
いたしております。

○岩間正男君 これは向こうにお聞きになつても
向こうは答えないかも知れぬが、しかし、これは
米政府に対して問ひ合せをしたことがありませ
うか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私がいま御答弁したと
おりで、それ以外の毒ガスを使用したことはない
と政府は承知しておるわけでございます。

○岩間正男君 そうすると、ずいぶんあなたのは
うの情報は不的確ということになりますね。たと
えば九月中旬に、「アメリカの戦争犯罪を告発する
南ベトナム委員会」というのがございまして、これ
は私たちがもしばしば、もう十年前からこれは論議
しておりましたよ、ベトナムの問題の中で、それによ
りますと、本年に入つてからの九月月間に、二十五
省十四万五千ヘクタールの土地に化学兵器の攻撃
が加えられ、十八万五千人が被害を受け、うち三百
人が殺害されたということをはつきりこれは報告
されている。また広大な地域で農作物が毒薬で枯ら
されたということも報告されておる。このよ
うな生物・化学兵器によって現実に引き起こされ
ておる事態を調査の上で、外務省ははつきり方針

を立てられ、軍縮委員会に臨んでおいでになるのか、その辺が非常に重要な問題でございいますから、ありのままのところをお知らせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 軍縮委員会に参加いたして以来の日本政府としての主張や行動については、詳しく御承知のとおりと思ひますから、詳しく申し上げることは省略させていただきますと思ひますけれども、生物・化学兵器につきましても、検証の技術的な方法というものが国際的に確立されることが必要であろう。そのために国際的な専門家をまず開催して、そうした専門家を以て種々の具体的な検証方法に関する諸提案をさせなければならぬということも積極的にわが代表が力説を当初以来いたしておるわけでございまして、基本的にはこうしたいことがまず国際的にはつきり確立するというのが何よりのことである、かように考えて、なおこの活動についてはこれからも忍耐強くかつ強力に展開してまいりたいと思ひます。同時に、日本には相当なこの道の専門家もおられるわけですから、私もといたしましても、日本国内部としても十分の研究をしまして、こうした研究が具体的に軍縮代表を通じて、世界の世論に対して同調を求めようように強力にこれからの運動を展開したいと思ひます。

○岩間正男君 これはまたそれですが、朝海代表の演説はなかなかいいようなことを言っておりますけれども、結局実際はあそこで主張しているのは、検証の問題を出してきて問題をすりかえてくる、それで、そういうふうなことで実際にこの軍縮委員会そのものの性能がどうなっている、こういうところに課題があると思ふんですね。私の聞いているのは、とにかく「アメリカの戦争犯罪を告発する南ベトナム委員会」がいま申し立てようなこの広大な被害について発表しているんですね。この事実を一体最初から問題にしない、頭に入れないというなら別ですけども、こういう事態をもっと調べて、その上に立ってこれは軍縮会議に臨むかどうか、その立場ですね。基本的な立って

いる認識の度合い、そこが非常に重要だと思ふんですけれども、認識のほうはされなくて検証の問題だけそこでやりますと、妙な役割りになると思ふんですね。この点は私ははつきりさせる必要があると思ふんです。どうです。しかもベトナムの様子をもっと調べられる必要がある。これは非常に情報が必要だと思ふんですが、ずいぶんあるんですね。

最近、写真班の記者の方が相当テレビなんかでも報道されている。すごいのがあつてでしょう。ああいうのは黙っていられない問題だ。だから、この中でベトナムでは多くの婦人、子供、老人を含む非戦闘員が殺されているのですよ。田畑を荒廃させている化学兵器は、いわゆるジュネーブ議定書であげられていない兵器で殺されている。日本政府が大目に見ている。そうして米軍がわが国の本土に置いてあるかどうかかわからない。これもどこへもただしてない。したがって撤去も要求してないし、非致死性であるといわれる化学兵器によつて殺され、苦しめられていられるのが現状です。ここが非常に重大だと思ひます。

これがうそでない証拠を今日私はこへ持ってまいりました。これは委員長にお願いしますが、この資料は、記者団それから関係の方に配ることをお許しください。——ちよつと配ってください。まあ見てください。大臣にもあげて。大臣と委員長に先にあげて。委員の方にもないか。部数は足りないか。もっと作らなければだめだよ。——これはまあ米陸軍省から発行された「ゲリラ作戦における暴徒鎮圧剤、火炎、煙幕、植物滅殺剤および人間探索器の使用」と称する教則本です。CSIの使用法が出ています。政府流の考えによれば、おそらく単なる催涙剤にすぎないと言つてしまう。ところがこの冊子の説明によると、そう単純ではないのです。平常の天候条件だと、開けた平地でも二週間効力が残る。そのガスで、目的物であるインドシナの人民が脱出でき

ないほどの十分な広さと厚さでおおつてしまふ。つまり地上に降つておいた巨大な催涙ガスの部屋に二週間も人間の集団を閉じ込めるわけなのです。ですから、結局は死にます。これが非致死性ガスの実態なんです。これはもう詳細、米軍の冊子の教本に出ている。

そこで問題なのは、本年三月十日に軍縮委員会で行なわれたわが国の安倍代表の一般演説です。安倍代表いわく、本年二月十四日に行われた米大統領の化学・生物兵器問題に関する声明は、軍縮委員会における本件問題の討議に好ましい雰囲気をもたらすものとして歓迎する。ここでもまた歓迎しているわけですね。さらに、ニクソン大統領が米国の新政策として生物及び毒素兵器の一方的放棄を宣言した英断を高く評価する、こう言っています。ところが、その実態はどうですか。いま現にベトナムで殺人に使われている催涙ガスや植物滅殺剤を海外で使用する権利はこれを保有する、という、ごていねいにもスポーツクスマンの注釈つきのもので、これは本年の二月十六日付の朝日新聞にそのことが報ぜられている。日本代表が軍縮委員会で称賛しているニクソンの英断というものはこういうものなんです。これでは私はいけないと思ふ。どうですか。私はこの事実があるから、非致死性のこの毒ガスについても沖繩において、また本土において、単に致死性のガスだけの取り締まりだけではたいへんなこれは抜け穴がある。とんでもない法王庁の抜け穴ですよ。これは、こういうものではこれは話にならぬと私は思ふのであります。こういう点についてはつきり明白な態度を外務省はこれは私にとるべきだとどういうふうにご考えますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(愛知揆一君) いろいろと御意見承りましたが、現在の政府の立場としては、とにかくこの致死性のガスとしてあげられているもの、そして国際的にも致死性のものとして認められているもの、これを沖繩から一日もすみやかに撤去をするということに全力投球をしておるわけでご

ざいます。そうしてこれは日本にない、こういうわけでございますから、いまおあげになりましたまはるのことにつきましては、十分政府といたしましてこれからは勉強をさせていただきますと思ひます。

それから、なお、いまおあげになりましたような角度からの問題の取り上げ方は、やはりこれはバイラテラルに二国間でどうかというふうな取り上げ方ではなくして、これはやはり国連というふうな場で取り上げらるべき性質の問題ではなからうか、いまお問ひのあります間に私として頭に映る感じを申し上げます、さうなことに相なります。

○岩間正男君 だから、まあ日本政府の軍縮委員会に対する基本的な態度がどうかということがこの問題の中で問われているわけですよ。私は、本法案のこの外務省設置法案の関連の中で、軍縮委員会の問題が一つの課題として出されておる。この性格を明確にするということが当委員会のまきになさねばならない任務、こういう立場からこれは御質問を申し上げたいと思ふので、と、とにかくそういう点から言いますと、単にアメリカの肩を持つていこうという形だけでは非常に不十分だし、それから致死性のガスだけの取り締まりということだけでは、いま言ったようなたいへんな大きな抜け穴があるので、すから、もっと基本的な態度をとる必要があると思ふ。

われわれは前国会で、一九二五年のジュネーブ議定書の批准にあつては、これは当然のこととしてこれに賛成しました。これは私は参議院の予算委員会でも五年前にも毒ガスの問題を取り上げて、この時代からこういう問題はこれは主張してまいりました。しかし現在五十年に近しい歳月を経て、現実の事態をこのジュネーブ議定書はもうカバーし切れないと思ふのです。これを補足するための努力を外務大臣に私たちは要請したはずですよ。すなわち生物・化学兵器の禁止範囲を、現実にはベトナムやラオスで非戦闘員を含めて

大量に殺傷し、広大な田畑、山林を荒廃させているという事実をもとにして、嘔吐、催涙、精神錯乱ガス等にまで拡大するよう世界に働きかけ、この実現をはかるべきだということを、これは日本がほんとうに日本の立場から考えて、ことに核の被害国というような問題もありまして、当然私はこういう立場をとるべきだ。単にアメリカのそういう見解のワタ内での問題を論じておつたのでは、世界の平和に対して貢献できないんじゃないか、こういうことを申し上げているのですが、この軍縮委員会のまじになすべき性格としての基本的な立場はどうなのかということについて、あらためて大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申しましたが、日本といましては、軍縮委員会に参加以來、この場をできるだけ活用いたしまして、B C兵器についてももちろんでございます。あるいは核兵器の問題、地下核実験禁止の問題、その他等々にわたって幅広く日本らしい自主的な活動をいたしたいと考えまして、衆知を集めて具体的に検討を進めておるわけでございます。私といたしましても積極的、意欲的に、前々から申し上げておりますように取り上げておるつもりでございます。が、なお本日いろいろの角度から御意見を承ることができまして、たいへん私は有益だったと思えます。

アメリカとの共犯の場所にしてはいけない。このような欺瞞的な内容を実は軍縮委員会は持つております。わが党はこういう立場から言うと、この軍縮委員会そのものの性格が現状のままではこれは賛成することができない。聞くところによると、会議は何回も持たれて、しかもつくつたものは何か、二メートルの書類だといわれている。これが軍縮委員会の任務だ。こういうことでは非常に欺瞞でありますから、代表部を設置することにあたつても、私たちはこういう問題を再検討することが絶対必要になつてきているんじゃないか、こういう見解をこれは申し添えて、私の質問を終わります。

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十六分散会

昭和四十六年一月十二日印刷

昭和四十六年一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局